

# 令和 3 年度 包括外部監査結果報告書

地域経済の活性化及び雇用の創出に関する  
施策の財務事務の執行について

令和 4 年 2 月  
八戸市包括外部監査人  
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

|          |   |      |
|----------|---|------|
| 地方自治法    | ⇒ | 自治法  |
| 地方自治法施行令 | ⇒ | 自治令  |
| 八戸市財務規則  | ⇒ | 財務規則 |

## 4. 用語について

施設等の名称に付されている「八戸」、「八戸市」、「八戸市立」、「八戸市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「八戸市」をいう。

## 目次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 第1章 監査の概要                                    | 1  |
| 1. 監査の種類                                     | 1  |
| 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）                          | 1  |
| 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由                     | 1  |
| 4. 監査の対象期間                                   | 1  |
| 5. 監査の実施期間                                   | 1  |
| 6. 監査従事者の資格及び氏名                              | 2  |
| 7. 利害関係                                      | 2  |
| 第2章 国及び市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と市の人口の現状及び将来展望について | 3  |
| 1. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について                     | 3  |
| （1）国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について                   | 3  |
| （2）「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について                  | 5  |
| 2. 市の人口の現状、将来展望について                          | 8  |
| （1）人口の推移                                     | 8  |
| （2）自然動態、社会動態                                 | 8  |
| （3）将来推計人口                                    | 11 |
| （4）市における人口の将来展望                              | 11 |
| 第3章 監査の方針及び監査対象の決定                           | 13 |
| 1. 監査の基本的な方針                                 | 13 |
| 2. 監査要点                                      | 13 |
| （1）法令等への準拠性                                  | 13 |
| （2）事業の有効性                                    | 13 |
| （3）事業の経済性、効率性                                | 14 |
| （4）補助事業について                                  | 14 |
| 3. 監査手続                                      | 14 |
| （1）監査対象事業の概要把握                               | 14 |
| （2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問                        | 14 |
| （3）現地視察                                      | 15 |
| 4. 監査対象事業の選定について                             | 15 |
| 5. 監査対象事業                                    | 16 |
| 第4章 外部監査の結果及び意見（総論）                          | 18 |
| 1. 監査の結果及び意見の総括                              | 18 |
| 2. 監査の結果及び意見の概要                              | 19 |
| （1）事業の事務執行上の誤りについて                           | 19 |
| （2）事業の経済性、効率性、有効性について                        | 21 |
| （3）委託事業について                                  | 23 |
| （4）補助事業について                                  | 24 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| (5) その他の監査の結果及び意見 .....               | 26  |
| 第5章 外部監査の結果及び意見（各論） .....             | 28  |
| 1. 八戸ポータルミュージアム事業（八戸ポータルミュージアム） ..... | 28  |
| 2. 商店街交流人口拡大支援事業（商工課） .....           | 36  |
| 3. 地域企業支援体制強化事業（商工課） .....            | 41  |
| 4. 産学官共同研究開発支援事業（商工課） .....           | 45  |
| 5. 商店街魅力づくり環境整備支援事業（商工課） .....        | 51  |
| 6. 海外販路拡大事業（商工課） .....                | 56  |
| 7. はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業（商工課） .....   | 61  |
| 8. 八戸市貸工場運営事業（産業労政課） .....            | 66  |
| 9. IT産業集積促進事業（産業労政課） .....            | 73  |
| 10. 企業誘致セミナー開催事業（産業労政課） .....         | 82  |
| 11. 企業誘致情報発信事業（産業労政課） .....           | 85  |
| 12. 無料職業紹介事業（産業労政課） .....             | 87  |
| 13. 求人情報無料ウェブサイト運営事業（産業労政課） .....     | 87  |
| 14. 技能者養成に対する補助（産業労政課） .....          | 93  |
| 15. 地域事業所人材獲得等支援事業（産業労政課） .....       | 96  |
| 16. フロンティア八戸職業訓練助成金制度（産業労政課） .....    | 100 |
| 17. 移住支援金支給事業（産業労政課） .....            | 103 |
| 18. ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業（産業労政課） .....   | 107 |
| 19. 若年者・離職者対策事業（産業労政課） .....          | 112 |
| 20. 八戸都市圏交流プラザ事業（観光課） .....           | 115 |
| 21. 物産販売促進事業（観光課） .....               | 121 |
| 22. 畜産関連産業振興事業（農林畜産課） .....           | 124 |
| 23. 漆産業振興事業（農林畜産課） .....              | 127 |
| 24. 担い手総合支援事業（農業経営振興センター） .....       | 131 |
| 25. 環境保全型農業普及促進事業（農業経営振興センター） .....   | 137 |
| 26. 南郷新規作物研究事業（農業経営振興センター） .....      | 140 |
| 27. 農業新ブランド育成事業（農業経営振興センター） .....     | 148 |
| 28. 地域農業経営再開復興支援事業（農業経営振興センター） .....  | 152 |
| 29. 水産業復興ビジョンの推進（水産事務所） .....         | 159 |
| 30. 水産物流通加工振興事業（水産事務所） .....          | 164 |
| 31. 漁船誘致推進事業（水産事務所） .....             | 167 |

## 第 1 章 監査の概要

### 1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

八戸市の国勢調査における人口は、合併前の 1995 年における旧南郷村の人口を合わせた 249,358 人をピークに減少が進んでおり、2015 年には 231,257 人となっている。国全体として少子高齢化が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続しており、若年層を中心に地方から東京圏に人口が流出し続けている。八戸市の生産年齢人口（15～64 歳）は 1995 年をピークに減少に転じており、生産年齢人口の減少に伴い、市内企業においても人手不足が叫ばれるようになった。

そのような中で、八戸市においては「第 6 次八戸市総合計画」において、戦略プロジェクト「生業づくり戦略」の展開、第 2 期「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標を設定し事業展開することで、地域経済の活性化、雇用の創出、東京圏等からの移住や人材の還流等により、持続可能な地域社会の実現、人口減少の克服を図ろうとしているところである。以上のことから、地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について監査する意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

### 4. 監査の対象期間

原則として令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和 3 年度の執行分を含む。例えば、令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染拡大により事業費が大幅に落ち込んだ事業については、令和元年度以前の執行分も監査対象としている。

### 5. 監査の実施期間

令和 3 年 6 月 30 日から令和 4 年 2 月 15 日まで

## 6. 監査従事者の資格及び氏名

|         |       |        |
|---------|-------|--------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 荒谷 祐介  |
| 監査補助者   | 公認会計士 | 渡邊 雅章  |
|         | 公認会計士 | 山崎 愛子  |
|         | 公認会計士 | 鳩 健二   |
|         | 公認会計士 | 森田 清人  |
|         | 公認会計士 | 長谷川 哲央 |
|         | 公認会計士 | 鈴木 崇大  |

## 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 国及び市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と市の人口の現状及び将来展望について

### 1. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

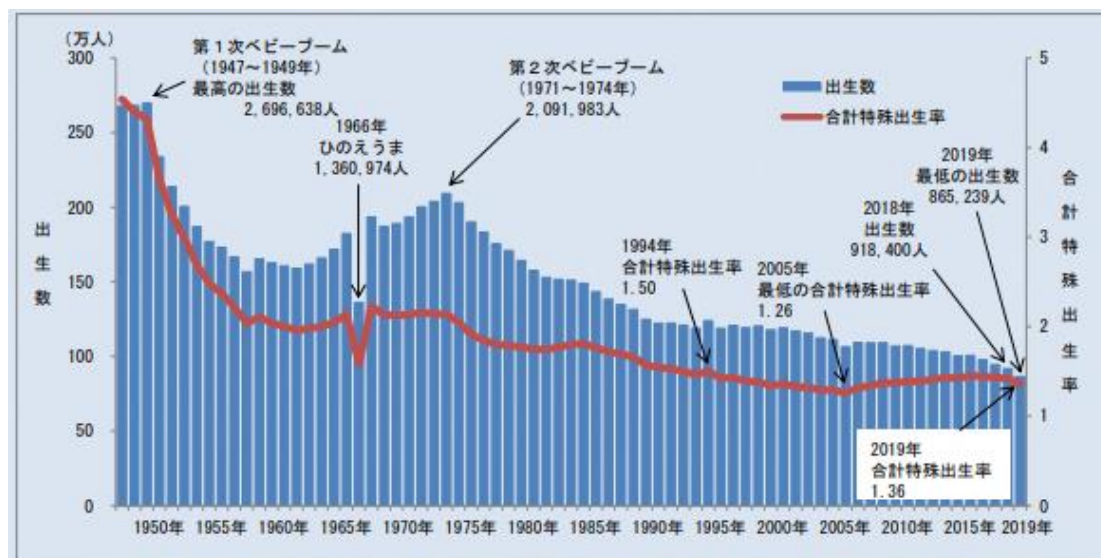
日本の人口減少・超高齢化社会、人口の一極集中を是正するために、国では、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下、「長期ビジョン」という。),「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第 1 期総合戦略」という。)を閣議決定した。そして、この第 1 期総合戦略のより一層の充実・強化を図るために、令和元年 12 月、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第 2 期総合戦略」という。)を閣議決定した。

そこで、国の第 1 期総合戦略、第 2 期総合戦略が閣議決定された経緯と、市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、見ていくこととする。

#### (1) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

日本は 2008 年をピークとして人口減少局面に突入しており、「人口減少・超高齢化社会」を迎えている。全国各地で、人々の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための取組みが行われており、出生率が改善された市町村も生まれてきている。【図表 出生数・出生率の動向】を見てみると、我が国の合計特殊出生率は、2005 年に最低の 1.26 を記録した後は上昇傾向となり、2015 年には 1.45 まで上昇したものの、2019 年には 1.36 となり、8 年ぶりに 1.4 を下回った。また、年間出生数も 2015 年の 100 万 6 千人から、2019 年は 86 万 5 千人まで減少するなど、減少傾向が続いている。

【図表 出生数・出生率の動向】



(出所:第 2 期総合戦略)

また、【図表 日本の人口・高齢化率の推移】によれば、2015 年から 2019 年までにかけて総人口は 92 万 8 千人減少しており、高齢化率<sup>1</sup>は 2019 年で 28.4%と過去最高値となっている。

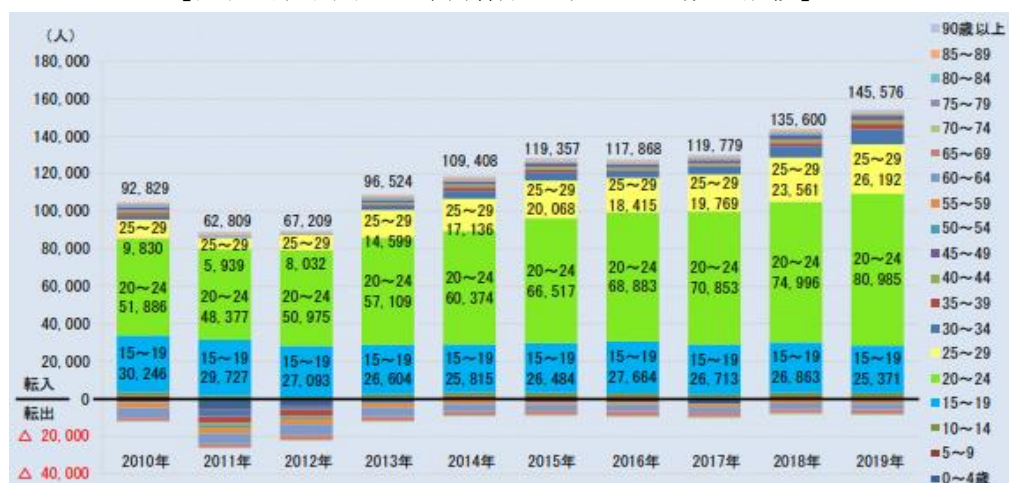
【図表 日本の人口・高齢化率の推移】



(出所:第2期総合戦略)

さらには、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。【図表 東京圏への年齢階級別転入超過数の推移】を見てみると、東京圏への転入超過数は増加傾向にあり、その数の大半は若年層(15~29 歳)であることが、数値データからも読み取ることができる。

【図表 東京圏への年齢階級別転入超過数の推移】



(出所:第2期総合戦略)

<sup>1</sup> 高齢化率とは、総人口に占める 65 歳以上人口の割合のことをいう。



そして、人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足をもたらしており、これに伴い、事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。

国は平成 26 年 11 月に、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月に長期ビジョン、第 1 期総合戦略を閣議決定した。長期ビジョンは、「2060 年に 1 億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、第 1 期総合戦略では、この長期ビジョンを踏まえ、4 つの基本目標を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を着実に進めていくこととしている。

令和元年 12 月には、第 2 期総合戦略が閣議決定された。第 1 期で根付いた地方創生の意識や取組みを「継続を力にする」という姿勢で、より一層の充実・強化を図り、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とし、第 2 期総合戦略を進めるとしている。第 2 期総合戦略では基本目標が見直され、横断的な目標が追加されている。

【図表 第 2 期総合戦略の 4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標】

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 基本目標①   | 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする     |
| 基本目標②   | 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる  |
| 基本目標③   | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる             |
| 基本目標④   | ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる |
| 横断的な目標① | 多様な人材の活躍を推進する                 |
| 横断的な目標② | 新しい時代の流れを力にする                 |

(出所:第 2 期総合戦略)

## (2)「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

国のこのような枠組や、まち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、少子高齢化と人口減少という危機感を共有しながら、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」並びに「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されることとなった。

市では、平成 27 年 10 月に「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第 1 期八戸市総合戦略」という。)を策定し、各種施策に取り組み、人口減少等の喫緊の課題に対応してきた。第 1 期八戸市総合戦略においては、人口の流出に歯止めをかけるためには、地方において充実した生活を営む上での基盤となる「しごと」づくりが重要であり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環を確立し、東京圏等からの人材還流を図るための 4 つの基本目標を定め、各種施策に取り組んできた。

市の「まち」「ひと」「しごと」の好循環のさらなる拡大を図るためには、第 1 期での取組みを継承・拡充するとともに、引き続き国や県をはじめとする関係機関等との効果的な連携により、地方創生に向けた取組みを着実に推進する必要がある、これらを踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした第 2 期「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、

「第2期八戸市総合戦略」という。)が令和2年3月に策定された。

第2期八戸市総合戦略に掲げられた基本目標と施策は以下のとおりである。

【第2期八戸市総合戦略に掲げられた基本目標と施策】

|                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標1 多様な就業機会を創出する、これを支える人材を育て活かす                                                         |
| 施策1 地域産業の成長・発展<br>施策2 雇用・起業・事業承継の促進                                                       |
| 基本目標2 新しいひとの流れをつくる                                                                        |
| 施策1 移住・人材還流・若者定着の促進<br>施策2 地元とのつながりの拡大                                                    |
| 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる                                                  |
| 施策1 安心して子どもを産み育てられる環境の充実<br>施策2 女性活躍の促進、多文化共生の地域づくり<br>施策3 誰もが活躍する地域社会の推進                 |
| 基本目標4 住み続けたいまちをかたちづくる                                                                     |
| 施策1 地域における安心の確立<br>施策2 拠点機能の強化と広域連携の推進<br>施策3 観光地域づくり・ブランディングの推進<br>施策4 時代にあった個性あふれる地域の形成 |

(出所:第2期八戸市総合戦略)

第2期八戸市総合戦略においては、4つの基本目標ごとに、5年後の実現すべき成果に係る数値目標を設定するとともに、施策ごとに、その進捗状況の検証に資する重要業績評価指標(KPI:Key Performance Indicator)を設定している。今回の監査テーマに関連する基本目標に係る数値目標、施策ごとに設定したKPIは以下のとおりである。

【図表 基本目標に係る数値目標、施策ごとの KPI】

|        | 基本目標に係る数値目標(令和 7 年)                                                                                                                                                                                                                                                                | 施策ごとの KPI(令和 7 年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業産出額:農林水産省「農林水産統計」<br/>149 億円以上(平成 29 年: 149 億円)</li> <li>・八戸港水揚げ金額:八戸市「水産統計」<br/>208 億円(平成 30 年: 181 億円)</li> <li>・製造品出荷額等:経済産業省「工業統計調査」<br/>5,400 億円(平成 29 年: 5,341 億円)</li> <li>・就職率:八戸公共職業安定所調べ<br/>現状より増加(平成 30 年: 43.3%)</li> </ul> | <p>施策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数:八戸市調べ<br/>128 経営体(令和元年: 138 経営体)</li> <li>・水産加工品生産額:八戸市「水産統計」<br/>388 億円(平成 29 年: 389 億円)</li> <li>・コーディネーター活用件数:八戸市調べ<br/>115 件(平成 30 年: 94 件)</li> <li>・企業誘致件数(各年度までの延べ件数):八戸市調べ<br/>139 件(平成 30 年: 115 件)</li> <li>・八戸港コンテナ貨物取扱量(実入り):青森県八戸港管理所調べ<br/>48,200TEU(平成 30 年: 37,322TEU)</li> </ul> <p>施策 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市無料職業紹介所利用者数:八戸市調べ<br/>300 人(平成 26～30 年: 平均 253 人)</li> <li>・はちのへ創業・事業承継サポートセンターを活用して起業した件数:八戸市調べ<br/>40 件(平成 30 年: 36 件)</li> </ul> |
| 基本目標 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会増減率:八戸市調べ<br/>現状より改善(平成 30 年: -0.49%)</li> </ul>                                                                                                                                                                                         | <p>施策 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市無料職業紹介所等における UIJ ターン就職者数:八戸市調べ<br/>100 人(累計)(平成 26～30 年: 90 人)</li> <li>・市内高等学校卒業就職者の県内就職率:青森県教育庁調べ<br/>現状より増加(平成 30 年: 53.4%)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(出所:第 2 期八戸市総合戦略)

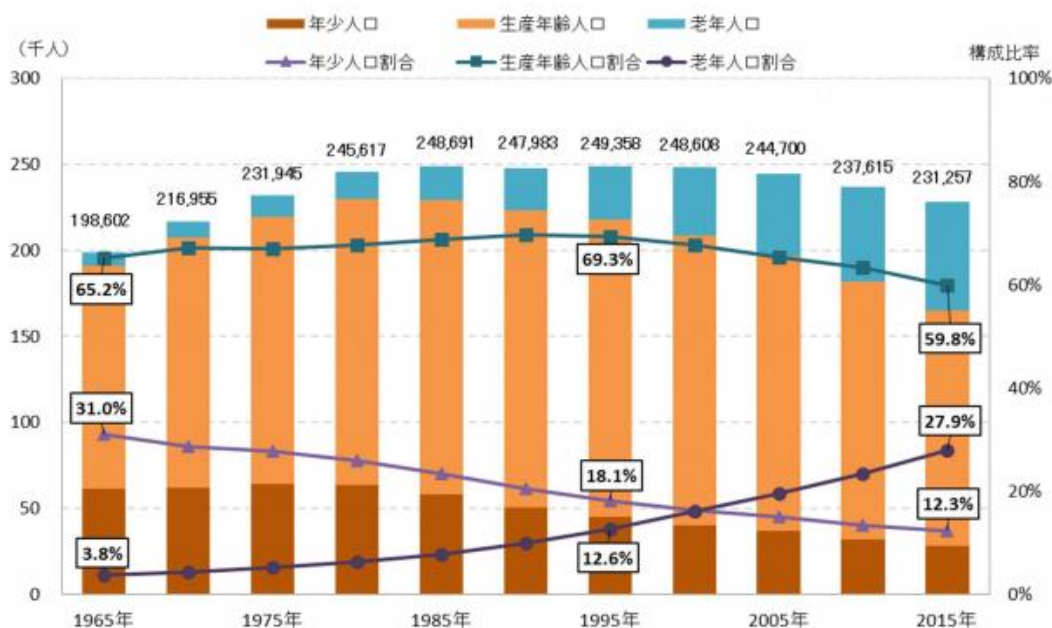
## 2. 市の人口の現状、将来展望について

本章『1.「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について (1) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について』において、国全体の人口減少、超高齢化社会、人口の一極集中の状況を概観したが、ここからは市の人口の推移、青森県外との人口移動、将来推計人口等について見ていくこととする。

### (1) 人口の推移

八戸市の国勢調査における人口は、合併前の 1995 年における旧南郷村の人口を合わせた 249,358 人をピークに減少が進んでおり、2015 年には 231,257 人となっている。生産年齢人口(15～64 歳)は 1995 年の 172,582 人をピークに減少に転じており、2005 年には、老年人口(65 歳以上)と年少人口(0～14 歳)の構成割合が逆転しており、両者の構成割合の差も年を追うごとに拡大している状況にある。

【図表 市の人口の推移】



資料:「国勢調査」(総務省)

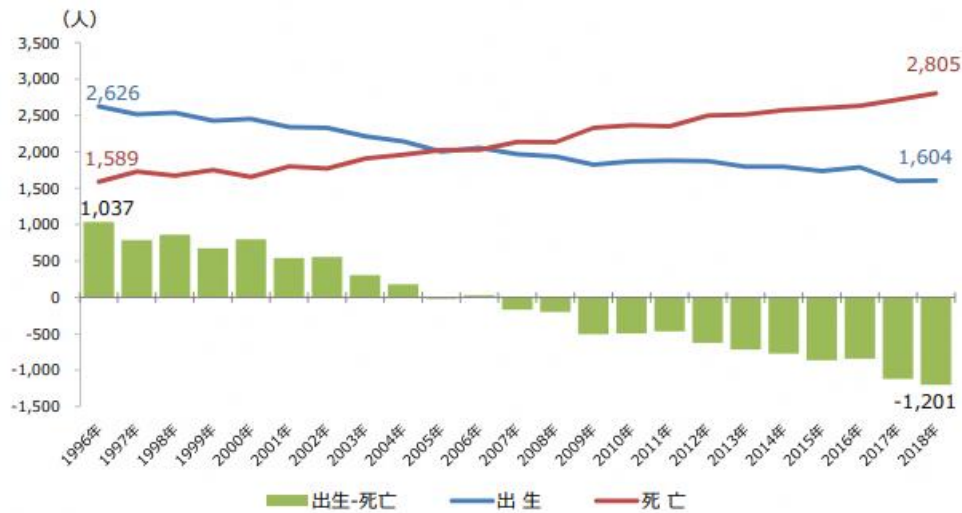
※1965 年～2000 年は旧南郷村の人口を含む

(出所:第 2 期八戸市総合戦略)

### (2) 自然動態、社会動態

自然動態については、2004 年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていたが、2005 年に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となった。翌年の 2006 年は自然増になったものの、2007 年以降は自然減の状態が続き、自然減の数値も増加し続けている。

【図表 市の自然増減の推移】



資料：令和元年度版「八戸市統計書」

(出所：第2期八戸市総合戦略)

社会動態について、市外との間の人口移動は、毎年転出者数が転入者数を上回る転出超過(社会減)の状態が続いており、年によって変動はあるものの、2018年は1,118人の転出超過となっており、過去5年間では、平均800人程度の転出超過となっている。

【図表 市の社会増減の推移】

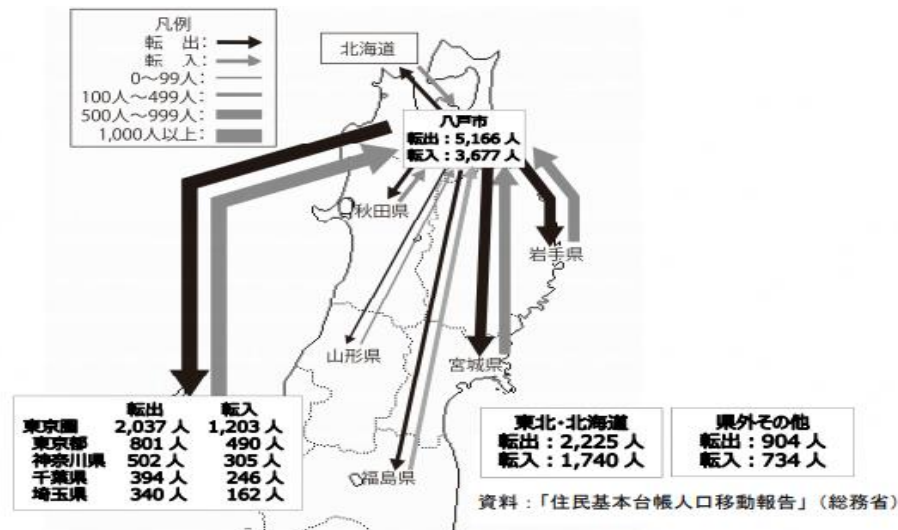


資料：令和元年度版「八戸市統計書」

(出所：第2期八戸市総合戦略)

2018年の青森県外との人口移動を見ると、転出先は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県といった東京圏が中心となっており、県外転出者の約4割が東京圏へ転出している。また、東北地方に目を向けると、転入元、転出先ともに、岩手県、宮城県が多くなっている。

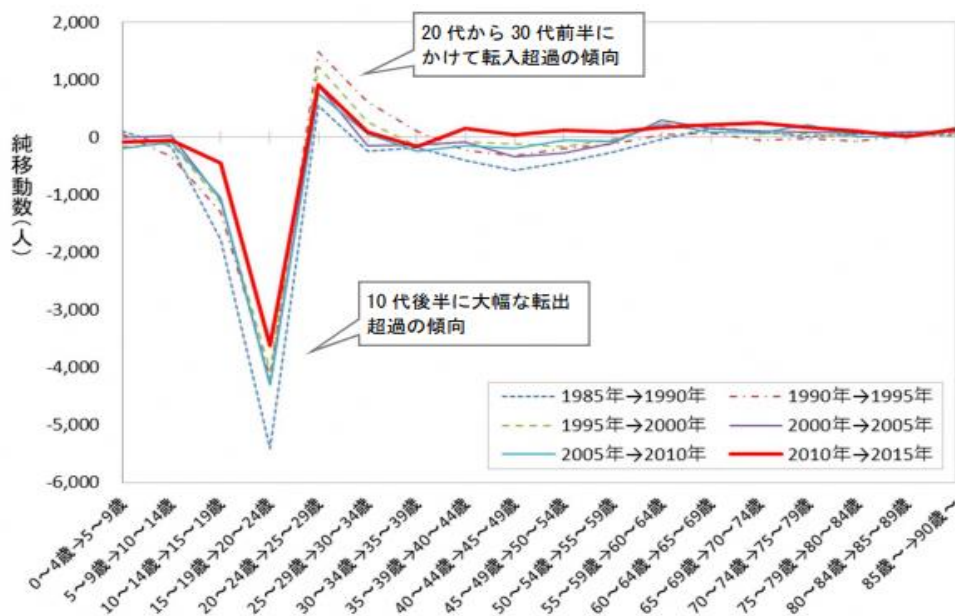
【図表 県外との人口移動】



(出所: 第 2 期八戸市総合戦略)

5 年ごとの年齢階級別の人口移動の状況を見ると、長期的な動向として、おおむね 10 代後半の人口が転出超過により大幅に減少する一方で、20 代から 30 代前半にかけて転入超過の傾向が見られる。10 代後半の人口が転出超過により大幅に減少しているのは、高校卒業後の進学、就職に伴い市外に転出する、20 代から 30 代前半にかけて転入超過の傾向が見られるのは、大学卒業後、就職後に U ターンによる市外から転入ということが考えられる。

【図表 市の年齢階級別の人口移動の長期的動向】



資料: 「国勢調査」(総務省)、「都道府県別生命表」(厚生労働省)

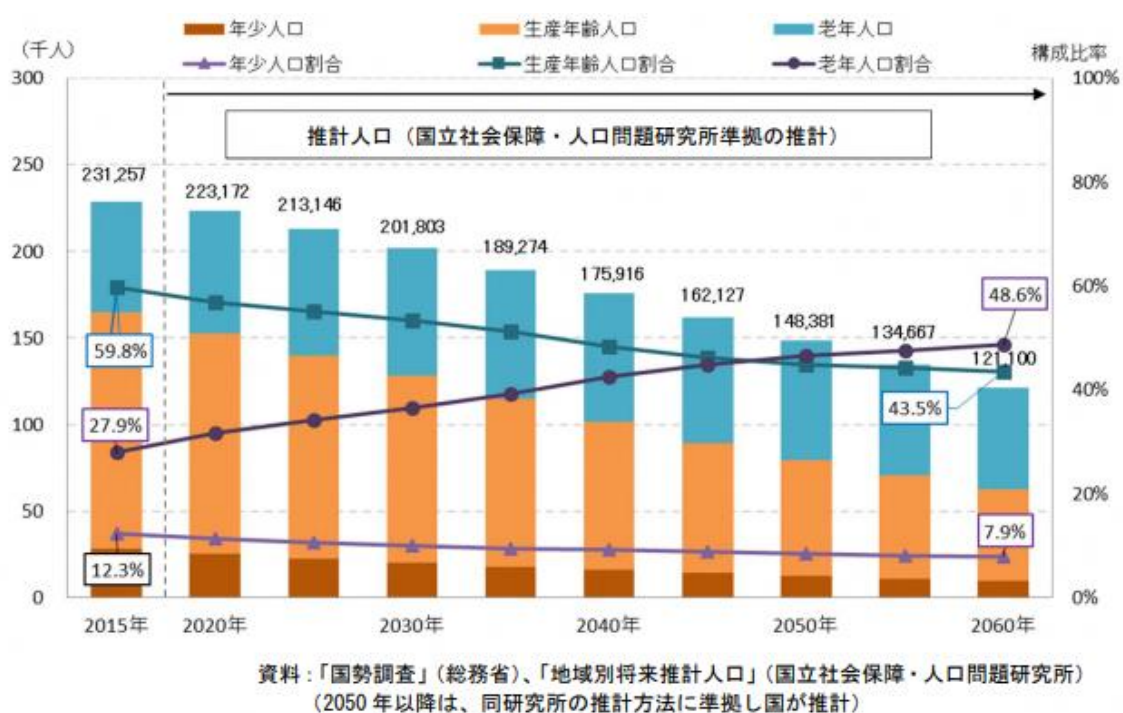
(出所: 第 2 期八戸市総合戦略)



### (3) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(2050年以降は、同研究所の推計方法に準じ国が推計)によると、現状のまま人口減少が続く場合、市の人口は2040年に175,916人に、2060年には121,100人まで減少すると推計されている。生産年齢人口の構成割合は、2040年以降50%を下回り、2060年には43.5%まで落ち込む一方で、老年人口の構成割合は48.6%まで増加すると推計されている。また、年少人口の構成割合は7.9%まで減少すると推計されている。

【図表 市の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計)の推移】



(出所:第2期八戸市総合戦略)

### (4) 市における人口の将来展望

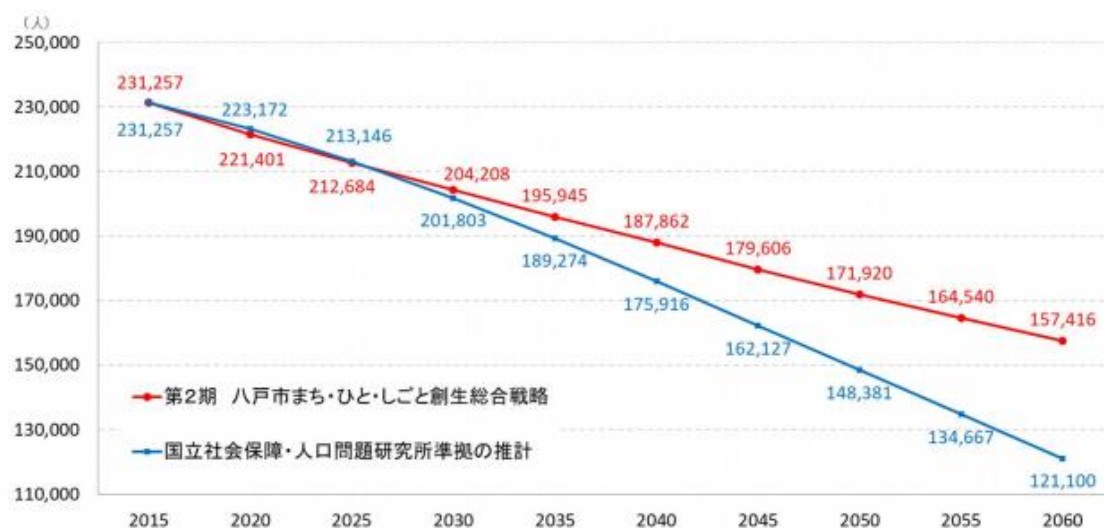
市による人口の将来展望として、以下の仮定を置いた場合、市の人口は2060年において約157,000人になると推計している。

(仮定)

- ① 合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇する(国の長期ビジョンや青森県の長期人口ビジョンと同様)。

- ② 平均寿命が 2040 年に全国平均(国の長期ビジョンにおける想定値:男性 83.27 歳、女性 89.63 歳)並みとなる(青森県の長期人口ビジョンと同様)。
- ③ 社会増減は 2020 年以降に縮小し始め、2030 年に移動均衡に達する(第 1 期八戸市総合戦略と同様)。

【図表 人口の将来展望(総人口)】



(出所:第 2 期八戸市総合戦略)



## 第3章 監査の方針及び監査対象の決定

### 1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができるとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

### 2. 監査要点

令和3年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

#### (1) 法令等への準拠性

- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 国や県への報告事務に誤りはないか。
- ・ 契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は財務規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

#### (2) 事業の有効性

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。

- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

### **(3) 事業の経済性、効率性**

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・ 契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・ 費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・ 手当、助成金等の過払金の管理は適切に行われているか。

### **(4) 補助事業について**

- ・ 補助事業の公益上の必要性はあるか。
- ・ 補助金の交付に公平性があるか。
- ・ 補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか。
- ・ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。

## **3. 監査手続**

前述『**2. 監査要点**』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

### **(1) 監査対象事業の概要把握**

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

### **(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問**

- ① 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・

合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。

- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況および改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付先の会計記録・業務実施報告書等を閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

### (3) 現地視察

- ① 監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

## 4. 監査対象事業の選定について

地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策として、第2期八戸市総合戦略の以下に掲げる基本目標、施策、個別施策に登載されている事業の中から監査対象事業の選定を行った。

基本目標1 多様な就業機会を創出する、これを支える人材を育て活かす

施策1 地域産業の成長・発展

個別施策① 農林畜産業の競争力強化

個別施策② 中小企業及び小規模事業者の経営強化と企業の立地促進

個別施策③ 販路の拡大と八戸港の物流機能の強化

施策2 雇用・起業・事業承継の促進

個別施策① 雇用・就業の支援

個別施策② 起業の促進

個別施策③ 事業承継の促進

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

施策1 移住・人材還流・若者定着の促進

個別施策① 移住・UIJ ターンの促進

個別施策② 高等教育機関等との連携や若者の地元定着の促進

限られた時間の中で深度ある監査を効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある。例えば、令和 2 年度の包括外部監査で監査対象となっている事業は、監査実施時から間もなく、市においてこれらの監査結果に対する措置が行われている最中であるため、監査対象事業から除いている。

## 5. 監査対象事業

前述『4. 監査対象事業の選定について』に記載した選定基準により抽出された事業は次のとおりであり、これを監査対象事業とした。

【図表 監査対象事業一覧】

| 所管部          | 所管課          | 事業名                   |
|--------------|--------------|-----------------------|
| 総合政策部        | 政策推進課        | 八戸市都市研究検討会事業          |
|              |              | 八戸産学官連携推進事業           |
|              | 広報統計課        | 移住交流促進事業              |
| まちづくり文化スポーツ部 | 八戸ポータルミュージアム | 八戸ポータルミュージアム事業        |
| 商工労働観光部      | 商工課          | 商店街交流人口拡大支援事業         |
|              |              | 地域企業支援体制強化事業          |
|              |              | 産学官共同研究開発支援事業         |
|              |              | 商店街魅力づくり環境整備支援事業      |
|              |              | 生産性カイゼン実践支援事業         |
|              |              | 海外販路拡大事業              |
|              |              | ポートセールス活動の実施          |
|              |              | 海外経済交流事業              |
|              |              | Buyはちのへ運動普及啓発推進事業     |
|              |              | 八戸市創業融資利子補給制度         |
|              |              | はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業 |
|              | 産業労政課        | 八戸市貸工場運営事業            |
|              |              | IT産業集積促進事業            |
|              |              | トップセールス推進事業           |
|              |              | 新産業団地整備・開発推進事業        |
|              |              | 企業誘致セミナー開催事業          |
|              |              | エネルギーシステム転換支援事業       |
|              |              | LNG輸入基地計画の推進          |

| 所管部   | 所管課        | 事業名                  |
|-------|------------|----------------------|
|       |            | 企業誘致情報発信事業           |
|       |            | 無料職業紹介事業             |
|       |            | 求人情報無料ウェブサイト運営事業     |
|       |            | 技能者養成に対する補助          |
|       |            | 地域事業所人材獲得等支援事業       |
|       |            | フロンティア八戸職業訓練助成金制度    |
|       |            | 移住支援金支給事業            |
|       |            | ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業   |
|       |            | 若年者・離職者対策事業          |
|       |            | 地元企業ファンづくりプロジェクト     |
|       | 観光課        | 八戸都市圏交流プラザ事業         |
|       |            | 物産販売促進事業             |
| 農林水産部 | 農林畜産課      | 畜産関連産業振興事業           |
|       |            | 漆産業振興事業              |
|       | 農業経営振興センター | 担い手総合支援事業            |
|       |            | 環境保全型農業普及促進事業        |
|       |            | 南郷新規作物研究事業           |
|       |            | 農業新ブランド育成事業          |
|       |            | 地域農業経営再開復興支援事業       |
|       | 水産事務所      | 魚市場機能整備事業            |
|       |            | 水産業復興ビジョンの推進         |
|       |            | 水産物流通加工振興事業          |
|       |            | 漁船誘致推進事業             |
| 建設部   | 港湾河川課      | 港湾整備促進事業             |
| 教育委員会 | 学校教育課      | 学校給食における地産地消の推進      |
|       | 教育指導課      | 地域密着型教育推進事業          |
|       |            | さわやか八戸グッジョブ・ウィーク推進事業 |

## 第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

### 1. 監査の結果及び意見の総括

令和3年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりであり、結果が27項目、意見が35項目あり、合わせて62項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

| 項目                     | 監査の結果 | 意見 |
|------------------------|-------|----|
| (1) 事業の事務執行上の誤りについて    | 8     | 1  |
| (2) 事業の経済性、効率性、有効性について | 2     | 15 |
| (3) 委託事業について           | 10    | 2  |
| (4) 補助事業について           | 5     | 11 |
| (5) その他の監査の結果及び意見      | 2     | 6  |
| 合計                     | 27    | 35 |

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見について概要を述べるとともに、続く『第5章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、各事業の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

#### ※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

#### ※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

## 2. 監査の結果及び意見の概要

### (1) 事業の事務執行上の誤りについて

今般の監査において、事業の事務執行上の誤りが散見された。これらの誤りについて、重大な影響を及ぼす事象は検出されなかったが、事務執行上の誤りが積み重なることで重大な影響を及ぼす事象の発生につながることも想定される。今後は、誤りが発生した原因を特定し、同じ誤りが繰り返されないような体制構築が必要であろう。

例えば、『**担い手総合支援事業**』では、年度毎に作成される収支決算書等は、本来支出実額に基づいて作成されるものであるが、市に事務局が置かれている八戸地域担い手育成総合支援協議会(以下「八戸地域協議会」という。)が市に提出した収支精算書の精算額(決算額)の内訳が、支出実額に基づいておらず、消耗品費、旅費等費目ごとの内訳額がすべて予算額と同額であった。当然のことながら、収支決算書等は支出実額に基づいて作成しなければならない。

そして、八戸地域協議会の令和2年度の事業報告書及び収支決算書について、監事2名が記名押印する監査報告書が提出されており、さらには、内部監査人による内部監査報告書も提出され、活動ごとの会計が適正であった旨が報告されている。しかし、上述したとおり収支決算書の決算額のうち支出の部に記載された活動ごとの決算額については根拠を欠いており、監査の結果その内容を適正なものと認める根拠は存在していない。したがって、監事監査及び内部監査はその実態がなく、機能していないものと認めざるを得ない。以上を踏まえると、八戸地域協議会の適切な監査実施の観点から、内部監査については、内部監査の実態がなく、機能していないのであれば、内部監査そのものは廃止すべきではないだろうか。そして、監事監査については、改めてなぜ監査が必要なのか、八戸地域協議会で認識を改める必要があるだろう。そして、作成された決算書、帳簿や領収書の閲覧、必要に応じて帳簿と領収書を突合するといった、ごく当たりまえのことであるが、まずそこから改善することが必要であろう。また一方で、市は補助金を交付する自治体として、八戸地域協議会における実効性のある監事監査の実施を指導しなければならない【結果 23, 24】。

さらに見方を変えると市が事業の全般に深くかかわっており、本事業の補助金の使途は事務局として市が利用する消耗品費や複写機使用料等の事務費であることを考えると、実態としては市の直営の事業ともいえる。実態としては直営事業であるにも関わらず、八戸地域協議会という団体に対する補助事業という形式をとっているために、団体が本来有すべきガバナンスが形骸化し失われているとみることも可能である。市として、補助事業ではなく市が直接事業を実施するよう、事業実施方法の変更を検討する余地があるのではないだろうか【意見 26】。

また、『**無料職業紹介事業**』、『**南郷新規作物研究事業**』では、会計年度任用職員(以下、「任用職員」とする。)へ支給する給与から天引きされる、任用職員が負担すべき社会保険料等(年金保険料および健康保険料、雇用保険料等)の処理について、誤りが認められた。任用職員が負担すべき社会保険料等は、市の一時預りの後に、厚生労働省年金局等へ支払うこととなるが、この預り社会保険料等を、市は「歳出歳入現金」として処理をしているが「歳出歳

入外現金」として処理すべきである。社会保険料等の労使折半割合は厚生年金保険法等の各種法令で決まっているため、社会保険料等の給与天引きは、市が一時的に任用職員負担分を預かっているにすぎない「預り金」であり、市の歳入・歳出には含めるべきではないと解され、また、市においても任用職員ではない正規職員の給与から天引きする社会保険料等は歳計外処理を行っている。また、財務規則においても、歳計外現金として「共済掛金等」を明記していることから、社会保険料掛金の従業員負担分を歳計外現金として処理することを、市は想定していると考えられる。この処理については、任用職員に給与支給している事業全般に関係するものであり、全庁的に処理を整理する必要があるだろう【結果 17, 25】。

『八戸市貸工場運営事業』では、貸工場の使用許可申請に係る添付書類として定款や登記事項証明書が提出されるが、古いものを提出していると推測される事例が見受けられた。法人の定款は商号、目的、本店の所在地等、基本的に重要な事項を記載するものであり、使用許可申請を毎年度受けることから、添付書類としては最新の状態のものを提出させる必要がある。そうでないと、例えば事業の目的に変更があったにもかかわらずそれを市が把握できないまま使用許可すれば、条例に定める使用できる者の範囲が守られないおそれが生じる。法人によっては定款変更を長期間行わないこともあるため、使用許可申請に係る添付書類としての定款が申請日において最新のものであることを、代表者名で誓約させるなどの方法により、確認できるようにする必要がある【結果 14】。

| 事業名          | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見                                | 頁   |
|--------------|----------|-------------------------------------------|-----|
| 海外販路拡大事業     | 結果 10    | YAMS 実行委員会における支出命令書の支出科目の誤りについて           | 60  |
| 八戸市貸工場運営事業   | 結果 14    | 使用許可申請書の添付書類について                          | 70  |
| 無料職業紹介事業     | 結果 17    | 会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて                | 90  |
| 担い手総合支援事業    | 結果 23    | 収支精算書の決算額の内訳について                          | 133 |
| 担い手総合支援事業    | 結果 24    | 監事監査と内部監査について                             | 134 |
| 担い手総合支援事業    | 意見 26    | 事業の実施方法について                               | 135 |
| 南郷新規作物研究事業   | 結果 25    | 会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて                | 144 |
| 水産業復興ビジョンの推進 | 結果 26    | 八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画(BCP)の改訂遵守について | 160 |



| 事業名         | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見         | 頁   |
|-------------|----------|--------------------|-----|
| 水産物流通加工振興事業 | 結果 27    | 水産物ブランド戦略会議議事録について | 165 |

## （２）事業の経済性、効率性、有効性について

監査要点として設定している事業の経済性、効率性、有効性についても、結果及び意見が多数認められた。例えば、『物産販売促進事業』では、地場産品を活用した料理・食文化普及活動について補助金の交付を行っているが、普及活動による効果測定が明確ではなかった。補助金申請者には、申請段階でこの補助事業の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動についての目標値を設定してもらい、実績報告で達成状況を記載してもらうことも検討すべきではないだろうか。例えば、イベント開催であれば来場者数、WEB による地場産品を活用した料理・食文化の PR であれば HP アクセス数、SNS による地場産品を活用した料理・食文化の PR であればフォロワー数等の目標値を設定することが考えられるだろう【意見 22】。

『八戸ポータルミュージアム事業』では、事業の経済性、効率性に関する部分について改善すべき事例が認められた。本事業において、八戸ポータルミュージアムに設けられている展示ブースの更新作業が行われたが、この更新作業の対価として、謝金（報償費）を支出していた。しかし、謝金の支出ではなく、委託契約により更新作業を実施すべきであったのではないだろうか。市の歳出行為は公金の支出であり、高い公共性と競争性、経済性と効率性が担保されなくてはならず、そのため工事・物品・委託等の契約行為を行う場合には、自治法や財務規則等により、競争入札を原則とし、積算した予定価格と比較する等の厳格な手続きが要求されている。今回のように、委託契約締結が可能な案件について、謝金（報償費）として支出してしまうと、上述した法令等が要求する厳格な手続きを経ることなく歳出行為がなされてしまうため、公共性と競争性、経済性と効率性の担保について市として事後の説明責任を果たすことが困難となることが想定される。事後の説明責任を担保するためにも、委託契約を締結し事業を実施すべきである【結果 1】。

事業の効果を高めるためには、情報の発信、周知も重要であるが、この情報の発信、周知についても、改善の余地がある事例が認められた。『若年者・離職者対策事業』は、八戸圏域における企業体の新入社員および若手社員を対象にセミナーを開催し、社会人として仕事をするうえで必須である良好なコミュニケーションを構築するスキルや課題解決力を身につけることにより職場への定着を図る事業であるが、現状の周知方法は、市役所等の公共施設等におけるチラシの設置、前年度参加企業に対するチラシの送付、新聞への広告掲載、ホームページへの掲載等の間接的な周知方法が主であり、広範囲の事業者に対する直接的な周知は行われていない。コストがそれほどかからず、広範囲の事業者に対する直接的な周知方法として、例えば、「八戸市無料職業紹介所」に登録している企業に対し、E メールによるダイレクトメールを送付するといった方法が考えられ、より効果的な周知活動の検討を求めたい【意見

18】。

| 事業名               | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見                               | 頁   |
|-------------------|----------|------------------------------------------|-----|
| 八戸ポータルミュージアム事業    | 結果 1     | 観光展示ブースの更新作業にかかる支出の透明性等の確保について           | 32  |
| 八戸ポータルミュージアム事業    | 意見 2     | はっちの成果の継続的な発信について                        | 34  |
| 商店街交流人口拡大支援事業     | 結果 2     | 事業内容の適時開示について                            | 38  |
| 商店街交流人口拡大支援事業     | 意見 3     | 事業の効果検証について                              | 39  |
| 商店街魅力づくり環境整備支援事業  | 意見 5     | 事業の効果継続について                              | 54  |
| 商店街魅力づくり環境整備支援事業  | 意見 6     | 事業の効果検証について                              | 55  |
| 八戸市貸工場運営事業        | 意見 7     | 貸工場の位置付けについて                             | 71  |
| 企業誘致セミナー開催事業      | 意見 11    | 事業の成果指標について                              | 84  |
| フロンティア八戸職業訓練助成金制度 | 意見 16    | 事業者 A のホームページにおける情報提供について                | 102 |
| 若年者・離職者対策事業       | 意見 18    | 広範囲にわたる周知活動について                          | 113 |
| 若年者・離職者対策事業       | 意見 19    | アーカイブ動画の制作および公開について                      | 114 |
| 物産販売促進事業          | 意見 22    | 補助金に関する目標設定について                          | 122 |
| 畜産関連産業振興事業        | 意見 24    | 八戸地域畜産フードフェスタ後のアンケート聴取について               | 125 |
| 環境保全型農業普及促進事業     | 意見 27    | 事業の効果測定の方法について                           | 139 |
| 水産業復興ビジョンの推進      | 意見 33    | 八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画(BCP)の実効性について | 161 |
| 水産業復興ビジョンの推進      | 意見 34    | 養殖の調査研究について                              | 163 |

| 事業名      | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見           | 頁   |
|----------|----------|----------------------|-----|
| 漁船誘致推進事業 | 意見 35    | 船主訪問における動画での PR について | 168 |

### (3) 委託事業について

委託事業については、概算払に関する結果が複数見られた。『地域企業支援体制強化事業』、『産学官共同研究開発支援事業』、『はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業』では、概算払を行う場合の理由の文書化について記載した。これらの事業では、委託契約書に基づき概算払を行っているが、この委託料の概算払は、財務規則第 91 条第 8 号において、「その性質上概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」場合において認められている。しかし、市は概算払をする理由の文書化を行っていなかった。委託料において概算払を行う場合は、概算払をしなければ業務の遂行に支障があるのか明確にし、文書化を行っておくべきである【結果 4, 6, 11】。

また、概算払をすることの妥当性についても、検討が不足しているのではないと思われる事例が認められた。『地域企業支援体制強化事業』、『産学官共同研究開発支援事業』の両事業において、(株)八戸インテリジェントプラザに概算払を行っているが、当初同社において手持ち資金が不足していたことを理由にしている。しかし、同社の決算書を閲覧する限りにおいて、手持ち資金が不足している状況にはなく、業務終了後に市が委託料を支払ったとしても、(株)八戸インテリジェントプラザの委託業務の遂行に支障が発生するとは思われない。事業開始当初は手持ち資金が不足している状態にあったかもしれないが、現在はそのような状態にあるとは認められない。財務規則第 91 条第 8 号に該当するものとは言えず、概算払をする理由はないものと思われ、市は、(株)インテリジェントプラザに対する概算払を取りやめるべきではないだろうか【結果 5, 7】。

| 事業名           | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見        | 頁  |
|---------------|----------|-------------------|----|
| 地域企業支援体制強化事業  | 結果 4     | 概算払を行った理由の文書化について | 44 |
| 地域企業支援体制強化事業  | 結果 5     | 概算払をすることの妥当性について  | 44 |
| 産学官共同研究開発支援事業 | 結果 6     | 概算払を行った理由の文書化について | 49 |
| 産学官共同研究開発支援事業 | 結果 7     | 概算払をすることの妥当性について  | 49 |

| 事業名                   | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見                   | 頁   |
|-----------------------|----------|------------------------------|-----|
| 産学官共同研究開発支援事業         | 結果 8     | インテリジェントプラザが行う補助金交付事業の検証について | 49  |
| はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業 | 結果 11    | 概算払を行った理由の文書化について            | 64  |
| はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業 | 結果 12    | サポートセンターに係る運営費の把握について        | 64  |
| 地域事業所人材獲得等支援事業        | 結果 18    | 不明瞭な見積項目の確認・検証について           | 98  |
| 八戸都市圏交流プラザ事業          | 結果 20    | 変更契約に関する見積書日付について            | 116 |
| 八戸都市圏交流プラザ事業          | 結果 21    | 実績報告書内の人員数について               | 117 |
| 八戸都市圏交流プラザ事業          | 意見 20    | 契約時の値引き率について                 | 117 |
| 八戸都市圏交流プラザ事業          | 意見 21    | 施設使用負担金の見直しについて              | 120 |

#### （４）補助事業について

今般の監査では監査対象事業として補助事業も複数あったが、補助事業についても結果、意見が検出された。『南郷新規作物研究事業』では、事業を実施している年度途中における交付要領の改正について意見を記載した。本事業では、事業開始後の令和３年３月に補助金交付要領の改正が行われ、滞納がないことを確認する税目に軽自動車税が追加されたが、対象税目について滞納がないことを確認するために、補助対象者より納税状況を市が確認することについて同意書の入手に関して、この補助金交付要領の改正の前に同意書を入手した補助対象者は対象税目が３税目、改正の後に同意書を入手した補助対象者は対象税目が４税目となり、公平性が害されていた可能性がある。交付要領制定の際は、補助対象者の要件に関する規定に遺漏のないよう留意するとともに、事業を実施している年度の途中で交付要領を改正する際には、その影響範囲を慎重に検討したうえで、不公平の生じないように対処することが望ましいであろう【意見 28】。

『技能者養成に対する補助』では、補助金の減額変更について意見を記載している。八戸市中小企業振興助成金交付事務取扱要綱（以下、「要綱」という。）によれば、補助金の額は、補助金の交付申請時点の訓練生数が２０％以上減じたときに減額変更がなされる制度設計となっている。令和２年度において、職業訓練法人八戸職業能力開発協会に対し、補助金申請時点で１１名の訓練生数を見込んで補助金概算交付を行ったのに対し、訓練生数実績

は 9 名であり、18.1%の減少ということで補助金の額の変更(概算交付額の精算)は実施されていない。このような運用は要綱に基づくものであり、市の事務処理における問題は認められない。しかし、補助金の財源が市民の負担する公金であることに鑑みた場合には、訓練生数が減少した場合において、補助金交付先に生じるコスト、補助金の効果(公益性)も少なからず減少しているものと考えられ、本来的には漏れなく減額変更(精算)をすべきであるものと考えられるし、補助金の公平性の観点からも好ましくないのではないだろうか。現行の 20%減少基準の制度設計を見直すことも検討の余地があるだろう【意見 15】。

| 事業名                | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見                             | 頁   |
|--------------------|----------|----------------------------------------|-----|
| 商店街交流人口拡大支援事業      | 結果 3     | 補助限度額の規定への記載について                       | 39  |
| 商店街魅力づくり環境整備支援事業   | 意見 4     | 事業利用者の増加について                           | 52  |
| 海外販路拡大事業           | 結果 9     | 補助金交付申請時の書類提出漏れについて                    | 59  |
| IT産業集積促進事業         | 結果 15    | 従事者の属性の確認について                          | 77  |
| IT産業集積促進事業         | 意見 9     | アノテーション処理件数の把握について                     | 79  |
| IT産業集積促進事業         | 意見 10    | 申請者の財務に関する審査について                       | 79  |
| 技能者養成に対する補助        | 意見 14    | 実績報告書の報告内容の充実について                      | 95  |
| 技能者養成に対する補助        | 意見 15    | 訓練生が 20%以上減少した場合にのみ補助金額を変更する運用の在り方について | 95  |
| 移住支援金支給事業          | 結果 19    | 東京 23 区内への通勤要件の客観的な確認について              | 105 |
| ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 | 意見 17    | 住宅費助成金の対象経費の拡充について                     | 111 |
| 物産販売促進事業           | 意見 23    | 事業実績書の内容の充実について                        | 122 |
| 漆産業振興事業            | 結果 22    | 交付要領の条文誤りについて                          | 128 |
| 漆産業振興事業            | 意見 25    | 期日間近の購入及び納品の確認について                     | 129 |

| 事業名        | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見         | 頁   |
|------------|----------|--------------------|-----|
| 南郷新規作物研究事業 | 意見 28    | 交付要領改正に伴う手続について    | 144 |
| 南郷新規作物研究事業 | 意見 29    | 補助対象者について          | 145 |
| 南郷新規作物研究事業 | 意見 30    | 消費税の免税事業者の確認事務について | 146 |

## （５）その他の監査の結果及び意見

(1)～(4)に分類されなかった結果及び意見を(5)に分類している。

『**無料職業紹介事業**』では、有効求職者の管理体制について意見を記載した。有効求職者の登録は、八戸市無料職業紹介所への求職者登録をもって行われ、求職者登録の抹消については、本人からの登録取り消しの申請があった場合や、就職の確認をもって行われるが、市の有効求職者一覧を閲覧したところ、2010 年～2015 年といった相当程度過去に求職登録を行っている者が 84 名残存していることが認められた。これらの者のうち、就職を希望し現在でも就職活動を行っている者も実際にいるとも考えられるが、就職活動をしていないが抹消登録申請をしていない者、あるいは既に就職が決まって働いているが紹介所への報告がなされていない者等の就職活動を行っていない登録者が一定数含まれていることも想定されるところであろう。現在の管理方法では、有効求職者の実数を把握することが困難となり、八戸市無料職業紹介所の事業成果が不明瞭となってしまうことや、抹消登録がなされないために求職者数が右肩上がり傾向となり市内雇用情勢についての認識を誤るといった弊害も懸念される。また、実態のない有効求職者が半永久的に残存してしまうことで、その管理のために事務コストが発生していることも好ましい状況ではない。

今後、就職に関するアクションがなく一定期間を過ぎた者の登録を抹消していく、または求職者本人へ状況調査を定期的に行うといった棚卸作業を実施する等の対策が必要である【意見 13】。

『**地域農業経営再開復興支援事業**』では、意見交換の開催について意見を記載した。この事業では経営再開マスタープランの実質化にあたり、農家座談会と検討会議が開催されているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催であった。多数の農家、委員に農家座談会、検討会議の通知を送ったものの、実質的な意見はなかった。電話等により事前に意見の聴取・調整を図ったことが、意見がなかったことの一因とも考えられるが、「地域の徹底した話し合い」のもとに作成されるべき経営再開マスタープランについて、書面による意見が全く示されることなく作成されるのは、望ましい状況ではない。よって、令和 2 年度において書面開催によって経営再開マスタープランの実質化が行われた地区については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今後機会をあらためて経営再開マスタープランの



進捗確認や検証作業を目的として対面での座談会開催を企画することが望ましいと考える。また、新型コロナウイルス感染症の状況により対面での実施が引き続き困難である場合には、オンラインのコミュニケーションツールである zoom や teams 等を活用し、オンラインで座談会を実施するということも検討の余地があるのではないだろうか【意見 32】。

| 事業名            | 結果<br>意見 | 監査の結果または意見                 | 頁   |
|----------------|----------|----------------------------|-----|
| 八戸ポータルミュージアム事業 | 意見 1     | 共催負担金の支出根拠、繰越金の取扱いの明文化について | 34  |
| 八戸市貸工場運営事業     | 結果 13    | 貸工場の鍵の管理について               | 69  |
| IT産業集積促進事業     | 結果 16    | 提出書類の保管について                | 78  |
| IT産業集積促進事業     | 意見 8     | 従事者の従事実績のバックデータについて        | 78  |
| 企業誘致情報発信事業     | 意見 12    | 受託候補者が辞退した場合の事務手続について      | 86  |
| 無料職業紹介事業       | 意見 13    | 有効求職者の管理体制について             | 91  |
| 農業新ブランド育成事業    | 意見 31    | 事業目的と取組の整合性について            | 150 |
| 地域農業経営再開復興支援事業 | 意見 32    | 座談会及び検討会議の書面開催について         | 157 |

## 第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

### 1. 八戸ポータルミュージアム事業（八戸ポータルミュージアム）

#### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業の名称               | 八戸ポータルミュージアム事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |         |
| 所管課                 | 八戸ポータルミュージアム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |         |
| 事業開始年度              | 平成 22 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |         |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | 八戸ポータルミュージアム条例<br>八戸ポータルミュージアム条例施行規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |         |
| 事業の目的               | <p>八戸ポータルミュージアムはっち(以下、「はっち」とする。)は「新たな交流と創造の拠点として、賑わいの創出や、観光と地域文化の振興を図ることで、中心市街地と八戸市全体の活性化を目指す」というミッションのもと、新たな交流と創造の拠点として中心市街地と八戸市全体の活性化を目的に平成 22 年度に開設した公共の文化観光交流施設である。はっちでは、八戸の地域資源を大切にしながら、街の新しい魅力を創りだすことを目的として事業を実施しており、これまでの中心市街地の賑わい創出、文化芸術活動振興、ものづくり事業、フィールドミュージアム事業に加え、市民との協働による地域の課題解決を目指す事業に取り組んでいる。</p> <p>※監査対象である本事業は、はっちが実施するイベントや展示等の言わばソフト面の事業(以下、「自主事業」という。)であり、施設の維持管理や、職員給与、一般管理事務経費等は含まない。</p> |        |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② はっちの成果について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |         |
| 財源                  | 一般財源(21,710 千円)、国・県(1,285 千円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 49,600                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 31,000 | 30,695  |
| 決算額(千円)             | 51,264                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 30,644 | 22,995  |



## ① はっちの概要について

はっちの施設概要は以下のとおりである。

【図表 はっち施設概要】

| 項目     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称     | 八戸ポータルミュージアム(愛称:はっち)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 住所     | 〒031-0032 青森県八戸市三日町 11-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 開業年月   | 平成 23 年 2 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 面積     | 敷地面積:約 3,387m <sup>2</sup> 、建築面積:約 1,653m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 主体構造   | 鉄筋コンクリート造(免震構造)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 階数     | 地上 5 階、高さ約 24 メートル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 運営方式   | 市直営にて実施。26 名の市職員にて運営を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| フロアガイド |  <p>ポータルミュージアムを歩こう！</p> <p><b>1F はっちひろば</b><br/>hacchi space</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シアター1</li> <li>放送スタジオ</li> <li>カネイリミュージアム ショップ</li> <li>ピストロ Sukegawa</li> <li>ギャラリー1</li> <li>はっちひろば</li> <li>番町スクエア</li> <li>はっちコート</li> <li>観光展示</li> </ul> <p><b>2F 展示スペース</b><br/>display space</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シアター2</li> <li>Rit.</li> <li>ギャラリー2</li> <li>観光展示</li> <li>CHEESE DAY</li> </ul> <p><b>3F 展示スペース</b><br/>display space</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言のスタジオ</li> <li>編集室</li> <li>ギャラリー3</li> <li>たまに庵</li> <li>very berry +</li> <li>観光展示</li> <li>八庵</li> <li>和のスタジオ</li> </ul> <p><b>4F ものづくりスタジオ &amp; こどもはっち</b><br/>work studio &amp; child space</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食のスタジオ</li> <li>リビング4</li> <li>伝統工芸体験ブース</li> <li>工房「遼」</li> <li>おもちゃハウスくれよん</li> <li>モザイクスタイル</li> <li>縮庭Ayu</li> <li>こどもはっち</li> </ul> <p><b>5F 共同スタジオ</b><br/>community studio</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工作スタジオ</li> <li>ワークステーション</li> <li>共同キッチン</li> <li>レジデンスA</li> <li>レジデンスB</li> <li>レジデンスC</li> <li>レジデンスD</li> <li>レジデンスE</li> </ul> |

(出所:八戸市ホームページ)

## ② はっちの成果について

市は、はっち開館後の10年を経た令和3年3月に「第3期八戸ポータルミュージアム中期運営方針-未来を創ろう 2030-」とする新たな運営方針を策定した。運営方針では、はっち開館に伴うこれまでの実績や波及効果等を総括しており、代表的な成果を以下に記載する。

## ア 来館者数の推移

市は、はっちの来館者数を一つの成果指標ととらえており、推移は下表のとおりである。令和 2 年度は新型コロナウイルス流行の影響によるイベント中止、休館等により、来館者数は開館以来最低の水準となったものの、その他の年度は開館当初の目標である年間 65 万人を毎年上回っている状況にある。

【図表 はっち来館者数の推移】

| 項目   | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    | R 元年度     | R2 年度     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 来館者数 | 943,339 人 | 935,019 人 | 874,010 人 | 815,554 人 | 552,559 人 |

(出所:担当課作成資料)

## イ 視察の受入数

開館以来、はっちでは全国各地から数多くの他自治体等の視察を受け入れており、令和元年度末までの累計数は 1,172 件 20,026 名となっている。視察件数は日経 BP 社による「全国自治体・視察件数ランキング 2019」で 11 位にランキングされる(2018 年は 27 位)など、注目を集めており、八戸のブランド力向上に繋がっているものと思料される。

## ウ 受賞歴

はっちや実施事業に関連して、これまで以下のとおり多様な賞を受賞している。

【図表 はっち受賞歴】

| 受賞歴     | 賞名                    | 受賞対象                    |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| 平成 24 年 | グッドデザイン賞              | 八戸レビュー                  |
| 平成 25 年 | グッドデザイン賞              | 市民が地域づくりに参画できる仕組みプロジェクト |
| 平成 25 年 | 文化庁長官表彰               | 八戸市                     |
| 平成 28 年 | 地域創造大賞                | 八戸ポータルミュージアム            |
| 平成 30 年 | 東北映像フェスティバル・映像コンテスト大賞 | 88 異国プロジェクト             |
| 平成 31 年 | 地域再生大賞北海道・東北ブロック賞     | まちぐみ                    |

(出所:第 3 期八戸ポータルミュージアム中期運営方針-未来を創ろう 2030- 付属資料)

## ③ 自主事業について

はっちでは、八戸の地域資源にこだわった多くの自主事業を開催しており、市民が気軽に参加できるような事業の実施により中心市街地の賑わいの創出や観光と地域文化の振興を図っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス流行の影響により例年と比べ自主事業の開催が制限されたものの、それでも数多くのイベントが実施された。

令和２年度に実施した自主事業のうち代表的なものを下表に例示列举するが、はっちホームページ上「アーカイブ」(<https://hacchi.jp/archive/>)にて年度毎に実施した自主事業が整理されているため、詳細はそちらを参照されたい。

【図表 令和２年度 はっち自主事業(例示)】

| 自主事業名                            | 概要                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちぐ(る)み                          | 八戸市中心街を舞台に、多くの市民参加によるイベント等を通じて、中心街のイメージを変えるアートプロジェクト「まちぐみ」事業。具体的な実施内容としては、医療従事者などのエッセンシャルワーカーの人たちに感謝を示そうというブルーフラッグプロジェクトの実施や、本八戸駅前に設置した誰でも集まれる賑わい拠点「まちぐみラボ」の運営、オンラインまちぐみ大学８回の実施等を行っている。 |
| 酔っ払いに愛を<br>2020～横丁オン<br>リーユーシアター | 令和２年１０月２,３,４日の３日間に開催。八戸市中心街の複数地点においてアーティストがダンス、芝居などの短いパフォーマンスを実施し、観客がそれらをハシゴして鑑賞するイベントを開催した。                                                                                            |
| DASHIJIN                         | 「DASHIJIN」(だしじん)は、八戸三社大祭をめぐる人と人とのつながりや独自の造形美を市民自らが見つめ直し、八戸市民が世代や立場を超えて、ユニークな造形とコミュニケーションを楽しむ市民プロジェクト。令和２年度は新型コロナウイルスの影響で八戸三社大祭が中止となったが、学校教育で活用できる山車飾りのミニチュアや、山車作りの作業風景を映像教材として作成した。     |

(出所:八戸市ホームページ、担当者ヒアリング)

#### ④ 令和２年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容                                                     |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------|
| 報償費 | 1,457        | はっち種差海岸観光展示ブースの更新作業にかかる謝金(400千円)等                        |
| 旅費  | 1            |                                                          |
| 需用費 | 2,366        | 情報誌「はちみつ」の印刷製本費(1,089千円)等                                |
| 役務費 | 2,368        | 新聞広告費等                                                   |
| 委託料 | 15,303       | はっち内スタジオでのラジオ収録委託・CM放送委託(4,752千円)<br>ホームページ保守管理(3,234千円) |

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                                                  |
|------------|----------------|-------------------------------------------------------|
|            |                | まちぐみ運営等委託(2,497 千円)<br>DASHIJIN プロジェクト業務委託(2,999 千円)等 |
| 使用料及び賃借料   | 299            |                                                       |
| 負担金補助及び交付金 | 1,200          | 酔っ払いに愛を実行委員会に対する負担金助成(1,200 千円)                       |
| 合計         | 22,995         |                                                       |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 1】 観光展示ブースの更新作業にかかる支出の透明性等の確保について

はっち内には、八戸の食、祭り、歴史・文化のほか、朝市や市内観光地などを紹介する展示ブースが設けられ、通年にわたり八戸の魅力を紹介している。令和 2 年度に八戸有数の名勝地である種差海岸の展示ブースの更新が行われた。

#### 種差海岸について

(種差海岸紹介 出所:八戸市ホームページ)

種差海岸には、釜の口(かまのくち)、縄掛岩(なわかけいわ)、白岩(しらいわ)、高岩(たかいわ)、など名前の付けられた岩が点在し、岩礁に白波があたって碎ける風景や大須賀海岸に打ち寄せる波山、さらには芝生と青い波のコントラストが印象的です。市の中心部から約 10 キロの所にあり、夏になると多くの市民が、涼を求めてここを訪れます。初夏の種差海岸は、三陸のリアス式海岸と比較して穏やかでやさしい地形が特徴となっています。海岸を散策する人のための遊歩道も整備されています。名勝種差海岸は、単に景色がすばらしいだけでなく、多くの貴重な植物が生息していることから、「三陸復興国立公園」にも指定されています。

(種差海岸写真 出所:八戸市ホームページ)



(種差海岸 新展示ブース 監査人撮影)



当該更新作業は、八戸市在住のアーティストであり、まちぐ(る)み(前記「(1)事業の概要 ③ 自主事業について」を参照のこと)の代表である山本耕一郎氏の展示更新全体の企画立案のもと、八戸工業大学の学生製作による種差海岸の壁画をメインとする展示が出来上がった。

当該作業一式の対価として、市は山本氏へ謝金(報償費)400千円を支出しており、当該支出は委託等の契約に基づくものではない。市が委託契約ではなく、謝金として支出した経緯をヒアリングしたところ「令和元年度以前の観光展示の更新は、軽微なものを除き入札または随意契約による委託により行ってきたが、令和2年度の予算編成時、経費の縮減と市民との協働による展示作製という新しい手法を試みるため、八戸工業大学のゼミの協力を頂いて取り組むこととした。その際、大学の先生との打ち合わせの中で、材料費等込みで30万円ほど頂ければ実施可能とのことだったため、予算には謝礼として若干の余裕をもって40万円を計上した。令和2年になり、学生が主体となって検討を始めたが、アイデアは出るものの実現化につながらず、プロジェクトが進まない状況が続いたため、まちぐ(る)みの代表であり、学生を巻き込んだ活動実績が豊富なアーティストの山本氏に協力を依頼するに至った」とのことであった。監査を行った結果、その展示内容が種差海岸への観光客の流れを作るという目的に合致したものであり、製作には相応のコストがかかるものとも考えられ、謝金の400千円という金額は決して高額ではないものと判断される。

しかし、謝金の支払いではなく、委託契約により実施すべきであったものと考えざるを得ない。市の歳出行為は公金の支出であり、高い公共性と競争性、経済性と効率性が担保されなくてはならない。そのため工事・物品・委託等の契約行為を行う場合には、自治法や財務規則等により、競争入札を原則とし、積算した予定価格と比較する等の厳格な手続きが要求されている。今回のように、委託契約締結が可能な案件について、謝金(報償費)として支出してしまうと、前記の法令等が要求する厳格な手続きを経ることなく歳出行為がなされてしまうため、公共性と競争性、経済性と効率性の担保について市として事後の説明責任を果たすことが困難となることが想定される。実際に、市が今般の支出関連資料として保存しているものは「展示ブースの更新のために山本氏へ謝金(報償費)400千円を支出してもよいか」を課内で問う伺い書と、謝金支払時の支出負担行為書のみであり、支出に係る公共性と競争性、経済性と効率性について説明できていない。現状においては、以下の説明・文書化が欠けていると言わざるを得ない。

- ・山本氏以外に契約すべき適任者がいないこと(競争性、1者随意契約の理由)
- ・どのような目的で、どのような成果物を作成するのか(公共性、仕様の定義)
- ・400千円という支出が、成果物に対して妥当水準であること(効率性・経済性の確保)
- ・どのような作業を行ったのか、また、仕様を満たした成果物が確実に納品されたのか



これらは、委託契約にて実施した場合に、既存の市の業務フローのなかで全て文書化され事後説明が可能となるものであろう。事後の説明責任を担保するためにも、委託契約を締結し事業実施をすべきである。

### 【意見 1】 共催負担金の支出根拠、繰越金の取扱いの明文化について

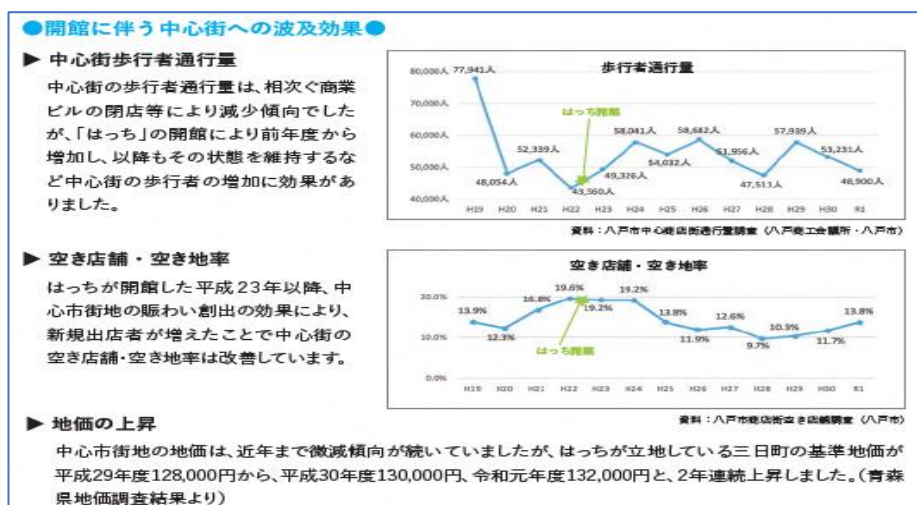
はっちは、令和 2 年度において自主事業「酔っ払いに愛を 2020～横丁オンリーユーシアター（前記「（1）事業の概要 ③ 自主事業について」を参照のこと）」を実施した。実施形態としては、市が商店街の者等により構成される「酔っ払いに愛を実行委員会（以下、「実行委員会」という。）」へ 1,200 千円の負担金を支出し、共催形式でイベントを開催している。

当該イベントは例年実施されているが、負担金の交付については、市と実行委員会の毎年の都度の協議により定められている状況であった。この点、両方で事前に協定書等を締結し、イベントの目的・趣旨、負担金の対象とする経費の範囲や算定方法を事前に明文化することが、公益性・透明性の確保やイベントの効果的な運用の観点から望まれる。また、実行委員会の決算書において、繰越金が令和 2 年度末 238 千円残存しているが、現状では当該繰越金の取扱いに関する定めがない状況にある。繰越金の取扱い方法について協定書等に事前に定め、場合によっては（繰越金が多額である場合等）、次年度負担金の減額や精算の検討を行うことも検討されたい。

### 【意見 2】 はっちの成果の継続的な発信について

前記「（1）事業の概要 ② はっちの成果について」のとおり、はっちには多数の来館者が訪れている。また、【図表 はっちの中心街への波及効果】のとおり、中心街への波及効果についても一定の成果が認められている状況にあるといえる。

【図表 はっちの中心街への波及効果】



（出所：第 3 期八戸ポータルミュージアム中期運営方針-未来を創ろう 2030- 付属資料）

このように、はっちには一定の成果が認められる反面、その維持管理運営に年間で約2億5千万～3億円程度のコストがかかっている。はっちの成果がコストを上回っているか否かは公共施設という性質から一概に判断することはできないが、多数の受賞歴があること、地方公共団体等からの視察を多数受け入れていること、近隣商店街の「はっちは中心街に好影響を与えたか」というアンケート項目において大部分が好意的である状況等を鑑みるに、全国を見ても中心市街地活性化の一つのモデルケースといえるのではないかと思料される。

ただし、今般の監査にあたり調査を行ったところ、普段中心市街地に足を運ばない者や、はっちが発信するコンテンツの対象になりにくい働き盛りの年代の者が発するネガティブな意見を耳にしたことも事実である。また、【図表 はっちの中心街への波及効果】における「歩行者通行量」や「空き店舗・空き地率」を見てもわかるように、開館から10年が経ち中心市街地への波及効果が鈍化しているようにも見受けられる。

はっちには、今後も事業成果・存在意義を全市民に向けて継続的に発信するとともに、全市民がその成果を実感できるような一層の魅力的な事業展開を期待したい。

## 2. 商店街交流人口拡大支援事業（商工課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                         |            |              |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| 事業の名称               | 商店街交流人口拡大支援事業（以下「補助交流人口拡大支援事業」という。）                                                                                                                     |            |              |
| 所管課                 | 商工課                                                                                                                                                     |            |              |
| 事業開始年度              | 令和 2 年度                                                                                                                                                 |            |              |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸市商店街交流人口拡大支援事業補助金交付要領                                                                                                                                 |            |              |
| 事業の目的               | この事業は、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の活性化を図るため、街づくりに参画する団体（以下「街づくり参画団体」という。）が行う商店街を中心とした交流人口拡大支援事業（以下「交流人口拡大支援事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、地域産業の成長・発展を図るものである。 |            |              |
| 事業の効果測定の方法          | 効果の測定は行われていない。                                                                                                                                          |            |              |
| 主な補助対象者             | 「① 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり                                                                                                                |            |              |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり                                                                                                                |            |              |
| 補助率                 | 「① 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり                                                                                                                |            |              |
| 財源                  | 一般財源及び県補助金                                                                                                                                              |            |              |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度<br>※                                                                                                                                           | 令和元年度<br>※ | 令和 2 年度<br>※ |
| 当初予算額(千円)           | 27                                                                                                                                                      | —          | —            |
| 決算額(千円)             | 22                                                                                                                                                      | —          | 186          |
| 交付件数                | 1                                                                                                                                                       | —          | 2            |

※補助交流人口拡大支援事業は、令和元年度まで実施していた商店街課題解決型まちづくり支援事業（以下「補助まちづくり支援事業」という。）を改編した事業である。令和元年度までは補助まちづくり支援事業、令和 2 年度は補助交流人口拡大支援事業としての数値である。

#### ① 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市商店街交流人口拡大支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められている。交付要領において定める補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。



#### ア 補助対象事業について

この事業は、交流人口拡大支援事業に対し、補助金を交付する事業である。

ここで、交流人口拡大支援事業とは、商店街のにぎわいを創出するための事業であって、以下に掲げる要件の全てを満たすものをいう。ただし、環境整備に係る事業を実施する場合は、以下に掲げる要件に加え、商店街活性化プラン、中心市街地活性化基本計画等を具体化するために必要な取組であることを要件とする。

- i) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街が中心となって交流人口拡大に取り組む事業であること。
- ii) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要をとらえながら、今後の可能性を開く要素がある事業であること。
- iii) 補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること。

#### イ 補助対象者

街づくり参画団体が補助対象者である。なお、街づくり参画団体とは以下に掲げるものをいう。

- i) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に規定する商店街振興組合
- ii) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に規定する事業協同組合
- iii) 任意の商店街団体等であって市長が認める団体
- iv) 商工法(昭和 35 年法律第 89 号)に規定する商工会
- v) 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に規定する商工会議所
- vi) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- vii) 第三セクター
- viii) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に規定する特定非営利活動法人であって、市長が街づくりに関する団体と認める法人
- ix) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学、短期大学又は高等専門学校
- x) 商店街の活性化を図るため、事業を行おうとする上記以外の団体で市長が認めるもの

#### ウ 補助対象経費

街づくり参画団体が行う交流人口拡大支援事業に要する以下の経費である。

【図表 補助対象経費】

| 経費区分      | 内容                                                                                                                                                 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 謝金        | 委員、講師及び研究員等外部専門家(街づくり参画団体の会員、組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。)に対する謝金                                                                                       |
| 旅費        | (1)委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費<br>(2)職員、役員等に対する旅費                                                                                                       |
| 事業実施に係る経費 | 会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費(その他市長が特に必要と認める経費) |

(出所:交付要領)

エ 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

② 令和2年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 平成2年度<br>決算額 | 主な内容 |
|------------|--------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 186          |      |
| 合計         | 186          |      |

(2) 監査の結果及び意見

【結果2】事業内容の適時開示について

市はホームページにおいて、補助交流人口拡大支援事業を含む商店街向けの補助金の内容を記載し、市民に対し活用を呼び掛けている。しかし、包括外部監査実施中の令和3年8月30日時点では補助交流人口拡大支援事業に関する記載は見当たらず、令和元年度まで実施していた補助まちづくり支援事業に関する記載が行われていた。市のホームページに記載された情報は、施策を実施する市にとっても、また、それを利用する市民にとっても重要な情報である。市民がホームページを見た時点で利用できる事業を、タイムリーに記載すべきであった。

なお、包括外部監査終了以前に、補助交流人口拡大支援事業に関する記載が実施されていることを確認した。

### 【結果 3】 補助限度額の規定への記載について

補助交流人口拡大支援事業は、市が補助事業者に補助金を交付するが、その一部を県が市に補助するというものである。この事業における交付要領及び市のホームページ(商店街向け補助金)での補助金の額等の記載は以下のとおりである。

|                              |
|------------------------------|
| 補助金の額:補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 |
|------------------------------|

(出所:交付要領)

|                                        |
|----------------------------------------|
| 補助率等:対象経費の 1/2(県 1/4+市 1/4)、限度額 100 万円 |
|----------------------------------------|

(出所:市のホームページ)

ここで、市のホームページにおいて記載されている「限度額 1,000 千円」について、交付要領を含め市にはこれを定めている規定はない。

これについて市は、補助交流人口拡大支援事業に対して県が市に補助を行う根拠として規定されている「令和 2 年度青森県商店街を中心とした交流人口拡大支援事業費補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)」において、「補助対象経費(市町村が補助する額)の 2 分の 1 に相当する額。ただし、街づくり支援事業(市の「交流人口拡大支援事業」である。)に要する経費の 4 分の 1 に相当する額又は 500,000 円のいずれか低い額以内の額」と規定しており、県のホームページでも各々の実質負担割合を県:1/4、市:1/4 と想定していることから、県の限度額に合わせ 500 千円(県)+500 千円(市)=1,000 千円を限度額として記載したとする。

しかし、市のホームページに記載する内容は、県のホームページから想定して記載するのではなく、市の責任において市の規定に基づいて記載すべきである。

市は限度額を決定し、その額を交付要領等において明記し、ホームページにおいてもそれに基づいて記載を行うという対応をとるべきである。

### 【意見 3】 事業の効果検証について

交付要領では、補助対象事業の要件として「補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること」を求めている。そのため、事業計画書及び事業実績書において、事業効果、事業効果の検証等の記載が求められ、市においてその内容を検証した後に補助金が交付される。

ここで市は、実際に事業完了後も取組の継続又は効果が持続しているかの確認を行っていない。この事業の目的は商店街の活性化を図ることである。補助事業は補助金の効果が事業終了後も継続するように行われるべきであって、事業終了とともに活性化に対する効果が減衰するような事業であってはならない。また、事業実績書には事業効果の検証方法も記載されており、補助事業者が自ら検証するようになっている。市は事業完了後も年次(事業完了後 1 年後、3 年後等)を決めたうえで補助事業者が行った検証の結果について報告を求め、補助金

交付によって行われた事業が予定された効果を得ているのかについて確認を行うことが必要であると思われる。

### 3. 地域企業支援体制強化事業（商工課）

#### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                 |            |            |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 事業の名称               | 地域企業支援体制強化事業                                                                                                                                    |            |            |
| 所管課                 | 商工課                                                                                                                                             |            |            |
| 事業開始年度              | 令和2年度                                                                                                                                           |            |            |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 自治令、財務規則                                                                                                                                        |            |            |
| 事業の目的               | この事業はコーディネーターが八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町（以下この項で「圏域」という。）のものづくり企業を訪問して、販路開拓・新商品開発・生産性の向上その他の経営課題について、助言・情報提供を行うことにより、地域産業の成長・発展を図るものである。 |            |            |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                       |            |            |
| 財源                  | 「① 事業の内容」に記載のとおり                                                                                                                                |            |            |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成30年度<br>※                                                                                                                                     | 令和元年度<br>※ | 令和2年度<br>※ |
| 当初予算額（千円）           | 8,400                                                                                                                                           | 6,092      | 5,600      |
| 決算額（千円）             | 7,501                                                                                                                                           | 5,373      | 3,558      |

※この事業は、新商品・新サービス開発支援事業、販路開拓活動支援事業、課題発掘・課題解決コーディネート事業（ともに平成30年度から開始）を令和2年度に統合したものである。平成30年度、令和元年度は、これら3事業の数値を合計して記載している。

#### ① 事業の内容

この事業は、圏域が連携して行う八戸圏域連携中枢都市圏連携事業に含まれる事業であり、その内容は、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンによれば以下のとおりである。

##### ア 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

- ・コーディネーターが圏域のものづくり企業を訪問して、販路開拓・新商品開発・生産性の向上その他経営上の課題を発掘し、活用できる支援施策の提案、情報提供等を行う。
- ・新商品開発等に係る支援機能の強化に向けて「八戸圏域産学官金連携会議（以下「連携会議」という。）」を開催する。
- ・新商品・新サービス開発に資する国の施策説明会等を開催する。

なお、市はこの事業について、(株)八戸インテリジェントプラザ(以下「インテリジェントプラザ」という。)に業務委託を行っている。

#### イ 事業の効果

この事業を行う事により、以下の効果の発動が期待されている。

- ・圏域の製造業が抱えている課題の解決を図る。
- ・連携会議の開催を通じて、地域製造業の新商品・新サービス開発における支援ニーズや活用すべき支援施策情報等を共有し、より効果的な支援を図る。
- ・国の施策説明会等の開催を通じて、地域製造業の支援施策の活用が期待される。

#### ウ 関係市町村の役割分担

##### 1) 八戸市の役割

- ・事業を委託する。
- ・コーディネーターによる企業訪問に同行する。
- ・支援施策の活用をサポートする。
- ・必要な経費を負担する。

##### 2) 連携町村の役割

- ・事業者支援情報を提供する。
- ・コーディネーターに派遣を希望する事業者の情報を提供する。
- ・連携会議や施策説明会等に参加する。

この事業に係る経費は全額、市が負担する。圏域の事業であり、市だけではなく、市以外の町村にも効果が発揮される事業であるが、経費の負担の考え方については、例年、前年度の市町村担当課長会議において審議・決定している。

なお、この事業は国の連携中枢都市圏構想により実施されている事業であり、国からは普通交付税等の財政措置を受けている。

#### エ 県からの補助金

この事業は、県の補助事業(青森県元気な地域づくり支援事業)の対象である。補助金の対象となる経費について県から補助金を受けており、この補助金と市の一般財源が、この事業の財源となる。なお、令和2年度における県からの補助金は2,341千円であり、これは事業費のうちの委託料の3分の1である。

#### オ 業務委託先の選定方法

市は、この業務をインテリジェントプラザに業務委託し、事業を行っている。業務委託先の選定方法及び、その方法とした理由は以下のとおりである。

##### ・業務委託先の選定方法：

##### 1 者見積による随意契約

##### ・随意契約とした理由：

インテリジェントプラザは、八戸地域の地域産業支援の拠点施設であり、地域企業、高等教育機関、商工団体、行政機関等との密接なネットワークを構築しており、地域企業の製品・技術等に関する情報を有している。また、本事業の前身である 3 事業等を受託し、適正に業務を遂行しており、これまでの業務執行から得られた経験をもとに、より効率的かつ実効性のある事業が期待できる。

以上から、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段により、1 者見積による随意契約とした。

## ② 事業の効果測定の方法について

この事業の効果測定の方法について、指標及び実績は以下のとおりである。また、このうち、第 2 期八戸市総合戦略における重要業績評価目標は、令和 7 年度におけるコーディネーター活用件数(企業訪問件数)115 件である。

【図表 地域企業支援体制強化事業の指標及び実績】

| 指標                               | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------------------------------|----------|-------|---------|
| 企業訪問数:指標は、令和 7 年度において 115 件      |          |       |         |
| 実績                               | 94 件     | 85 件  | 90 件    |
| 競争的資金を獲得した企業数:指標は令和 7 年度において 7 件 |          |       |         |
| 実績                               | 6 件      | 3 件   | 4 件     |
| 内新規:指標は令和 7 年度において 2 件           |          |       |         |
| 実績                               | 2 件      | 1 件   | 2 件     |

(出所:市から入手したデータ)

## ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容              |
|-----|----------------|-------------------|
| 需用費 | 46             |                   |
| 委託料 | 3,512          | インテリジェントプラザに対するもの |



(単位:千円)

| 節  | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容 |
|----|----------------|------|
| 合計 | 3,558          |      |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 4】 概算払を行った理由の文書化について

市はインテリジェントプラザとの間で、令和 2 年度八戸市地域企業支援体制強化事業業務委託契約書(以下「委託契約書」という。)を取り交わし、同社に業務委託を行っている。委託料の支払いについて委託契約書では、同社の請求に基づき委託契約書に定める委託料を概算払の方法により支払うものとして定めている。市は実際に、委託契約書に基づき概算払を行っている。

ここで、委託料の概算払に関しては財務規則第 91 条第 8 号において、「その性質上概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」場合において認められている。市は、本件概算払をする理由として、当初インテリジェントプラザにおいて手持ち資金が不足していたことから概算払をおこなったとするが、文書化が行われていない。

市は、委託料において概算払を行う場合は、概算払をしなければ業務の遂行に支障があるのか明確にし、文書化を行っておくべきである。

### 【結果 5】 概算払をすることの妥当性について

インテリジェントプラザに対して概算払を行ったことについて市は、当初同社において手持ち資金が不足していたことを理由にしている。しかし、同社の決算書(監査法人の監査を受けており、適正意見が付されている。)によれば、令和元年度末における現金及び預金の残高は 367 百万円であり、これは令和 2 年度の同社の売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の約 3 倍、現金及び預金の額から負債合計額を差し引いた場合であっても約 2.5 倍の水準になっている。このような状態からは、業務終了後に市が委託料 3 百万円を支払ったとしても、インテリジェントプラザの委託業務の遂行に支障が発生するとは思われない。当初は手持ち資金が不足している状態にあったかもしれないが、現在はそのような状態にあるとは認められない。

以上から、財務規則第 91 条第 8 号に該当するものとは言えず、概算払をする理由はないものと思われる。市は、インテリジェントプラザに対する概算払を取りやめるべきである。

#### 4. 産学官共同研究開発支援事業（商工課）

##### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                        |       |         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 産学官共同研究開発支援事業                                                                                                                                                                                                          |       |         |
| 所管課                 | 商工課                                                                                                                                                                                                                    |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 10 年度                                                                                                                                                                                                               |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 自治令、財務規則                                                                                                                                                                                                               |       |         |
| 事業の目的               | この事業は、八戸圏域連携中枢都市圏構成都市（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町をいう。以下この項で「圏域」という。）内の企業が新たな製品開発、技術開発のために大学（大学院を含む）、短期大学、工業高等専門学校及び公設研究機関（以下「大学等」という。）と共同で行う研究開発事業に係る取組を支援し、新規技術の開発や生産性の向上を図るとともに、地域産業の高度化を促進し、その成長・発展を図るものである。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 具体的な数値目標の設定はない。                                                                                                                                                                                                        |       |         |
| 財源                  | 「① 事業の内容」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                       |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                               | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 3,415                                                                                                                                                                                                                  | 3,400 | 3,400   |
| 決算額(千円)             | 3,365                                                                                                                                                                                                                  | 2,403 | 3,376   |

##### ① 事業の内容

この事業は、圏域が連携して行う八戸圏域連携中枢都市圏連携事業に含まれる事業であり、その内容は、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンによれば以下のとおりである。

###### ア 事業の内容

- ・産学官共同研究に関する情報を収集し、圏域内の事業者等に情報を提供する。
- ・企業が大学等及び公設研究機関と連携して行う共同研究開発に対して経費の一部を助成する。

なお、市はこの事業について、㈱八戸インテリジェントプラザ（以下「インテリジェントプラザ」という。）に業務委託を行っている。

## イ 事業の効果

この事業を行う事により、以下の効果の発動が期待されている。

- ・圏域内の企業が取り組む技術開発や新製品開発等について、大学や公設試験研究機関等が有する技術シーズの活用を推進することにより、地域産業の高度化の促進が期待される。

## ウ 関係市町村の役割分担

### 1) 八戸市の役割

- ・事業を委託するとともに、連携町村や市内の事業者に対し、周知を行う。
- ・連携町村と協議の上、必要な経費を負担する。

### 2) 連携町村の役割

- ・事業者への制度周知を行う。
- ・関係市町村と協議の上、必要な経費を負担する。

この事業に係る経費は事務経費と補助金である。事務経費については全額市が負担するが、補助金については町村に所在する企業に補助金を交付した場合、令和 2 年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて企業に交付した補助金額全額を当該町村が負担することになる(市の一般財源から支出はするが、後日町村が市に納付する。)。経費の負担の考え方については、例年、前年度の市町村担当課長会議において審議・決定している。

なお、この事業は国の連携中枢都市圏構想により実施されている事業であり、国からは普通交付税等の財政措置を受けている。

## エ 業務委託の概要

この事業は、産学官共同研究開発支援事業補助金(以下「事業補助金」という。)の交付事務を含めた事業の実施をインテリジェントプラザに委託することで実施されている。市は委託者として事業の進行管理を行うとともに、委託料精算時に事業内容の検査を行っている。

市が、インテリジェントプラザに委託する事業の内容は以下のとおりである。

- ・事業補助金の交付事務
- ・事業補助金に係る広報業務
- ・過去に事業補助金の交付を受けた事業者へのフォローアップ業務(進捗状況調査・事業化支援等)

## オ インテリジェントプラザが行う事業補助金交付事務

事業補助金の交付に関する詳細は交付要綱に定められており、補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助金の額等は以下のとおりである。

### 1) 補助対象事業及び補助要件

事業補助金の交付対象となるのは、特定の業種に属する事業を営む者で圏域内に事業所、工場等を有するものが、大学等と共同で行う次のいずれかに該当する事業である。

- ・新たな製品開発のために行う研究開発事業
- ・新たな技術開発のために行う研究開発事業
- ・その他圏域内の産業技術の高度化に資する研究開発事業

ここで、「特定の業種に属する事業」とは次のいずれかに該当する事業をいう。

- ・日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に規定する製造業に属する業種に係る事業
- ・新事業創出促進法(平成 10 年法律第 152 号)附則第 9 条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積に関する法律(昭和 63 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業に該当する事業
- ・その他インテリジェントプラザが特に適当と認める事業

なお、当該研究開発事業が、国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合、納期到来分の法人税(市町村民税)、固定資産税、軽自動車税を滞納している企業、及び過去 2 年間に本事業の助成を受けた企業については補助対象としない。

### 2) 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。なお、研究開発事業に係る研究員の人件費は除かれている。

- ・設備機器の購入等に要する経費
- ・原材料の購入に要する経費
- ・消耗品の購入に要する経費
- ・アドバイザーに対する謝礼金等に要する経費
- ・外注加工に要する経費
- ・旅費に要する経費
- ・その他研究開発事業に要する経費で特に必要と認められるもの

### 3) 補助対象事業の区分

事業補助金の交付の対象とする事業は、パイロット事業枠及び成果育成枠の2種類とする。

パイロット事業枠は、試験的に先行して研究開発に取り組む事業とし、その全部又は一部を大学等に委託することを妨げない。ただし、大学等に委託する場合であっても、補助金の交付を受けようとする者が主体的に事業計画を立案するとともに、事業全体の管理を行うものとする。

成果育成枠は、これまでの研究成果を加速化させるために取り組む事業とする。

事業補助金の交付の対象とする事業については、1 事業者当り 1 事業とし、重複して申請することができない。

### 4) 事業補助金の額

パイロット事業枠に区分される事業に係る事業補助金については、対象経費の10分の10以内の額とし、1 件当たり 250 千円を限度とする。

成果育成枠に区分される事業に係る事業補助金については、対象経費の2分の1以内の額とし、1 件当たり 2,000 千円を限度とする。

過去3年間の事業補助金の交付実績は以下のとおりである。

【図表 事業補助金交付実績】

|            | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|-------|-------|
| 事業費(千円)    | 4,641  | 2,280 | 5,027 |
| 補助金額(千円)   | 2,202  | 1,254 | 2,228 |
| 件数         | 3      | 2     | 2     |
| 内パイロット枠(件) | 1      | 1     | 1     |
| 内成果育成枠(件)  | 2      | 1     | 1     |

(出所:市提供資料より)

また、フォローアップ業務の結果、平成27年度から令和元年度までの支援先12件のうち、事業化5件、研究継続2件、支援希望1件、事業化断念3件、COVID-19による中断1件となっている。

### カ 業務委託先の選定方法

市は、この業務をインテリジェントプラザに業務委託し、事業を行っている。業務委託先の選定方法及び、その方法とした理由は以下のとおりである。

・契約方法:

1 者見積による随意契約

・随意契約とした理由:

インテリジェントプラザにおいては、県内の企業、大学、公設試験研究機関の他、行政、商工団体等との密接なネットワークが構築されている。また、圏域内の企業に関する製品・技術等の情報を豊富に蓄積しており、同社に業務を委託することにより、より高い効果が得られると考えられる。

以上から、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段により、1 者見積による随意契約とした。

## ② 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                 |
|-----|----------------|----------------------|
| 委託料 | 3,376          | 事務経費:1,148、補助金:2,228 |
| 合計  | 3,376          |                      |

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 6】概算払を行った理由の文書化について

本件は『「3. 地域企業支援体制強化事業」【結果 4】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

#### 【結果 7】概算払をすることの妥当性について

本件は『「3. 地域企業支援体制強化事業」【結果 5】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

#### 【結果 8】インテリジェントプラザが行う補助金交付事業の検証について

委託契約書に添付されている仕様書には、事業補助金交付業務を受託するにあたり、交付要綱を策定することが求められている。交付要綱には、「この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。」と規定があり、インテリジェントプラザは以下の規定を策定している。

- ・令和 2 年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金施行細則
- ・令和 2 年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金に関する審査基準について
- ・令和 2 年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金委員会要領
- ・令和 2 年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金 審査要領

・補助事業事務処理マニュアル(以下「処理マニュアル」という。)

インテリジェントプラザは、これらの規定を整備し、市から委託された事業補助金交付業務を実施している。なお、これらの規定及び規定に基づいて行われた業務に関する証憑(領収書の写し等)は、市に提出されており、市でもインテリジェントプラザが行った業務の内容を確認している。

ここで、これらの規定のうち、処理マニュアルにおいては「補助対象経費の支払いは銀行振込とする」旨、「銀行振込以外の方法で支払いを行う場合は、銀行振込同様、支払の事実を証明する証憑類を保管・整理する」旨の規定がある。これに対し、A 社が成果育成枠の事業補助金 2 百万円を利用して取得した設備 4 百万円の支払いが手形によって行われているが、インテリジェントプラザが支払の事実を証明する証憑類(この場合、手形発行控え、銀行からの手形引き落としの明細、銀行口座の取引履歴等)を入手していない。

また、処理マニュアルには、「支払方法が支払手形に指定されている場合であっても、回し手形(裏書手形)による支払については、補助対象経費として認めない」旨の規定があるが、この支払が回し手形であったのかについての確認をインテリジェントプラザが行った形跡がない。

さらに、A 社における設備の納品は令和 2 年 11 月 26 日、手形による支払は令和 2 年 12 月 15 日であるが、手形期日は令和 3 年 3 月 25 日となっている。これに対してインテリジェントプラザから A 社に対する事業補助金の支払いは令和 3 年 3 月 15 日であり、A 社が現金による設備代金の支払いを行う前に補助金を交付している。

本業務は市に代わって補助金を交付する業務である。それゆえ、種々の規定を整備し厳格な手続きにより業務を行う体制を整えてはいる。しかし、その手続きも守られなければ意味がない。市はインテリジェントプラザに対し、規定の順守を行うよう指導する必要がある。また、市も特に補助対象経費が手形払いになっているといったイレギュラーな取引がある場合には、補助事業の検査をより注意深く行うことが必要であった。

## 5. 商店街魅力づくり環境整備支援事業（商工課）

### （１）事業の概要

|                     |                                                                                                |       |         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 商店街魅力づくり環境整備支援事業（以下「環境整備支援事業」という。）                                                             |       |         |
| 所管課                 | 商工課                                                                                            |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 21 年度                                                                                       |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 商店街魅力づくり環境整備支援事業補助金交付要領                                                                        |       |         |
| 事業の目的               | この事業は、商店街ビジョンを策定した商店街振興組合等が当該商店街ビジョンの実現に向けて実施する商店街の魅力づくりのための環境整備を支援することにより、地域産業の成長・発展を図るものである。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 効果の測定は行われていない。                                                                                 |       |         |
| 主な補助対象者             | 「① 補助対象者、補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり                                                          |       |         |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象者、補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり                                                          |       |         |
| 補助率                 | 「① 補助対象者、補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり                                                          |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                                         |       |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                                                                                       | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 296                                                                                            | —     | 248     |
| 決算額(千円)             | 279                                                                                            | —     | —       |
| 交付件数                | 3                                                                                              | —     | —       |

### ① 補助対象者、補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市商店街魅力づくり環境整備支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められており、補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

#### ア 補助対象事業

商店街ビジョンを策定した商店街振興組合等が当該商店街ビジョンの実現に向けて実施する商店街の魅力づくりのための環境整備事業



#### イ 補助対象者

商店街ビジョンを策定した商店振興組合等

なお、商店振興組合等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・商店街振興組合法の規定による商店振興組合
- ・中小企業等協同組合法第 3 条に規定する事業協同組合
- ・任意の商店街団体であって市長が認める団体

#### ウ 補助対象経費

- ・内外装工事費、備品購入費及び設備設置費
- ・その他市長が必要と認める経費

#### エ 補助金の額

補助対象経費（国及び県から補助金の交付がある場合にあっては、当該補助対象経費から国及び県の補助金の額を控除した額）の 1/3 以内、補助上限額 1,000 千円

### ② 平成 30 年度の決算額の主な内訳

（単位：千円）

| 節          | 平成 30 年度<br>決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 279             |      |
| 合計         | 279             |      |

※令和元年度、令和 2 年度は決算額がなかったため、平成 30 年度についても監査を行った。

### （２）監査の結果及び意見

#### 【意見 4】事業利用者の増加について

環境整備支援事業の過年度の利用状況は以下のとおりである。

【図表 環境整備支援事業にかかる補助金の利用状況】

| 年度       | 商店街           | 事業名                   |
|----------|---------------|-----------------------|
| 平成 21 年度 | 十三日町商店街振興組合   | 省エネ LED イルミネーション設置事業  |
|          | 鷹匠小路商業振興会     | 和紙風あんどん設置事業           |
| 平成 22 年度 | 商店街振興組合三日町三栄会 | イルミネーション・街路灯の LED 化事業 |
| 平成 23 年度 | 鷹匠小路商業振興会     | 防犯カメラ設置事業             |
| 平成 24 年度 | 長横町商店会        | 防犯カメラ設置事業             |
| 平成 25 年度 | 十三日町商店街振興組合   | 街路灯 LED 化事業           |
| 平成 26 年度 | 六日町商店街振興組合    | 防犯カメラ設置事業             |

| 年度       | 商店街           | 事業名                    |
|----------|---------------|------------------------|
|          | 鷹匠小路商業振興会     | 安心安全明るい街づくり事業          |
| 平成 27 年度 | 商店街振興組合三日町三栄会 | きれいな商店街の維持によるまちの魅力向上 ※ |
| 平成 28 年度 | 朔日町町内会        | 防犯カメラ設置事業              |
| 平成 29 年度 | 商店街振興組合三日町三栄会 | 街路灯カバーリニュアル事業          |
|          | 鷹匠小路商業振興会     | 提灯リニュアル事業              |
|          | 朔日町町内会        | 防犯カメラ設置事業              |
| 平成 30 年度 | 十三日町商店街振興組合   | ハンギングバスケット設置事業         |
|          | 鷹匠小路商業振興会     | 大提灯改修工事事業              |
|          | 鷹匠小路商業振興会     | 提灯リニュアル事業              |

※ ガム除去機の購入である。

(出所:市のホームページ)

市は、商店街向けの補助金交付事業として、環境整備支援事業の他、商店街交流人口拡大支援事業(以下「拡大支援事業」という。)を行っている。拡大支援事業の利用実績は以下のとおりである。

【図表 拡大支援事業にかかる補助金の利用状況】

| 年度        | 商店街           | 事業名             |
|-----------|---------------|-----------------|
| 平成 26 年度※ | 十三日町商店街振興組合   | BCP ステップアップ事業   |
| 平成 30 年度※ | 鷹匠小路商業振興会     | AED 設置店舗表示板製作事業 |
| 令和 2 年度   | 商店街振興組合三日町三栄会 | 防犯カメラ設置事業       |
|           | 鷹匠小路商業振興会     | 外国語看板設置事業       |

(出所:市のホームページ)

※拡大支援事業は、令和元年度まで実施していた商店街課題解決型まちづくり支援事業(以下「まちづくり支援事業」という。)を改編した事業である。令和元年度まではまちづくり支援事業としての利用状況である。

環境整備支援事業及び拡大支援事業の過年度の実績を見ると、双方の事業に「防犯カメラ設置事業」が含まれている。この防犯カメラ設置事業は、これら 2 事業の補助要件を満たしている。令和 2 年度に拡大支援事業としてこの事業が実施された理由は、補助金の額が拡大支援事業の方が大きくなる(環境整備支援事業が補助対象経費の 3 分の 1 であるのに対し、拡大支援事業が 2 分の 1 である。)事が考えられる。なお、市にとっても、拡大支援事業は県の補助金が含まれる事業(県の補助は市が補助する額の 2 分の 1。ただし、補助対象経費の 4 分の 1 又は 500 千円のいずれか低い額が上限)であり、財源を考慮した場合、市としての負担が少なく済む。

この他、拡大支援事業のほうが補助対象経費として認められるものが多く(環境整備支援事業は、内外装工事費、備品購入費及び設備設置費であるのに対し、拡大支援事業はこれらの経費に加え、会議費、会場借料等多くの経費が対象とされている。)、拡大支援事業のほうを使い勝手がよいように思われる。また、市の財政にとっても県の補助金が入る拡大支援事業のほうが有利である。これらにより今後、環境整備支援事業の補助要件を満たす事業であっても、拡大支援事業の補助要件を満たすのであれば、拡大支援事業が利用されることになるものと思われる。

【図表 環境整備支援事業にかかる補助金の利用状況】を見ても判るように、これまでの環境整備支援事業の利用は平成 21 年度から令和 2 年度までの 12 年間で 16 件と必ずしも多いものとは言えず、利用している団体も限られている。また、ここ 2 年の利用もない。市は環境整備支援事業の利用拡大に向け、さらなる制度周知をおこなっていく必要がある。

ただし、拡大支援事業の補助要件も満たすことにより環境整備支援事業の利用者が少なく、将来的にも増加が見込まれない場合には、環境整備支援事業の改廃に向けた検討も必要になるだろう。

## 【意見 5】事業の効果継続について

平成 30 年度に実施された補助事業の概要は以下のとおりである。

### ① ハンギングバスケット設置事業(十三日町商店街振興組合)

|          |                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要    | 商店街の環境美化による魅力向上、賑わい創出、来街者増加のため、十三日町に設置している街路灯 10 本に、ハンギングバスケット(植物を植えて吊り下げたり、掛けたりできる花鉢)を設置する。     |
| 事業実施期間   | 平成 30 年 10 月 9 日～11 月 22 日                                                                       |
| 事業終了後の状況 | 事業終了後、植えた花が枯れたことにより撤去したが、その後数回使用している。現在は、ハンギングバスケットは街路灯から撤去されているが、設置業者の敷地内に保管されている。今後必要に応じて使用する。 |

### ② 大提灯改修工事事業(鷹匠小路商業振興会)

|          |                                                                                                                                               |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要    | 当街区の活性化に向けたテーマ「歴史を感じさせる石畳風なまち」とマッチした商店街のトレードマークである大提灯の老朽化が、かなり進んでいたため、新しい大提灯にすると共に、提灯内部の電球も LED 仕様に変更することにより、来街者の足元を照らすと共に、安全・安心に歩ける街区を作り上げる。 |
| 事業実施期間   | 平成 30 年 10 月 11 日～11 月 30 日                                                                                                                   |
| 事業終了後の状況 | 現在も設置されており、正常に稼働している。                                                                                                                         |

③ 提灯リニュアル事業(鷹匠小路商業振興会(以下「振興会」という。))

|          |                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要    | 街区のイメージに合うようなマスコットキャラクターを作成し、マスコットキャラクター(鷹之助)(以下「MC」という。)の短冊を下げた提灯を設置する。MC はファミリー層にも親しみやすいものとしたため、主に飲食店で構成された歓楽街としての顔を持つ当街区の親しみやすさを演出し、街区のイメージアップを図ることができる。 |
| 事業実施期間   | 平成 30 年 4 月 19 日～7 月 27 日                                                                                                                                   |
| 事業終了後の状況 | 事業終了後も下げていたが、風雨等により現在は MC が描かれた短冊は、ほぼ全て落下してしまっている。なお、提灯については鷹匠小路商業振興会事務局に保管されている。                                                                           |

この事業においては、拡大支援事業とは異なり「補助事業終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること」という要件は付けられていない。しかし、この事業の目的は商店街の魅力づくりのための環境整備である。補助金の効果が事業実施期間だけに限られるような事業であってはならないのであって、効果が事業期間終了後も継続するような事業を行うべきである。この点からは、①の事業は、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた状態になれば効果を再び発揮する機会があるであろうし、②についても効果は継続しているという事ができる。③については、振興会は市の中心街の商店組織の中では MC のイメージが定着しており、効果は出ていると見ているようであるが、他の市民等にも及んでいるとはいえない。しかし、提灯に取り付ける短冊がなくなっている状態では、この方法により他の市民等に効果を広げることが不可能と思われるが、MC の意匠は振興会に残されているのであるから、他の方法によって効果を広げることが可能であろう。

現在、八戸中心商店街総合情報サイトの「はちのへまちなかどっとこむ」や市の観光パンフレット等において鷹匠小路が掲載されていてもこの MC はどこにも見当たらない。他の媒体、方法により MC のイメージ拡大を図る方向で検討を行い実行に移すよう、市は振興会に助言すべきものと思われる。

#### 【意見 6】事業の効果検証について

この事業においても、補助金の効果は事業終了後も継続するようにすべきであるということは上述したとおりである。

これに対し市は、実際に事業完了後も取組の継続又は効果が持続しているかの確認を行っていない。市は事業完了後も年次(事業完了後 1 年後、3 年後等)を決めたうえで検証の結果について報告を求め、補助金交付によって行われた事業が予定された効果を得ているのかについて確認を行い、効果の発動が止まっている場合には助言を行う等の対策をとるべきであろう。

## 6. 海外販路拡大事業（商工課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称               | 海外販路拡大事業                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 所管課                 | 商工課                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事業開始年度              | 平成 23 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金制度実施要領<br>八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金交付要領                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業の目的               | <p>八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金</p> <p>八戸圏域連携中枢都市圏内の対象市町村が、対象市町村内企業の海外市場での取引拡大を通じ、地域経済の活性化を図るため、対象市町村内企業の海外販路拡大事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>Year-round ASEAN oriented matching support service 実行委員会負担金</p> <p>経済成長著しい ASEAN 諸国を対象に、年間を通じたマッチングや販売促進等、海外展開に取り組む青森県内企業への支援事業を実施することで、地場製品の知名度の向上及び販路拡大を図る。</p> |
| 事業の効果測定の方法          | <p>取引成約件数</p> <p>平成 30 年度 12 件、令和元年度 4 件、令和 2 年度 1 件</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 主な補助対象者             | 「① 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助対象経費              | 「① 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補助率                 | 「① 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 財源                  | <p>八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金については、全額、貿易振興基金が財源となっている。</p> <p>Year-round ASEAN oriented matching support service 実行委員会負担金については以下のとおりである。</p> <p>平成 30 年度、令和元年度 一般財源のみ</p> <p>令和 2 年度 負担金支出額の 2 分の 1 について、地方創生推進交付金が財源となっている。</p>                                                                        |

| 当初予算額、決算額、交付<br>件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
|-----------------------|----------|--------|---------|
| 当初予算額(千円)             | 24,744   | 12,855 | 17,330  |
| 決算額(千円)               | 16,136   | 11,145 | 7,819   |
| 交付件数                  | 11       | 10     | 1       |

## ① 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金について

補助対象者は、海外との取引又は海外販路の開拓に資するセミナーや商談会等への参加を通じて、既に海外販路の開拓に着手している、八戸圏域連携中枢都市圏内の対象市町村内に本社を有する者である。

補助の対象となる事業、補助対象経費、補助率、限度額は以下のとおりである。

| 対象事業 | 参加型事業                                            |                                  |                     | 主催型事業                                                          |                                  |
|------|--------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------|
|      | 第三者が開催する海外での商談会・見本市への出展                          | 第三者が開催する海外の店舗等での販売促進・プロモーションへの参加 | 取引商社等と共同で実施する現地営業活動 | 企業を対象とし、海外取引の成立を目的とした <u>国内外</u> での商談会・見本市への合同出展等の実施           | 企業を対象とした海外の店舗等での販売促進・プロモーション等の開催 |
|      |                                                  |                                  |                     | ただし、参加企業の <u>半数以上</u> が圏域内に事業所を有する場合に限る。(その割合により按分して補助額を算出します) |                                  |
| 事業期間 | 令和 2 年度内に着手及び完了する事業                              |                                  |                     |                                                                |                                  |
| 対象経費 | 会場借上費、会場設営費、通訳費、渡航費・宿泊費、輸送費、機械器具借上費、光熱水費、翻訳費、印刷費 |                                  |                     |                                                                |                                  |
|      | 原産地証明・各種検査の取得に関わる申請・出願手数料                        |                                  |                     | 広告宣伝費、車両借上費、委託費、企画料                                            |                                  |
| 補助率  | 1/2 以内の額                                         |                                  |                     | 1/2 以内の額                                                       |                                  |
| 限度額  | 50 万円(現地営業活動は 20 万円)                             |                                  |                     | 100 万円                                                         |                                  |

(出所:令和 2 年度八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金のご案内より抜粋)



直近 3 年度の補助金の交付件数、交付金額は以下のとおりである。

| 年度       | 参加型事業 |           | 主催型事業 |         |
|----------|-------|-----------|-------|---------|
|          | 件数    | 金額(円)     | 件数    | 金額(円)   |
| 平成 30 年度 | 11    | 2,296,000 | 0     | 0       |
| 令和元年度    | 9     | 1,454,000 | 1     | 479,000 |
| 令和 2 年度  | 1     | 166,000   | 0     | 0       |

(出所: 商工課作成資料)

## ② Year-round ASEAN oriented matching support service 実行委員会について

Year-round ASEAN oriented matching support service 実行委員会(以下、「YAMS 実行委員会」という。)とは、経済成長著しい ASEAN 諸国を対象に、年間を通じたマッチングや販売促進等、海外展開に取り組む青森県内企業への支援事業を実施することで、地場産品の知名度の向上及び販路拡大を図るため、ASEAN 向け通年マッチング支援事業を推し進めるための組織である。

YAMS 実行委員会の事務局は八戸市商工課であり、関係自治体からの負担金収入により運営されている。YAMS 実行委員会の実施事業は以下のとおりである。

### (事業)

第 3 条 実行委員会は前条の目的を達成するために次のこと(以下これらを「事業」という。)を行う。

- (1) 現地及び国内バイヤーとの商談会に関すること。
- (2) 販売促進(デモンストレーション販売・プロモーション)に関すること。
- (3) 営業支援に関すること。
- (4) 地場産品の PR に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的達成に必要なこと。

(出所: YAMS 実行委員会規約)

委員は以下の者から構成される。

### (委員)

第 4 条 実行委員会は次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 事業に参加する自治体の担当課長
- (2) 事業に関係のある金融機関の担当部署の課長以上の職にある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と認められる団体の担当者

(出所: YAMS 実行委員会規約)

### ③ 令和２年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容                                                   |
|------------|--------------|--------------------------------------------------------|
| 旅費         | 30           |                                                        |
| 需要費        | 21           |                                                        |
| 使用料及び賃借料   | 101          |                                                        |
| 負担金補助及び交付金 | 7,667        | YAMS 実行委員会負担金 7,501 千円、<br>八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金<br>166 千円 |
| 合計         | 7,819        |                                                        |

(単位:千円)

| 節          | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容                                                     |
|------------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 旅費         | 1,226        |                                                          |
| 需要費        | 34           |                                                          |
| 使用料及び賃借料   | 195          |                                                          |
| 負担金補助及び交付金 | 9,690        | YAMS 実行委員会負担金 7,757 千円、八<br>戸圏域海外販路拡大支援事業補助金<br>1,933 千円 |
| 合計         | 11,145       |                                                          |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和２年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和元年度についても監査を行った。

## (２) 監査の結果及び意見

### 【結果 9】 補助金交付申請時の書類提出漏れについて

八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金の交付申請を行うにあたり、補助事業者は補助金交付申請書の他に八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金交付要領に定める以下の書類を提出する必要がある。

(交付申請)

第 5 規則第 3 条の補助金交付申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(別記第 2 号様式)



- |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(2) 収支予算書(別記第 3 号様式)</li><li>(3) 同意書(別記第 4 号様式)</li><li>(4) 誓約書(別記第 5 号様式)</li><li>(5) 定款又は規約等の写し(個人においては確定申告書の写し)</li><li>(6) 決算書(最新決算年度のもの)</li><li>(7) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等</li><li>(8) その他市長が必要と認める書類</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所:平成 31 年度八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金交付要領)

令和元年度及び令和 2 年度の補助金交付申請書の綴りを閲覧したところ、定款又は規約等の写しと決算書が提出されていない補助事業者が 1 者認められた。交付要領に交付申請時の提出書類として定められている以上、交付申請時の提出書類について補助事業者から漏れなく徴することが必要である。

#### **【結果 10】YAMS 実行委員会における支出命令書の支出科目の誤りについて**

YAMS 実行委員会の令和元年度の収入印紙の購入に関する支出命令書 1 件について、本来であれば支出科目として手数料の科目で処理されるが、消耗品費の科目で処理され、会計綴でも当該支出命令書は消耗品費の区分に綴られていた。その一方で、YAMS 実行委員会の決算書では手数料として処理されていた。この支出命令書の支出科目の誤りについて、決算書作成にあたり支出科目の誤りに気づいたのであれば、支出命令書の支出科目も訂正処理することが必要である。

## 7. はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業（商工課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                        |        |         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業の名称               | はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業                                                                                                  |        |         |
| 所管課                 | 商工課                                                                                                                    |        |         |
| 事業開始年度              | 平成 28 年度                                                                                                               |        |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 自治令、財務規則                                                                                                               |        |         |
| 事業の目的               | この事業は、起業・創業・事業承継を支援するため、創業支援拠点として「はちのへ創業・事業承継サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、相談員等による相談対応を行うことにより、起業・創業及び事業承継を支援するものである。 |        |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                              |        |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                                                                 |        |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                               | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 13,780                                                                                                                 | 14,039 | 17,226  |
| 決算額(千円)             | 12,443                                                                                                                 | 13,849 | 17,133  |

### ① 事業の内容

この事業は、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町（以下この項で「圏域」という。）が連携して行う八戸圏域連携中枢都市圏連携事業に含まれる事業であり、その内容は、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンによれば以下のとおりである。

#### ア 事業の内容

- ・八戸市が設置しているサポートセンターの事業を圏域に拡充する。
- ・各商工会と連携した創業及び事業承継に関する相談対応を行う。
- ・サロン事業(セミナー、交流事業等)を実施する。
- ・創業に関する情報発信を行う。

なお、市はこの事業を八戸商工会議所（以下「商工会議所」という。）に業務委託を行っている。

#### イ 事業の効果

この事業を行う事により、以下の効果の発動が期待されている。

- ・創業者の増加及び円滑な事業承継により雇用の場の維持・創出及び地域活力の向

上が期待される。

#### ウ 関係市町村の役割分担

##### 1) 八戸市の役割

- ・創業支援拠点を設置するとともに、運営を商工会議所に委託する。
- ・連携町村や市内事業者等に対し、事業の周知を行う。
- ・必要な経費を負担する。

##### 2) 連携町村の役割

- ・町村内の商工会と連絡調整を行う。
- ・事業者への制度周知を行う。

この事業に係る経費は全額市が負担する。圏域の事業であり、市だけではなく、市以外の町村にも効果が発揮される事業であるが、経費の負担の考え方については、例年、前年度の市町村担当課長会議において審議・決定している。

なお、この事業は国の連携中枢都市圏構想により実施されている事業であり、国からは普通交付税等の財政措置を受けている。

#### エ 業務委託の概要

業務は、市と商工会議所とで取り交わされた「令和 2 年度はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業業務委託契約書」において定められている。その概要等は以下のとおりである。

##### 1) 委託先

商工会議所

##### 2) 設置場所及び開設日時

八戸商工会館 1 階

平日 9:00～17:30(週 1 回 21 時まで延長相談、月 1 回休日相談を実施)

##### 3) 支援対象

創業・起業に興味関心のある者、創業希望者、創業後間もない者及び事業承継に課題を抱える経営者等

##### 4) 相談対応者

専門アドバイザー 2 名、商工会議所職員 2 名、ほか専属事務員 1 名常駐

#### 5) 支援内容

- ・起業及び創業に向けた伴走支援
- ・起業及び創業後のアフターフォロー
- ・セミナー等の開催
- ・事業承継相談対応及び掘り起こし
- ・創業希望者と後継者不在事業者とのマッチング支援等

#### オ 業務委託先の選定方法

市は、この業務を商工会議所に業務委託し、事業を行っている。業務委託先の選定方法及び、その方法とした理由は以下のとおりである。

##### ・契約方法:

##### 1 者見積による随意契約

##### ・随意契約とした理由:

商工会議所は、商工会議所法に基づき、その地域内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的に設立された団体である。公共性の高い法人であり、中小企業相談所において創業・事業承継のほか各種経営相談対応を行うとともに、平成 26 年度からは中小企業庁が実施する地域創業促進支援事業により創業スクールを実施しているなど創業支援に関する各種ノウハウを有している。

また、サポートセンターの前身として市が平成 20 年度から平成 27 年度まで設置した「アントレプレナー情報ステーション」について、施設開所当時から当該事業を受託した団体であり、平成 28 年度にサポートセンターを設置してからも引き続き本事業を受託し、施設運営管理業務についても十分なノウハウを有している。これまで、特段の問題もなく、委託業務を適正に遂行しているほか、これまでの運営から得られた経験をもとに、より効率的かつ実効性のある相談業務を行っていくことが見込まれることから、同所に当該事業を委託するものである。

以上から、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段により、1 者見積による随意契約とした。

## ② 事業の効果測定の方法について

この事業の効果測定の方法について、指標及び実績は以下のとおりである。このうち、第 2 期八戸市総合戦略における重要業績評価目標は、令和 7 年度における起業件数(創業者数) 40 件である。

【図表 サポートセンターを利用した起業件数】

|         | 平成 30 年度<br>(基準値) | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 7 年度<br>(目標値) |
|---------|-------------------|-------|---------|------------------|
| 創業者数    | 36 件              | 47 件  | 35 件    | 40 件             |
| 事業承継成立数 | 7 件               | 2 件   | 6 件     | 3 件              |

(出所:第 2 期八戸市総合戦略、市から入手した資料等)

### ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容 |
|-----|----------------|------|
| 需用費 | 213            |      |
| 委託料 | 16,920         |      |
| 合計  | 17,133         |      |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 11】概算払を行った理由の文書化について

市は商工会議所との間で、令和 2 年度はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業業務委託契約書(以下「委託契約書」という。)を取り交わし、業務委託を行っている。委託料の支払いについて委託契約書では、委託料 16,998 千円のうち、令和 2 年 5 月末までに 14,500 千円、残金については完了検査に合格した後に精算額を支払うこととしている。なお、精算額が 16,998 千円を超えた場合には 16,998 千円、超えない場合には当該精算額が委託料になる。即ち概算払によっており、令和 2 年度における精算額は 16,919 千円となり、委託契約書における委託料から 79 千円減額となっている。

ここで、委託料の概算払に関しては財務規則第 91 条第 8 号において、「その性質上概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」場合において認められている。市は委託契約書の方法に従って委託料を支払っているが、概算払をする理由は文書化されていない。

市は、委託料において概算払を行う場合は、概算払をしなければ業務の遂行に支障があるのか明確にし、文書化しておくべきである。

### 【結果 12】サポートセンターに係る運営費の把握について

令和 2 年度において商工会議所に委託しているサポートセンター運営費の合計額は、商工会議所の事業報告書によれば 17,945 千円である。市はこの運営費のうち、商工会議所への委託額 16,919 千円については明細及び証憑を入手しているが、運営費全体の内訳は把握していない。サポートセンターの業務は、市からの委託料の他に、商工会議所が負担している経費やセミナー等の事業を行った際には共催団体が負担している経費がある。サポートセンタ

一の業務が効率的に行われているのかについては、事業全体にかかった経費の状況を把握しておく必要がある。サポートセンターは商工会議所が運営を担当しているが、設置者はあくまで市である。市はサポートセンターの業務実績を把握する必要があるものであり、それには市からの業務委託部分だけでは不十分である。市はサポートセンターに対し、事業全体の決算書(経費の内訳)の提出を求め、事業全体の運営費を把握しておくべきである。

## 8. 八戸市貸工場運営事業（産業労政課）

### （１）事業の概要

|                     |                                                          |       |         |
|---------------------|----------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 八戸市貸工場運営事業                                               |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                    |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 30 年度                                                 |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸市貸工場条例<br>八戸市貸工場条例施行規則                                 |       |         |
| 事業の目的               | 市における企業の立地を促進することにより、多様な産業の集積及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の発展に寄与する。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                |       |         |
| 財源                  | その他の財源 100%（貸工場使用料）                                      |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額（千円）           | 177,609                                                  | 1,815 | 1,636   |
| 決算額（千円）             | 166,211                                                  | 1,556 | 1,334   |

### ① 事業の内容

八戸市貸工場（以下「貸工場」という。）は、平成 14 年に独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、地域産業集積活性化法に基づき、試作開発型事業促進施設「テクノフロンティア八戸」として整備した施設である。その後、国の独立行政法人改革において「試作開発型事業促進施設については、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る」とされたことに伴い、平成 30 年 11 月 1 日より、市が管理運営主体となったものである。それ以降、既入居企業の事業継続と雇用の確保及び市の経済活性化を図るため、市が直営で運営している。

貸工場の管理・運営に関する詳細は、八戸市貸工場条例（以下「条例」という。）及び八戸市貸工場条例施行規則（以下「施行規則」という。）に定められており、条例の趣旨は次のとおりである。

○条例 抜粋

（趣旨）

第 1 条 この条例は、当市における企業の立地を促進することにより、多様な産業の集積及び雇用の拡大を図り、もって地域経済の発展に寄与するため、貸工場を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

貸工場の名称及び位置、棟数・室数、使用料、その他の条件は以下のとおりである。

ア. 名称(条例第2条)

八戸市貸工場

イ. 位置(条例第2条)

八戸市北インター工業団地五丁目3番3号、3番13号、3番18号、3番20号、  
4番13号、4番15号及び4番18号

ウ. 棟数・室数

6棟、7室

エ. 使用料(条例第8条)

条例の策定時に、不動産鑑定士による調査に基づいて定めている。減免の制度はない。

【図表 令和2年度使用料】

(単位:円、税込月額)

| 区分 | A       | B-1     | B-2     | C       | D       | E       | F       |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 金額 | 438,020 | 295,240 | 295,240 | 438,020 | 383,570 | 383,570 | 355,740 |

(出所:条例)

(注)B-1とB-2は1棟を半々に分けたもの

オ. 使用できる者の範囲(条例第3条、施行規則第2条)

製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種に属するものとして施行規則に定めている。

カ. 使用許可の手続(施行規則第3条)

毎年度、年度の開始日前に使用許可申請書に所定の書類を添付して市長に提出し、使用許可を受ける。

貸工場は平成14年度に中小機構が開設して以来20年弱が経過し、老朽化対策の必要が生じている。ここで、貸工場の修繕費用は原則として市の負担とする旨、施行規則に定められている。

○施行規則 抜粋

(修繕費用の負担)

第9条 貸工場の修繕(蛍光灯、電球、ガラスの取替え等の軽微な修繕及び点滅器、ヒューズその他構造上重要でない部分の修繕を除く。)に要する費用は、市の負担とする。



2 使用者は、その責めに帰すべき理由によって前項に規定する貸工場の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、市長の指示するところに従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

市は令和 2 年 9 月に「八戸市貸工場個別施設計画」を策定して、貸工場の長寿命化に向けた効率的な管理運営を行い、財政負担の軽減・平準化や入居事業者の円滑な事業運営を図ることを目的として、施設の総合的かつ計画的な管理に取り組むこととしている。その一環として令和 3 年度に屋根・外壁塗装工事に着手した(予算額約 50,000 千円)。

## ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、第 2 期八戸市総合戦略で設定されている重要業績評価指標(KPI)として企業誘致件数(各年度までの延べ件数)の目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 企業誘致件数】

|        | 平成 30 年<br>(基準値) | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 7 年<br>(目標値) |
|--------|------------------|-------|--------|-----------------|
| 企業誘致件数 | 115 件            | 120 件 | 123 件  | 139 件           |

(出所:第 2 期八戸市総合戦略及び所管課提供資料)

## ③ 事業の実績について

平成 28 年度以降の入居者数、入居率、従業員数は次のとおりである。この間、入居企業の入れ替わりはないが、令和 2 年 9 月に 1 社が退去し、令和 3 年 10 月現在まで空室となっている。

【図表 旧テクノフロンティア及び八戸市貸工場の入居者数等の推移】

|         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 入居企業数   | 5        | 6        | 6        | 6     | 6       |
| 入居率(%)  | 85.7     | 100      | 100      | 100   | 100     |
| 従業員数(人) | 不明       | 38       | 45       | 50    | 48      |

(出所:市提供資料より監査人作成)

(注)いずれも 4 月 1 日時点。2 室に入居している企業が 1 社あるため、6 社で 7 室に入居している。

令和 2 年 4 月 1 日時点で入居している 6 社のうち、4 社が市外からの誘致企業であり、2 社

は本市で起業した企業である。

平成 30 年度以降の使用料(歳入)決算額は次のとおりである。平成 28 年度、29 年度については中小機構の管理であったため不明である。平成 30 年 11 月から市による貸工場の管理が始まったため、平成 30 年度の決算額は令和元年度と比較すると低額となっている。

【図表 使用料(歳入)決算額の推移】

(単位:円)

|            | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 令和 2 年度    |
|------------|------------|------------|------------|
| 使用料(歳入)決算額 | 12,711,600 | 30,507,840 | 28,444,680 |

(出所:市提供資料より監査人作成)

#### ④ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                       |
|-----|----------------|----------------------------|
| 需用費 | 719            | 照明器具、トイレ交換修繕等              |
| 役務費 | 25             |                            |
| 委託料 | 591            | 浄化槽維持管理業務委託、消防設備点検<br>業務委託 |
| 合計  | 1,334          |                            |

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 13】貸工場の鍵の管理について

貸工場の出入口、シャッター等は施錠できるようになっているが、鍵については現状、所管課から入居企業に渡し切りとなっており、市において合鍵の保管がなされていない。貸工場の使用許可手続きは毎年度行うものの、入居企業の入れ替わりがないため、このような状況となっている。ここで、鍵の管理について条例、施行規則に定めはなく、その他適用すべき内規等もない。

鍵が渡し切りとなっている状況は、入居企業が独断で鍵を付け替えたり、合鍵を作成したり、第三者に使わせたりすることを防止するうえで適切でない。

市は貸工場の設置・運営者として鍵の管理を厳正かつ有効的・効率的に行うべきである。そのために、使用許可の留意事項等において合鍵の取扱いを明文化し、例として次のような事項を盛り込むことを検討されたい。

- ①貸工場の 1 室ごとに鍵番号と保管者を記載したリストを作成し、合鍵を保管する
- ②使用許可手続きのつど、使用者立会のもとで①のリストをもとに使用者の手元にある鍵をすべて現物確認する

③入居企業が市に無断で合鍵を作成しないこと、付け替えを行わないことを誓約書等の文書で徴取するなどして明確化する

#### 【結果 14】 使用許可申請書の添付書類について

貸工場の使用許可について、施行規則に次のとおり定められている。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○施行規則 抜粋<br>(使用許可の申請手続等)<br>第3条 条例第4条第1項の規定により八戸市貸工場(以下「貸工場」という。)の使用許可を受けようとする者は、八戸市貸工場使用許可申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。<br>(1)申請者が法人である場合においては、定款、登記事項証明書並びに申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの<br>(2)申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本及び資産に関する調書又はこれらに準ずるもの<br>(3)市税の滞納がないことの証明書又は同意書(別記第2号様式)<br>(4)その他市長が必要と認める書類<br>2 (省略) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和2年度の使用許可申請に係る添付書類を閲覧したところ、次のように、古いものを提出していると推測される申請者があった。

【図表 令和2年度使用許可申請に係る添付書類】

| 申請者       | 申請日       | 添付書類 | 問題点                                                                                                                                      |
|-----------|-----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (有)酒井精密工業 | 令和2年3月23日 | 定款   | 定款の日付は平成3年10月16日設立日であり、定款の末尾に「上記は当会社の現在の定款の原本と相違ない」との記載と、代表取締役の記名が平成29年5月9日付でなされている。<br>しかし、平成29年5月から申請日までに約3年が経過しており、その間の定款変更の有無が不明である。 |
| アイカーボン(株) | 令和2年3月19日 | 定款   | 定款の日付は平成26年11月29日付で、第28条において事業年度は毎年5月1日から翌年4月30日と定められている。<br>しかし、同時に添付書類として提出された決算報告書は平成30年4月1日から平成31年3月31                               |

| 申請者            | 申請日             | 添付書類             | 問題点                                                                                                          |
|----------------|-----------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                 |                  | 日のものであり、事業年度が変更されたと推測されるが、定款の記載と一致しない。定款変更が適時適切に行われたか不明である。                                                  |
| 日 真 制 御<br>(株) | 令和2年3<br>月 6 日  | 登 記 事 項<br>証 明 書 | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は令和元年 9 月 9 日付であり、申請日より約 6 ヶ月前である。申請日までの間の変更登記の有無が不明である。                                   |
| (有)美豊          | 令和2年2<br>月 13 日 | 定 款              | 定款の日付は平成 8 年 5 月 1 日であり、本店所在地が平成 17 年 3 月の市町村合併以前の地名のままになっている。定款日付から申請日までの間に約 15 年が経過しており、その間の定款変更の有無が不明である。 |

(出所:市提供資料より監査人作成)

法人の定款は商号、目的、本店の所在地等、基本的に重要な事項を記載するものであり、使用許可申請を毎年度受けることから、添付書類としては最新の状態のものを提出させる必要がある。そうでないと、例えば事業の目的に変更があったにもかかわらずそれを市が把握できないまま使用許可すれば、条例第 3 条に定める使用できる者の範囲が守られないおそれが生じる。

法人によっては定款変更を長期間行わないこともある。そこで市は、使用許可申請に係る添付書類としての定款が申請日において最新のものであることを、代表者名で誓約させるなどの方法により、確認できるようにする必要がある。

登記事項証明書(履歴事項全部証明書)について有効期限はないが、本店所在地、目的、役員に関する事項等、登記すべき事項に変更があった場合には変更登記を行わなければならない。したがって、直近数カ月以内のものを添付書類として提出するよう、施行規則に定める必要がある。

## 【意見 7】貸工場の位置付けについて

「(1) 事業の概要 ③ 事業の実績について」に記載したように、貸工場の運営主体が市となった平成 30 年度以降令和 2 年度まで、入居企業が入れ替わっていない。

貸工場は、入居する企業にとって次のようなメリットがあると考えられる。

- ・自己資金で土地建物を取得する場合と比較して、初期投資が抑制される
- ・施行規則第 9 条の定めにより、修繕に要する費用(軽微なものを除く)を負担しない
- ・民間の貸工場と異なり、敷金・礼金、更新料等が発生しない

貸工場が公の施設である以上、広く一般市民の利用に供すべきところ、実情として、入居企業の入れ替わりがない限りこのようなメリットを享受する者が現入居者に限定されている点は見直しの余地があると考え。また、令和 3 年 10 月時点では空室が生じている状態であるものの、入居を希望する企業が室数を超過して現れた場合に、既入居企業の継続入居を優先させて新規入居を制限するのかどうかといった点が明らかにされていない点でも問題なしとしない。

所管課によれば平成 30 年度に中小機構が撤退したときに、既入居企業の事業継続と雇用維持のために市の運営としたとのことであり、確かに激変緩和という目的を果たす上では一定の効果があったとも言える。

ただし、市における企業誘致施策の中で見れば、中小企業の立地促進という意味で初期投資の負担軽減が可能な貸工場に入居してもらい、一定期間経過後に市内の別の場所に移転してもらうことで活性化を図ることが望ましいと考えられる。

この点につき所管課としては、貸工場に入居した企業には事業拡大に伴って市内の別の場所へ移転してもらうことが理想的であるとして、入居企業に対して随時、事業拡大に資するような情報提供を行っているとのことである。ただし、社会経済情勢の影響もあって、事業拡大による転出がどのようなタイミングで実現するかは予見できないことに加え、貸工場は創業初期段階の起業家を支援することを目的とするいわゆるインキュベーション施設ではないため、一定期間を設けることでかえって空室が発生してしまう懸念もあるとの見解であった。

こうした点を総合的に勘案すると、市の企業誘致施策との整合性を踏まえながら貸工場的位置付けを再確認し、将来的には入居期間に上限を設けた上で、上限期間を経過した時点で次の入居希望者がいなければ継続して入居を可能とするといったような方法を検討された。

## 9. IT 産業集積促進事業（産業労政課）

### （１）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称               | IT 産業集積促進事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業開始年度              | 平成 21 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 令和 2 年度八戸市中心市街地オフィスビルパートナー補助金交付要領<br>令和 2 年度八戸市 AI 関連産業参入支援事業補助金交付要領<br>「八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会」会則<br>令和 2 年度 IT 関連企業立地促進費補助金及び雇用奨励金交付要領                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業の目的               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地オフィスビルパートナー補助金<br/>中心市街地において、IT 関連誘致企業の入居を可能とする、適正価格で質の高いオフィスの新規整備を促進し、企業誘致と雇用創出の基盤を整える。（令和 2 年度で廃止）</li> <li>・八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会負担金<br/>市内 IT・情報サービス、テレマーケティング関連事業者の持続的な発展と八戸市民並びに青森県民の認知度向上を図り、さらなる八戸地域の雇用創出・拡大と地域の活性化に寄与する。</li> <li>・AI 関連産業参入支援事業補助金<br/>今後、市場の成長性が期待される AI 関連産業の集積を高め、当市産業の活性化と発展に寄与することを目的とし、就労困難者等に対し就労機会を創出するという新たなビジネスモデルにより AI 関連産業の推進に取り組む事業を行う法人を支援する。</li> <li>・IT 関連企業立地促進費補助金及び雇用奨励金<br/>IT 関連企業の立地及び定着を促進することにより、市内における IT 関連産業の振興及び圏域住民の雇用機会の拡大を図る。（注）</li> </ul> |
| 事業の効果測定の方法          | 「④ 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 主な補助対象者             | 「① 中心市街地オフィスビルパートナー補助金について」<br>「③ AI 関連産業参入支援事業補助金について」<br>に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                   |                                                                    |        |         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 補助対象経費            | 「① 中心市街地オフィスビルパートナー補助金について」<br>「③ AI 関連産業参入支援事業補助金について」<br>に記載のとおり |        |         |
| 補助率               | 「① 中心市街地オフィスビルパートナー補助金について」<br>「③ AI 関連産業参入支援事業補助金について」<br>に記載のとおり |        |         |
| 財源                | AI 関連産業参入支援事業補助金について国が 2,500 千円、その他は市の一般財源が 39,996 千円              |        |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移 | 平成 30 年度                                                           | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)         | 37,785                                                             | 11,656 | 28,841  |
| 決算額(千円)           | 9,845                                                              | 24,640 | 42,496  |
| 交付件数(注)           | 2                                                                  | 2      | 3       |

(注) 八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金は令和 2 年度包括外部監査(テーマ「補助金に関する事務の執行について」)において監査対象としたため、今回の監査対象から除外している。交付件数は当該補助金の交付件数を除いた数値である。

## ① 中心市街地オフィスビルパートナー補助金について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市中心街オフィスビルパートナー補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象事業、補助要件、補助対象経費、基準額、補助金の額、対象期間は以下のとおりである。

### ア. 補助対象事業及び補助要件

市のパートナーオフィスビルの所有者等であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

- ・対象企業と当該パートナーオフィスビルにかかる賃貸借契約(管理委託者等を仲介するものを含む。)を締結し、かつ、当該対象企業が当該パートナーオフィスビルに入居していること。
- ・市税(過去 3 年度において納付すべき法人市民税及び固定資産税(個人にあつては、住民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税)を滞納していないこと。

### イ. 補助対象経費

補助要件を満たすパートナーオフィスビルの所有者等が、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸しオフィス等(令和 2 年度八戸市 IT 関連企業立地促進費補助金及び雇用奨励金交付要領第 2 第 5 号に規定する貸しオフィス等をいう。以下同じ。)の賃借のために対象企業から支払いを受けた賃料及び共



益費(消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。)又は改築等に要した経費(消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。)

ウ. 補助金の額

補助対象経費のうち、賃料等に 8 分の 1 を乗じて得た額又は改築等に要した経費に 6 分の 1 を乗じて得た額のうちいずれか低い額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、その限度額は 350 万円とする(対象期間の総額で 1,050 万円)。

エ. 対象期間

対象企業との賃貸借契約における賃料発生日から通算して 3 年以内

## ② 八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会負担金について

八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会(以下「協議会」という。)は、市内 IT・情報サービス、テレマーケティング関連事業者の持続的な発展と八戸市民並びに青森県民の認知度向上を図り、さらなる八戸地域の雇用創出・拡大と地域の活性化に寄与することを目的とする任意団体である。

協議会の事務局は幹事長企業内におかれ、正会員からの会費及び八戸市からの負担金収入により運営されている。会員は以下の者から構成される。

(会員)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する次の各号に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 八戸市内に事業所が存在する IT・情報サービス、テレマーケティング事業者及び八戸市
- (2) 賛助会員 事業の推進を援助するために入会した関連団体及び企業
- (3) 特別会員 事業に協力するために入会した公的機関等

(出所:協議会会則)

協議会の実施事業は以下のとおりである。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) IT・情報サービス、テレマーケティング産業の認知度向上及び情報発信に関すること。
- (2) IT・情報サービス、テレマーケティング産業の情報収集及び意見交換等に関すること。
- (3) IT・情報サービス、テレマーケティング産業の他地域の実態調査及び研究に関すること。
- (4) IT・情報サービス、テレマーケティング産業に資する人材育成に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(出所:協議会会則)



### ③ AI 関連産業参入支援事業補助金について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市 AI 関連産業参入支援事業補助金交付要領(以下「交付要領」という。)に定められており、補助対象者、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

#### ア. 補助対象者

次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1)就労困難者等のみを従事者として AI アノテーション事業(監査人注)を実施する者
  - (2)従事者の半数以上を市内に所在する事業所において AI アノテーション事業に従事させている者
  - (3)納付すべき市税を滞納していない者
  - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (監査人注)AI アノテーション事業とは、画像、テキスト、音声その他 AI 開発に必要なデータに対して関連する情報を注釈として付与する作業を、AI の開発に関わる事業者から受注し、又は自らの AI 開発の用として行う事業をいう。

#### イ. 補助対象経費

##### ・人材育成経費

指導員・アドバイザー等専門家の招聘費(謝金、交通費、宿泊費)、職員の研修費(受講料、教材費、交通費)、研修会等の会場・設備使用料

##### ・設備等導入経費

機械装置等(パソコン、タブレット、サーバー、ルーターその他OA機器)のリース料、オフィス等の賃料及び共益費

##### ・調査分析経費

マーケティング調査費、コンサルタント料

##### ・事務経費

通信運搬費、図書・資料購入費、印刷製本費、消耗品費

#### ウ. 補助金の額

補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額(1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)以内とし、その限度額は 5,000 千円とする。

令和 2 年度は本補助事業の開始初年度である。令和 2 年 9 月 30 日から 10 月 13 日の間に事業者を公募した結果、1 社から応募があり、交付要領に定められた審査を経て交付決定した。事業実施期間は令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日である。

#### ④ 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、第 2 期八戸市総合戦略で設定されている重要業績評価指標 (KPI) として企業誘致件数 (各年度までの延べ件数) の目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 企業誘致件数】

|        | 平成 30 年<br>(基準値) | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 7 年<br>(目標値) |
|--------|------------------|-------|--------|-----------------|
| 企業誘致件数 | 115 件            | 120 件 | 123 件  | 139 件           |

(出所: 第 2 期八戸市総合戦略及び所管課提供資料)

#### ⑤ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位: 千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                                                                                                                 |
|------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 42,496         | 中心市街地オフィスビルパートナー補助金 1,486 千円、八戸 IT・テレマーケティング未来創造協議会負担金 3,000 千円、AI 関連産業参入支援事業補助金 5,000 千円、IT 関連企業立地促進事業補助金 33,010 千円 |
| 合計         | 42,496         |                                                                                                                      |

#### (2) 監査の結果及び意見

以下に記載する監査の結果及び意見は、全て「AI 関連産業参入支援事業補助金」に関するものである。

#### 【結果 15】従事者の属性の確認について

補助事業者は、実績報告にあたり、令和 2 年度八戸市 AI 関連産業参入支援事業補助金交付要領 (以下「交付要領」という。) に定める以下の書類を提出する必要がある。

(実績報告)

第 9 規則第 12 条の実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- |                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)事業実績書<br>(2)収支精算書<br>(3)従事者名簿兼業務従事実績表<br>(4)補助対象経費の内訳及びその支払いを証する書類の写し<br>(5)その他市長が必要と認める書類 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所:交付要領)

補助事業者から提出された従事者名簿兼業務従事実績表を確認したところ、従事者として 12 名が記載され、その属性として就労困難理由について全員が「身体・知的・精神等の障がいのある者」とされていた。しかし、12 名の従事者が「身体・知的・精神等の障がいのある者」に該当することについて客観的な証拠書類は添付されていなかった。

所管課では、補助事業者が就労継続支援 A 型事業所であって、従事者は障害者手帳を持ち、この事業所に通っている人であるため、従事者として認めているとのことである。しかし障害者手帳の有無について市の側から直接的な確認はなされていない。

就労困難者に対して就労機会を創出することが本補助事業の主眼であることから、従事者の属性については実績として明確に報告させる必要がある。「身体・知的・精神等の障がいのある者」であれば、障害者手帳のコピーを添付させることが必要である。

#### 【結果 16】提出書類の保管について

補助事業者から提出された実績報告書には、交付要領第 9 第 2 項(4)補助対象経費の内訳及びその支払いを証する書類の写しが添付されている。これらを閲覧したところ、事務所経費 34,620 円については事業報告書、事業実績書、収支精算書、他の証憑類とともに簿冊に綴られておらず、別途保管されていた。

業務上必要があって抜き出した場合は、速やかに元に戻しておくことが必要である。また、抜き出されていることがわかるように、提出書類には通しページを付すよう補助事業者に要請することが有効である。さらに、万一の紛失に備えて、紙面だけでなく電子ファイルでの提出を要請することも検討されたい。

#### 【意見 8】従事者の従事実績のバックデータについて

従事者名簿兼業務従事実績表の様式には、従事実績として個人別に延べ日数、延べ時間、日平均時間を記載する欄がある。

補助事業者から提出された従事者名簿兼業務従事実績表を閲覧したところ、延べ日数は従事者 12 名の全員が 60 日となっていた。延べ時間は 2 名が 240 時間、3 名が 180 時間、7 名が 120 時間であり、日平均時間は 2 名が 4 時間、3 名が 3 時間、7 名が 2 時間である。

従事者が「身体・知的・精神等の障がいのある者」であることを考慮すると、従事実績としては個人差があっても当然と思われ、このように揃った日数・時間数となることは想定しがたい。こ

の点、出勤簿やタイムカード、作業日報のような作業従事の実態を直接反映するバックデータが添付されていないため、従事者名簿兼業務従事実績表の記載が正確であるかどうか確認することができない状態である。

従事者に対する報酬は本事業の補助対象経費でないため、所管課は従事実績のバックデータを求めることまでは要しないとしている。ただし、「**(1)事業の概要**」の表に記載したとおり本事業の目的が「就労困難者等に対し就労機会を創出するという新たなビジネスモデル」とされていることから、所管課として、事業者が従事者に対し就労機会を提供したかどうかについてより確実に把握することは重要である。そのためには、現行の交付要領に従って従事者名簿兼業務従事実績表の提出を受けることに加えて、そのバックデータの確認作業が必要となる可能性がある。そのような場合には従事者の作業従事の実態がわかるような資料をバックデータとして提出させるといった市の事後確認の強化を求めたい。

#### 【意見 9】 アノテーション処理件数の把握について

補助事業者から提出された事業計画書及び事業実績書において、アノテーション処理件数の計画値と実績値が次のように記載されている。

【図表 アノテーション処理件数の計画値と実績値】

|       |               |                                     |
|-------|---------------|-------------------------------------|
| 事業計画書 | アノテーション処理計画件数 | 2,000 件(11 月～2 月)<br>業務の難易度により変動あり。 |
| 事業実績書 | アノテーション処理件数   | 3,200 件                             |

(出所:所管課提供資料より監査人が作成)

アノテーション処理件数は本補助事業の成果として重要な指標である。数値だけを見ると実績値は計画値の 1.6 倍と大きく上回っているが、計画値・実績値とも内訳がなく、情報としての信憑性に問題があると言わざるを得ない。また、どのような要因で実績値が計画値を上回ったのかについても情報が得られない。

アノテーション処理件数については計画値・実績値ともに発注者別、従事者別、月別等、詳細な内訳を添付させて、補助事業の成果を正確に把握できるようにすることが望まれる。

#### 【意見 10】 申請者の財務に関する審査について

補助事業者(株式会社)は、交付申請を行うにあたり、交付要領に定める以下の書類を提出する必要がある。

(交付候補の指定)

第 5 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ、補助金の交付候補としての指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、補助金交付候補指定申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)定款又は規約等の写し

(4)登記事項証明書の写し

(5)直近の収支決算書の写し

(6)その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときには、別表第 2 に基づき審査の上、交付候補の指定の可否について補助金交付候補審査結果通知書(別記第 4 号様式)により通知するものとする。

(出所:交付要領)

「直近の収支決算書の写し」に該当するものとして提出された令和元年 10 月期の貸借対照表、損益計算書を閲覧したところ、損益計算書に当期純利益が計上されていたが、貸借対照表においては債務超過、すなわち負債総額が資産総額を上回る状態であった。株式会社にとって債務超過は、すべての資産を売却したとしても債務を返済しきれない財務状況であるため、倒産する危険性が高い状態であると判断される。上場会社の場合には債務超過が 2 期連続すると上場廃止となる。

令和 2 年度の補助事業者について前年度の財務状況は不明であるが、令和 3 年度においても本補助金の交付先となっており、交付申請にあたって令和 2 年 10 月期の貸借対照表、損益計算書が提出されている。これらによると、債務超過の状態は脱しているものの、資本に欠損を生じている状態である。資本欠損とは、純資産の額が資本金と法定準備金(資本準備金と利益準備金)との合計額を下回っている状態である。債務超過よりは財務状況は改善したとは言え、良好ではない。また令和元年 10 月期と比較して長期借入金が 1.6 倍に増加していることから、資金繰りにも不安なしとしない。

このような事業者に対して補助金の交付を行った場合、事業者の経営、存続次第では補助事業の遂行が危うくなる恐れがある。

この点について所管課では、問題ないであろうとの判断がなされたとのことであるが、その事跡や判断根拠が残されておらず、市としての意思決定過程が明確になっていない。

交付要領には別表第 2 として審査基準が次のとおり定められている。

【図表 審査基準】

| 審査項目   | 審査内容                              |
|--------|-----------------------------------|
| 事業の的確性 | 要領に定める趣旨及び規定を理解し、的確な事業内容となっていること。 |

| 審査項目   | 審査内容                                                                                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の公益性 | 地域課題の解決につながるとともに、他の事業者のモデルとなる事業内容であること。                                                                                  |
| 事業の実現性 | 従事者の確保や運営体制の整備その他事業計画の内容が実現可能なものであること。                                                                                   |
| 事業の発展性 | 事業の現状と課題を調査分析し、調査結果の普及・啓蒙により AI 関連産業への参入を促す波及効果が見込まれる事業内容であること、又は、事業完了後も当該事業を継続的に発展させ、今後の当市産業の活性化に寄与することが見込まれる事業内容であること。 |
| 収支の妥当性 | 事業に係る経費が適切に見積もられていること。                                                                                                   |

(出所:交付要領)

補助事業者の財務状況については審査基準のうち「事業の実現性」で検討すべき事項である。令和 2 年度の収支予算書によると、本補助事業に係る事業者の収支予算は 10,172 千円で、そのうち市補助金が 5,000 千円とされているので、差引 5,172 千円は事業者の自己資金となる。市は令和 2 年度の補助金交付候補審査の時点で、債務超過の事業者が事業計画の実施主体としてこの自己負担に耐えうるかどうかについて、聞取りを行うか追加資料の提出を求めるなどして十分な審査を行うべきであったと考えられる。

今後も、補助事業の有効性と透明性を確保するため、事業者の財務状況について必要十分な審査を行う必要がある。

## 10. 企業誘致セミナー開催事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                              |       |       |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 事業の名称               | 企業誘致セミナー開催事業                                                                                                 |       |       |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                        |       |       |
| 事業開始年度              | 平成7年度                                                                                                        |       |       |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                                                                                           |       |       |
| 事業の目的               | 企業の本市への進出や八戸港の利用促進、雇用機会の拡大と市民生活の向上に資するため、市長自らが一度に首都圏及び中部圏の多くの企業に対し、本市の産業政策、立地環境並びに八戸港の魅力を総合的にPRし、トップセールスを行う。 |       |       |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                    |       |       |
| 財源                  | 市の一般財源 100%                                                                                                  |       |       |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成30年度                                                                                                       | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 当初予算額(千円)           | 6,935                                                                                                        | 7,079 | 7,625 |
| 決算額(千円)             | 6,181                                                                                                        | 6,222 | 697   |

### ① 事業の内容

東京会場及び名古屋会場において、各地で本市に興味を持つ企業とすでに本市に進出している企業を集め、「八戸セミナー20XX」と銘打って、市長によるプレゼンテーションや、講演会・情報交換会（飲食を含む）を開催し、八戸圏域の立地環境やインセンティブ等を総合的にPRする機会としている。企業の参加費は無料（ただし会場までの旅費は自己負担）である。

### ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、第2期八戸市総合戦略で設定されている重要業績評価指標（KPI）として企業誘致件数（各年度までの延べ件数）の目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 企業誘致件数】

|        | 平成30年<br>（基準値） | 令和元年  | 令和2年  | 令和7年<br>（目標値） |
|--------|----------------|-------|-------|---------------|
| 企業誘致件数 | 115 件          | 120 件 | 123 件 | 139 件         |

（出所：第2期八戸市総合戦略及び産業労政課提供資料）

また、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン成果指標として、参加者数の目標が次のように設

定されている。

東京会場:370 名

名古屋会場:100 名

直近 4 年度における参加者数の実績は次表のとおりである。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、東京会場、名古屋会場とも中止となった。

【図表 企業誘致セミナー参加者数の推移】

(単位:人)

|       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|----------|-------|---------|
| 東京会場  | 347      | 359      | 400   | －       |
| 名古屋会場 | 80       | 89       | 87    | －       |
| 合計    | 427      | 448      | 487   | －       |

令和 3 年度については、八戸セミナー2021 を企画したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて中止となった。監査日現在、オンライン開催その他代替的な手段を検討中とのことであった。

### ③ 令和 2 年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節         | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容           |
|-----------|----------------|----------------|
| 需用費       | 233            | 八戸セミナーノベルティバッグ |
| 補償補填及び賠償金 | 464            | 八戸セミナー2020 取消料 |
| 合計        | 697            |                |

(単位:千円)

| 節        | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容                |
|----------|--------------|---------------------|
| 報償費      | 77           |                     |
| 旅費       | 849          |                     |
| 需用費      | 3,110        | 八戸セミナー2019 情報交換会食糧費 |
| 役務費      | 1,243        | 八戸セミナー2019 広告宣伝費    |
| 使用料及び賃借料 | 940          | 八戸セミナー2019 会場代      |
| 合計       | 6,222        |                     |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 2 年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和



元年度についても監査を行った。

## （２）監査の結果及び意見

### 【意見 11】事業の成果指標について

「（１）事業の概要 ② 事業の効果測定の方法について」の【図表 企業誘致セミナー参加者数の推移】に示すとおり、平成 29 年度から令和元年度までの八戸セミナー参加者数はおおむね目標を達成している。令和元年度の参加者名簿を閲覧したところ、その内訳は次のとおりである。

【図表 八戸セミナー2019 参加者の内訳】

| 会場             | 名古屋     |       | 東京      |       |
|----------------|---------|-------|---------|-------|
| 参加者の属性         | 参加者数(人) | 比率(%) | 参加者数(人) | 比率(%) |
| a 講師、県議、市議、事務局 | 19      | 21.8  | 27      | 6.8   |
| b 企業誘致関係       | 46      | 78.2  | 114     | 93.2  |
| c 貿易・船社関係      | 22      |       | 259     |       |
| 合計             | 87      | 100.0 | 400     | 100.0 |

(出所：産業労政課作成資料)

名古屋会場において特に、属性 a 講師、県議、市議、事務局といった主催者側の比率が高くなっている。事業の成果指標としては、主催者側を含めない参加者数とする方がよい。

次に、企業等からの参加者である属性 b、c の中では、東京会場において特に 1 社から複数参加しているものが多く、最大 15 人参加している企業が 1 社あった。その 1 社はすでに市内で半世紀以上操業している企業である。情報交換会は八戸市への進出に興味関心を有する企業と、すでに進出している企業とが直接出会って情報交換できる機会であるから、参加者数の多い企業があることや市内で操業している企業が参加することに一概に問題があるとまでは言えない。

しかし企業誘致という目的に照らした場合、費用対効果の点で、八戸市への進出に興味関心を有する企業により多く参加してもらうような工夫が求められる。例えば 1 社当たりの参加者のうち一定数以上は参加費を負担してもらう方法が考えられる。それによって 1 社当たりの参加者がある程度抑制されると期待でき、同時に市のコストを低減することが可能となる。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和元年度までのように多くの人を一カ所に集める形でのセミナー、情報交換会の開催は困難となった。所管課ではオンラインでの開催、人数をある程度絞っての開催等、今後の有効かつ効果的な開催方法についてさまざま検討されているとのことである。

以上より、開催方法の模索とともに、成果指標としては参加者数総数だけでなく、内訳・属性を考慮した数値とすることを検討されたい。

## 1 1. 企業誘致情報発信事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                   |       |         |
|---------------------|---------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 企業誘致情報発信事業                                        |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                             |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 27 年度                                          |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                                |       |         |
| 事業の目的               | 本市の立地環境を多様な企業に訴求することにより、本市での事業展開を促進し、更なる経済活性化を図る。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                         |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源 100%                                       |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                          | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 1,059                                             | 616   | 611     |
| 決算額(千円)             | 1,059                                             | 616   | 611     |

### ① 事業の内容

企業誘致に関する市の優位性や魅力を PR するため、パンフレット、ガイドブック類を製作している。製作物は企業誘致推進セミナーの会場等での配布、トップセールスなど、機会をとらえて活用されている。

本事業は、第 2 期八戸市総合戦略の中で、企業誘致促進事業の一環として主要事業とされている。令和 3 年度は企業誘致促進事業に統合されている。

### ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、第 2 期八戸市総合戦略で設定されている重要業績評価指標 (KPI) として企業誘致件数(各年度までの延べ件数)の目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 企業誘致件数】

|        | 平成 30 年<br>(基準値) | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 7 年<br>(目標値) |
|--------|------------------|-------|--------|-----------------|
| 企業誘致件数 | 115 件            | 120 件 | 123 件  | 139 件           |

(出所:第 2 期八戸市総合戦略及び産業労政課提供資料)

直近 4 年度における事業の実績は次表のとおりである。

【図表 企業誘致情報発信事業実績】

|          | 製作物                         | 製作部数(部) |
|----------|-----------------------------|---------|
| 平成 29 年度 | 企業立地 PR クリアファイル増刷           | 1,500   |
|          | 八戸北インター工業団地パンフレット増刷         | 2,000   |
| 平成 30 年度 | 八戸産業立地ガイドブック「八戸の未来力」内容更新・増刷 | 1,000   |
| 令和元年度    | 八戸産業立地ガイドブック「八戸の未来力」内容更新・増刷 | 800     |
| 令和 2 年度  | 八戸北インター第 2 工業団地紹介フライヤー製作    | 1,000   |

(出所:産業労政課作成資料)

### ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                         |
|-----|----------------|------------------------------|
| 委託料 | 611            | 八戸北インター第 2 工業団地紹介フライヤー製作業務委託 |
| 合計  | 611            |                              |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見 12】受託候補者が辞退した場合の事務手続について

八戸北インター第 2 工業団地紹介フライヤー制作業務の委託先は、デザインコンペによって選定された。その詳細は「八戸北インター第 2 工業団地紹介フライヤー制作業務に係るデザイン募集要領」及び「八戸北インター第 2 工業団地紹介フライヤー制作業務受託候補者選考要領」(以下「選考要領」という。)に定められている。

所管課は、市の登録業者の中から、この業務を遂行可能な業種の業者 10 社に対しデザイン提案を依頼し、6 社から提案を受けた。市が設置する提案審査委員会において、委員による投票審査を実施し、得点数が最も高い者を業務受託候補者として選考した。選考結果に基づき、本業務委託契約に係る随意契約の見積徴収の相手先として決定し、当見積書が予定価格以内であったので、法令等に則り契約を締結している。

選考要領を閲覧したところ、提案事業者が 1 者のみの場合及び上位同得点数の結果となった場合についての定めは置かれていたが、業務受託候補者を決定した後に当該受託候補者が辞退した場合についての定めが置かれていなかった。受託候補者の決定後に、何らかの事情で受託候補者が辞退する可能性がないとは言えない。したがって、選定に係る事務手続の円滑化、及び、選考過程の透明性を確保する上でも、そのような場合どうするかあらかじめ選考要領に定めておくことが望ましい。例えば「次点の提案事業者を受託候補者とする」というような定めが考えられる。

## 12. 無料職業紹介事業（産業労政課）

## 13. 求人情報無料ウェブサイト運営事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 無料職業紹介事業<br>求人情報無料ウェブサイト運営事業                                                                                                                                                                                                                                                      |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |         |
| 事業開始年度              | 無料職業紹介事業(平成 22 年度)<br>求人情報無料ウェブサイト運営事業(平成 26 年)                                                                                                                                                                                                                                   |       |         |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | 特定地方公共団体の行う無料職業紹介事業の業務運営要領(厚生労働省職業安定局)<br>八戸市無料職業紹介所設置要綱<br>八戸市無料職業紹介所業務運営規程                                                                                                                                                                                                      |       |         |
| 事業の目的               | 企業の人材確保と求職者の早期就職を支援するため、「八戸市無料職業紹介所」を開設し、求職者への求人情報の提供、職業紹介、職業相談や求人を希望する企業の求人登録、紹介を行う事業である。併せて、求人企業の詳細情報を WEB サイト「八戸都市圏ジョブ市場」に掲載し、圏域内の各企業の人材確保を行うとともに、就業に関する情報を集約・発信している。<br>「八戸市無料職業紹介所」の詳細は、後述「① 八戸市無料職業紹介所について」に記載のとおり。<br>WEB サイト「八戸都市圏ジョブ市場」の詳細は、後述「② 八戸都市圏ジョブ市場について」に記載のとおり。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「③ 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                         |       |         |
| 財源                  | 一般財源                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |         |
| 無料職業紹介事業            | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 3,244                                                                                                                                                                                                                                                                             | 3,431 | 3,602   |
| 決算額(千円)             | 3,123                                                                                                                                                                                                                                                                             | 3,142 | 3,080   |
| 求人情報無料ウェブサイト運営事業    | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 741                                                                                                                                                                                                                                                                               | 918   | 1,080   |
| 決算額(千円)             | 738                                                                                                                                                                                                                                                                               | 914   | 1,076   |

## ① 八戸市無料職業紹介所について

八戸市無料職業紹介所の詳細情報は下表のとおりである。

【図表 八戸市無料職業紹介所について】

| 項目   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営形態 | 市直営にて実施。会計年度任用職員 1 名が常駐している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 開設場所 | 八戸市庁別館 5 階 商工労働観光部産業労政課内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 開設時間 | 毎週月曜日～金曜日 8 時 15 分～17 時<br>祝日および年末年始の閉庁日は除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 取扱業務 | <p>(求人)</p> <p>誘致企業、市の助成制度などを活用する企業および人材還流促進事業を活用する企業の求人登録および紹介などの業務。</p> <p>(求職)</p> <p>当紹介所で取り扱う求人企業への就職を希望する求職者の求職登録および職業紹介などの業務。</p> <p>(職業相談)</p> <p>雇用アドバイザーによる就職に関する相談業務。</p> <p>働く意欲がありながら諸事情により就職できないで悩んでいる方や、応募書類の書き方が分からない、自分に適した仕事が分からないなどで悩んでいる方等から相談を受け付けている。また、相談内容によっては、他の所管と連携を図りワンストップ型の課題解決を図ることも可能であり、相談者に寄り添ったきめ細やかな対応を身上としている。</p> <p>相談日時:毎週月曜日～金曜日 9 時～16 時</p> <p>祝日および年末年始の閉庁日は除く</p> <p>職業相談を希望する場合は、来所または電話で申し込みが必要</p> |

(出所:八戸市ホームページ、担当課作成資料)

## ② 八戸都市圏ジョブ市場について

八戸都市圏ジョブ市場は、八戸圏域内の企業の人材確保と求職者の早期就職を支援するため、「求職者の方へ求人情報」、「市内事業所へ求職者の登録情報」、「企業間で新たなビジネス交流を推進させるための企業情報」を提供する総合的な情報発信サイトである(<https://www.8nohe-job-ichiba.jp/>)。サイトの利用料は、求職者・事業者共に無料となっている。

## ③ 事業の効果測定の方法について

雇用動向は外部環境による影響を大きく受けることや、事業の性質(職業紹介所の利用が

多い状況は、失業率が多い状況も想定され必ずしも望ましいわけではない)から特段の成果指標は設けていない。ただし、厚労省に求人・求職・就職数を毎年報告しており、市はこれらを一定の参考指標としてとらえている。

【図表 求人・求職・就職の状況】

| 区分            |           | 令和元年度  | 令和２年度  |
|---------------|-----------|--------|--------|
| 求人            | 有効求人数(A)  | 867 人  | 685 人  |
|               | 新規求人数     | 469 人  | 236 人  |
| 求職            | 有効求職者数(B) | 382 人  | 440 人  |
|               | 新規求職申込件数  | 102 件  | 92 件   |
| 有効求人倍率(A)÷(B) |           | 2.26 倍 | 1.55 倍 |
| 就職件数          |           | 22 件   | 13 件   |

(出所:令和２年度 八戸市無料職業紹介事業報告(労働局提出資料)について)

### ③ 令和２年度の決算額の主な内訳

#### ア. 無料職業紹介事業

(単位:千円)

| 節        | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容            |
|----------|--------------|-----------------|
| 報酬       | 1,944        | 会計年度任用職員 月次給与   |
| 職員手当等    | 253          | 会計年度任用職員 賞与     |
| 共済費      | 642          | 会計年度任用職員 社会保険料等 |
| 需用費      | 49           |                 |
| 役務費      | 113          |                 |
| 使用料及び賃借料 | 78           |                 |
| 合計       | 3,080        |                 |

#### イ. 求人情報無料ウェブサイト運営事業

(単位:千円)

| 節        | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容           |
|----------|--------------|----------------|
| 委託料      | 781          | ウェブサイト保守管理業務委託 |
| 使用料及び賃借料 | 295          | OA 機器借り上げ料     |
| 合計       | 1,076        |                |

## （２）監査の結果及び意見

以下に記載する監査の結果及び意見は、全て「**１２．無料職業紹介事業**」に関するものである。

### 【結果 17】会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて

八戸市無料職業紹介所には会計年度任用職員（以下、「任用職員」とする。）が常駐している。この任用職員へ支給する給与から天引きされる、任用職員が負担すべき社会保険料等（年金保険料および健康保険料、雇用保険料等）は、市の一時預りの後に、厚生労働省年金局等へ支払うこととなる。この預り社会保険料等（令和２年度合計 312 千円）を、市は「歳出歳入現金」として処理をしているが「歳出歳入外現金」として処理すべきではないだろうか。

ここでは任用職員の社会保険料等を歳出歳入現金として処理すべきか、歳出歳入外現金として処理すべきかが論点となる。

歳出歳入現金（以下、「歳計現金」という。）とは、市の収入及び支出に係る現金で、日々の支払にあてるための資金である。歳出歳入外現金（以下、「歳計外現金」という。）とは、法令に基づいて市が出納、保管している現金であるものの、市の所有ではないため歳計現金とは区別して管理している資金である。任用職員の給与から天引きする社会保険料等について、それぞれのケースの経理処理を整理すると、社会保険料等を歳計現金とする現状の処理では、天引きして社会保険料等を受け入れた際に「歳入」として処理を行い、市の社会保険料負担分との合計額を厚生労働省年金局等へ納付する際に全額を「歳出」として処理を行うこととなる。一方で、歳計外現金として処理する場合には、天引き分は市の歳入・歳出とはならず、いわば市における「預り金」の受け払いとして処理されることとなる。なお、自治法では第 235 条の 4 にて「普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」として法律又は政令に根拠を有するものに限り、市の所有に属しない歳計外現金の保管が可能としている。

上記定義等に鑑みれば、社会保険料等の労使折半割合は厚生年金保険法等の各種法令で決まっているため、社会保険料等の給与天引きは、市が一時的に任用職員負担分を預かっているにすぎない「預り金」であり、市の歳入・歳出には含めるべきではないと解される。また、市においても任用職員ではない正規職員の給与から天引きする社会保険料等は歳計外処理を行っているし、一般企業会計においても社会保険料の預り分を収益・費用とせず預り金の受入・支出として処理することが適正な経営成績を把握ならしめる公正妥当な会計慣行として広く定着している。さらに、今般の監査において、市の担当者が他自治体に確認を行った限りにおいて、市と同様の方法を行っている先はないとのことであった。加えて、財務規則（下記囲みを参照。）において歳計外現金として「(3)エ共済掛金等」を明記していることから、社会保険料掛金の従業員負担分を歳計外現金として処理することを、市は想定していると思料される。

【八戸市財務規則 抜粋】

第 167 条 歳計外現金は、次の区分によりこれを整理しなければならない。

……略……

(3) 保管金

ア 源泉徴収所得税 イ 市町村県民税 ウ 受託徴収金 エ 共済掛金等

オ 農地代金等 カ 障害福祉年金 キ その他の保管金

……略……

現状の歳計現金として処理する方法での実務上の弊害として、歳入と歳出が同額過大となるため、市の予算・決算が歪められてしまうことが第一にあげられる。

第二の弊害としては、本来行われるべき歳計外現金に係る厳正な管理が行われなくなることがあげられる。単年度主義的な歳計現金と考え方が異なり、歳計外現金はストックベースの管理が重要となり、適正かつ継続的な残高管理が求められる。実際に市では財務規則において歳計外現金の管理方法を定めており(下記囲みを参照。)、受払簿への適時適切な記録整理、日計表の作成等により厳正な管理が求められている。今回のように歳計外現金として処理すべきところ、歳計現金として処理がなされてしてしまうと、その部分については財務規則に定める水準の管理がなされなくなることを意味し、誤謬が発生するリスクの増加や、あるべき預り金の残高が不透明とならざるを得ないため、不正を行う機会が増加する、事後的な説明責任を果たせなくなるといったリスクも十分認められる。

【八戸市財務規則 抜粋】

第 169 条 課長等は、歳計外現金及び基金の収支を明らかにするため、歳入歳出外現金受払簿(別記第 94 号様式)を備え付け、記録整理しなければならない。

2 会計管理者は、歳計外現金及び基金の出納及び保管について、歳入歳出外現金日計表(別記第 95 号様式)及び歳計外現金有価証券保管受払簿(別記第 96 号様式)により記録整理しなければならない。

以上より、市は任用職員の社会保険料等の預り部分について、歳計外現金として処理しなくてはならない。

【意見 13】有効求職者の管理体制について

令和 2 年度末において 440 名が有効求職者として八戸市無料職業紹介所に登録されており、有効求人数は 685 名、有効求人倍率は 1.55 倍となっている。

有効求職者の登録は、八戸市無料職業紹介所への求職者登録をもってなされ、求職者登録の抹消については、本人からの登録取り消しの申請があった場合や、就職の確認をもってなされるとのことであった。市の有効求職者一覧を閲覧したところ、2010 年～2015 年といった



相当程度過去に求職登録を行っている者が 84 名残存していた。これらの者のうち、就職を希望し現在でも就職活動を行っている者も実際にいるとも考えられる。しかし、就職活動をしていないが抹消登録申請をしていない者、あるいは既に就職が決まって働いているが紹介所への報告がなされていない者等の就職活動を行っていない登録者が一定数含まれていることも想定されるところであろう。現在の管理方法では、有効求職者の実数を把握することが困難となり、八戸市無料職業紹介所の事業成果が不明瞭となってしまうことや、抹消登録がなされないために求職者数が右肩上がりの傾向となり市内雇用情勢についての認識を誤るといった弊害も懸念される。また、実態のない有効求職者が半永久的に残存してしまうことで、その管理のために事務コストが発生していることも好ましい状況ではない。

今後、就職に関するアクションがなく一定期間を過ぎた者の登録を抹消していく、または求職者本人へ状況調査を定期的に(数年に一度)行うといった棚卸作業を実施する等の対策が必要である。

## 14. 技能者養成に対する補助（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                     |       |         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 技能者養成に対する補助                                                                                                                                                                                                         |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                               |       |         |
| 事業開始年度              | 昭和 53 年度                                                                                                                                                                                                            |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸市中小企業振興条例<br>八戸市中小企業振興条例施行規則<br>八戸市中小企業振興助成金交付事務取扱要綱                                                                                                                                                              |       |         |
| 事業の目的               | 認定職業訓練(※)を行う中小企業者や職業訓練法人に対し、運営費の一部を助成し、技能労働者の育成を目的とする事業である。<br><br>(※)認定職業訓練・・・事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という(厚生労働省ホームページより)。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                           |       |         |
| 主な補助対象者             | 八戸市中小企業振興条例で補助対象者を「職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 24 条第 1 項の規定により職業訓練の認定を受けた中小企業者等又は職業訓練法人」と定めている。<br><br>具体的には、市内において上記要件を満たす次の 2 団体に補助がなされている。<br>・職業訓練法人 八戸調理職業訓練協会<br>・職業訓練法人 八戸職業能力開発協会                           |       |         |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                     |       |         |
| 補助率                 | 「① 補助対象経費、基準額、補助金の額について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                     |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                                                                                                                                                              |       |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                            | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 654                                                                                                                                                                                                                 | 645   | 645     |
| 決算額(千円)             | 627                                                                                                                                                                                                                 | 633   | 633     |
| 交付件数                | 2                                                                                                                                                                                                                   | 2     | 2       |

### ① 補助対象経費、基準額、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、前表の「根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)」に記載した条例等で定められており、補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

#### ア. 補助対象事業及び補助要件、補助対象経費

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の規定により職業訓練の認定を受けた中小企業者等又は職業訓練法人が、当該認定に係る職業訓練を行った場合の運営費に対して補助がなされる。

#### イ. 補助金の額

1 施設当たり年間30万円に訓練生一人当たり3,000円に訓練生数(職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期間の訓練課程の訓練生数を含まない。)を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、1施設当たり年間70万円を限度とする。なお、補助金の額は補助金の交付申請時点の訓練生数が20%以上減じたときに、減額変更がなされる。

### ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法は、職業訓練への参加者としており以下のとおり推移している。

【図表 職業訓練への参加者数】

| 区分   | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 普通課程 | 8名     | 9名    | 9名    |
| 短期過程 | 103名   | 91名   | 46名   |

普通課程・・・原則として1年。1,400時間以上

短期課程・・・6か月以下。12時間以上

(出所:実績報告書及び所管課提出資料)

### ③ 令和2年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和2年度<br>決算額 | 主な内容 |
|------------|--------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 633          |      |
| 合計         | 633          |      |

## （２）監査の結果及び意見

### 【意見 14】実績報告書の報告内容の充実について

市は補助対象者である職業訓練法人八戸調理職業訓練協会より、職業訓練に係る実績報告書を収受しているが、その報告内容はコース別の訓練時間合計と訓練生数の簡易な報告に留まり、実施した職業訓練の具体的な内容や詳細、補助効果は読み取ることはできない。

市は補助金確定にあたって、具体的な補助事業の内容や、職業能力開発促進法に基づく適切な職業訓練の要件が充足されていること、実施された補助事業による効果の詳細を、実績報告書にて確認する必要があるものと思料する。特に、八戸調理職業訓練協会は短期過程の職業訓練のみ実施しているが、職業能力開発促進法施行規則が求める要件である総訓練時間 12 時間以上という基準を充足しているかという観点から深度ある確認を行うことが求められてくるだろう。今後、八戸調理職業訓練協会より、コース別の訓練実施回数、訓練実施日時、訓練内容、講師名、開催別の参加者数等の詳細な内容を織り込んだ実績報告書を収受し、補助金の審査に利用するべきである。

### 【意見 15】訓練生が 20%以上減少した場合にのみ補助金額を変更する運用の在り方について

八戸市中小企業振興助成金交付事務取扱要綱（以下、「要綱」という。）によれば、補助金の額は、補助金の交付申請時点の訓練生数が 20%以上減じたときに減額変更がなされる制度設計となっている。令和 2 年度において、職業訓練法人八戸職業能力開発協会に対し、補助金申請時点で 11 名の訓練生数を見込んで 333,000 円の補助金概算交付を行ったのに対し、訓練生数実績は 9 名であり、18.1%の減少ということで補助金の額の変更（概算交付額の精算）は実施されていない。このような運用は要綱に基づくものであり、市の事務処理における問題は認められない。また、要綱の定めは事務処理上の簡便性を優先した結果であるものと考えられ、一定の合理性も認められるものと思料する。

ただし、補助金の財源が市民の負担する公金であることに鑑みただけの場合には、訓練生数が減少した場合において、補助金交付先に生じるコスト、補助金の効果（公益性）も少なからず減少しているものと考えられるため本来的には漏れなく減額変更（精算）をすべきであるものと考えられるし、補助金の公平性の観点からも好ましくないものとする。現行の 20%減少基準の制度設計を見直すことも検討されたい。

## 15. 地域事業所人材獲得等支援事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                               |       |         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 地域事業所人材獲得等支援事業                                                |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                         |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 29 年度                                                      |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 特になし                                                          |       |         |
| 事業の目的               | 圏域事業所の県内外への情報発信等の強化により、事業所の認知度や採用力を向上するため、セミナー等の各種支援を行う事業である。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                     |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                        |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                      | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 3,300                                                         | 1,381 | 4,112   |
| 決算額(千円)             | 2,713                                                         | 426   | 2,199   |

### ① 事業の内容

#### ア. 採用力向上オンラインセミナーの開催

八戸圏域内企業の採用力向上を目的とするオンラインセミナーを開催している。詳細は以下のとおりである。

| 項目    | 第 1 回                         | 第 2 回                              |
|-------|-------------------------------|------------------------------------|
| 研修名   | 採用力向上オンラインセミナー①               | 採用力向上オンラインセミナー②                    |
| 開催日時  | 令和 3 年 2 月 4 日<br>13:30～15:30 | 令和 3 年 2 月 10 日<br>13:30～15:30     |
| 研修対象者 | 八戸圏域内企業                       | 八戸圏域内企業                            |
| 講師    | 田中希久代(キャリアバンク株)               | 田中希久代(キャリアバンク株)                    |
| 内容    | 即・実践可能！<br>採用力を向上させる人材確保策とは   | 実践あるのみ！<br>オンラインでの採用力を向上させる人材確保策とは |
| 定員    | 20 名(先着)                      | 20 名(先着)                           |
| 参加者数  | 19 名                          | 13 名                               |
| 開催費用  | 2 回の実施で 1,099 千円(委託料)         |                                    |

#### イ. 保護者向けセミナーの開催

八戸圏域内企業への U ターン就職を促進するため、就職を控えた学生の保護者を対象に U ターン就職セミナー&トークセッションを実施した。詳細は以下のとおりである。

| 項目    | 内容                                                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称    | U ターン就職セミナー&トークセッション<br>企業の経営幹部、採用担当者、U ターン就職者 それぞれの本音                                                           |
| 開催日時  | 令和 2 年 10 月 3 日 13:30~15:20                                                                                      |
| 参加対象者 | 八戸市に居住する就職を控えた学生の保護者がメインの対象であるが、本セミナーに関心のある全ての者が参加可能                                                             |
| 開催形態  | デーリー東北新聞社との共催                                                                                                    |
| 内容    | ≪第一部セミナー≫<br>地元就職のメリットとコロナ禍における就活の変化 講師:井上丹氏<br>≪第二部トークセッション≫<br>保護者もできる就職支援<br>≪第三部情報提供≫<br>市から U ターン就職支援制度の紹介等 |
| 定員    | 50 名(先着)                                                                                                         |
| 参加者数  | 現地 10 名程度、YOU TUBE のライブ配信 25 名程度                                                                                 |
| 開催費用  | 0 円。ただし、当セミナー&トークセッションの内容及び市の UIJ ターンの制度紹介記事をデーリー東北に 1,100 千円で掲載している。                                            |

#### ② 事業の効果測定の方法について

採用力向上オンラインセミナー受講者のアンケート結果から、受講者の満足度を効果測定指標としている。令和 2 年度採用力向上オンラインセミナーの満足度にかかる受講者回答割合は下記のとおりであった。

【図表 令和 2 年度セミナーの満足度 回答割合】

| 設問「本セミナーが業務に役に立つか」に対する回答 | 採用力向上オンライン<br>セミナー① | 採用力向上オンライン<br>セミナー② |
|--------------------------|---------------------|---------------------|
| 役に立つ                     | 58.8%               | 69.2%               |
| やや役に立つ                   | 35.3%               | 30.8%               |
| やや役に立たない                 | 5.9%                | 0.0%                |

(出所:受講者アンケート結果より)

### ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                |
|-----|----------------|---------------------|
| 役務費 | 1,100          | UIJ ターンの制度紹介記事新聞掲載料 |
| 委託料 | 1,099          | 採用力向上オンラインセミナー開催委託料 |
| 合計  | 2,199          |                     |

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 18】 不明瞭な見積項目の確認・検証について

採用力向上オンラインセミナー(以下、この項で「セミナー」という。)の受託者選定はプロポーザルにより行われ、3 者の応募の中からキャリアバンク(株)が受託者として選定された。受託者が提案書にて市へ提示した業務参考見積総額は 1,099,450 円であり、その見積内訳中には「機材費 200,000 円」が含まれていた。

この「機材費 200,000 円」は、オンライン研修で必要となるマイク・カメラ等の機材と送料されるところではあるが、具体的な内容について提案書上に特に説明はなく、市としても特段の確認は行っていない。ここで気になるのは、今回の研修内容は「オンラインによる就職面談の効果的な実施方法」等であり、いわば研修を実施する受託者はオンライン面談・研修のプロに他ならない点にある。実際に、研修資料を閲覧する限り、オンライン面談に必要な機材配置からオンラインコミュニケーションならではのポイント等を解説している。また、受託者のホームページを閲覧する限り、提供業務のうちメニュー「社員研修」ではオンライン研修に対応している旨が明示されている。かかる状況より、受託者においてオンライン対応に必要な機材一式は揃っていて然るべきで、今回の研修のためにわざわざ新規機材を購入することは通常ならば考え難いだろう。

#### プロポーザルにおける費用積算項目の審査について

プロポーザルで落選した他 2 者の業務参考見積り上では、このような機材費等は計上されていない。プロポーザルは審査員 5 人が一人 50 点、計 250 点満点で競う形式となっており、うち「必要な経費が適切に計上され、妥当な水準である。」とする費用積算の配点として、一人 5 点、計 25 点が与えられている。受託者と落選した応募者 A の費用積算項目にかかる審査員 5 名の付けた点数は以下のとおりであった。

【図表 費用積算項目にかかる審査員 5 名の付けた点数表】

| 応募者   | 審査員 a | 審査員 b | 審査員 c | 審査員 d | 審査員 e | 合計   | 見積り総額                  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------------------------|
| 受託者   | 3 点   | 3 点   | 3 点   | 3 点   | 3 点   | 15 点 | 1,099 千円(うち機材費 200 千円) |
| 応募者 A | 3 点   | 3 点   | 4 点   | 3 点   | 4 点   | 17 点 | 1,031 千円(うち機材費 0 円)    |

(出所:採点表より)

表中、審査員 c,e は受託者より応募者 A の点数を 1 点高くつけているが、審査員 a,b,d は受託者と応募者 A を同点としている。プロポーザルにおける審査は個人的な感覚に依拠するところも大きく、費用積算項目について様々な事項を勘案した上の総合的な判断の元に、受託者と応募者 A の点数を同点とするといった判断を行うことも十分に理解はできる。しかし、応募者 A の見積り明細を閲覧する限りにおいて、十分に必要な経費を適切に計上しているように見受けられること、その上で受託者より 68 千円低額であること、また受託者においてオンライン関連の研修を行う者として通常備えるべき機材費 200 千円を経費計上していること等を勘案した場合に、個人的な感覚としては、費用積算項目について受託者より応募者 A が優れており、受託者と応募者 A の点数に差をつけたいところではある。なお、全審査項目合計の得点は受託者が 188 点、応募者 A が 187 点と 1 点差の僅差であった。

#### 契約事務における見積項目の確認・検証について

契約の流れとして、プロポーザルにて業者選定後に選定業者より本見積書を徴取し、市が内容を検証のうえ契約を締結することとなる。受託者から市に提出された本見積書上の金額は業務参考見積と同額(1,099 千円(うち機材費 200 千円含む))であり、市の検証・確認のもとに同額で契約が締結されているが、このタイミングで機材費 200 千円の内容については市として特段の確認・検証は行っていない。市は契約の段階で機材費 200 千円の内容について随時確認し、仮に不必要な費用項目であることが判明した場合には値引き要請を行う等の対応を図らなくてはならない。



## 16. フロンティア八戸職業訓練助成金制度（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称               | フロンティア八戸職業訓練助成金制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業開始年度              | 平成 16 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | フロンティア八戸職業訓練助成金交付要領                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業の目的               | 若年未就職者・非正規雇用者の主体的な職業能力開発を支援し、早期就職・正規雇用転換を促進するために、厚生労働大臣指定の教育講座や労働安全衛生法に基づく技能講習を受講、終了した場合に受講料の一部を助成する事業である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事業の効果測定の方法          | 「① 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 主な補助対象者             | <p>次のすべての要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定申請日に 44 歳以下の市内に居住</li> <li>2. 現在、未就職または非正規雇用の方</li> <li>3. 次のいずれかに求職登録または利用登録している方<br/>公共職業安定所、八戸市無料職業紹介所、若年者就職支援センター</li> <li>4. 八戸市内に所在する事業所(官公庁を除く。)または八戸都市圏(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものへの就職を希望していること。</li> </ol> <p>注)ただし、学籍を有する方、過去 3 年以内に本制度を利用し助成金を交付された方、母子家庭等自立支援教育訓練給付金(市子育て支援課事業)の受給資格を有する方は除く。</p> |
| 補助対象経費              | <p>令和 2 年 4 月 2 日以降に開始し、令和 3 年 3 月 12 日までに修了する次のいずれかの訓練にかかる入学料及び受講料(受講に必要な教材費を含む。副読本代、施設維持費等は除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内で実施されている厚生労働大臣指定教育訓練講座(主たる訓練が通学のものに限る)</li> <li>2. 労働安全衛生法に基づく技能講習。</li> </ol> <p>市において当該制度の利用が多い職業訓練としては、自動車大型・中型免許取得講座や、医療事務講座等がある。</p>                                                                                                                                           |
| 補助率                 | 補助対象経費の 45%(上限 15 万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                       |          |       |         |
|-----------------------|----------|-------|---------|
| 財源                    | 市の一般財源   |       |         |
| 当初予算額、決算額、<br>交付件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)             | 4,849    | 4,849 | 4,809   |
| 決算額(千円)               | 4,756    | 2,138 | 835     |
| 交付件数(件)               | 42       | 23    | 8       |

### ① 事業の効果測定の方法について

市は助成対象者について事後に就職状況調査を行っている。当該調査に基づく、助成制度利用によりキャリアアップ(非正規社員であった者が正規社員となる、未就職者が就職する等)した人数、調査回答者に占めるキャリアアップした者の割合を効果測定指標としている。

【図表 キャリアアップ人数、割合】

| 区分                     | 平成 30 年度利用者 | 令和元年度利用者 |
|------------------------|-------------|----------|
| 調査回答者のうち、キャリアアップした人数   | 22 名        | 17 名     |
| 調査回答者のうち、キャリアアップした者の割合 | 73%         | 75%      |

(出所:フロンティア八戸職業訓練助成金制度利用者 就職状況調査結果)

### ② 令和 2 年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容 |
|------------|----------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 835            |      |
| 合計         | 835            |      |

(単位:千円)

| 節          | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容 |
|------------|--------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 2,138        |      |
| 合計         | 2,138        |      |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 2 年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和元年度についても監査を行った。

## （２）監査の結果及び意見

### 【意見 16】事業者 A のホームページにおける情報提供について

市内で当助成制度の対象となる職業訓練を実施している事業者 A は、自社ホームページ内で当該助成金の制度紹介を行っている。しかし、ホームページを閲覧したところ情報がアップデートされておらず、市民へ誤解が生じかねない状況であった。例えば、監査時点の令和 3 年度において、当該助成金の利用年齢は「49 歳以下」に引き上げられているが、事業者 A のホームページでは依然として「44 歳以下」となっている。その他ホームページの記載についても現行制度との乖離が散見された。市として、記載事業者 A に対し、制度紹介を公式かつ詳細に記載する以上、正確な情報提供を行うよう指導することが望まれる。

## 17. 移住支援金支給事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                         |       |        |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 事業の名称               | 移住支援金支給事業                                                                                                                                                                               |       |        |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                   |       |        |
| 事業開始年度              | 令和元年度                                                                                                                                                                                   |       |        |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | 令和2年度八戸市移住支援金交付要領                                                                                                                                                                       |       |        |
| 事業の目的               | 国が主導する地方創生移住支援事業に基づき、東京23区に在住又は通勤していた者が八戸市に移住し、就業した場合、又は移住元の業務を引き続きテレワークで実施した場合、又は企業支援金の交付決定を受けた場合に、移住支援金を支給することで、八戸市へのUIJターン(Uターン、Iターン、Jターンの総称で、東京や大阪などの大都市圏から地方に移住すること)促進を目的とする事業である。 |       |        |
| 事業の効果測定の方法          | 補助件数を事業の効果測定指標としている。令和元年度は、事業開始年度であり1件であったが、令和2年度においては10件まで伸びている。令和2年度の補助件数は青森県内の自治体でトップとのことであった。                                                                                       |       |        |
| 主な補助対象者             | 「① 補助対象者要件について」に記載のとおり                                                                                                                                                                  |       |        |
| 補助金額                | 「① 補助対象者要件について」に記載した要件を満たす者のうち、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円。                                                                                                                    |       |        |
| 財源                  | 市1/4(一般財源)、県1/4、国1/2                                                                                                                                                                    |       |        |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成30年度                                                                                                                                                                                  | 令和元年度 | 令和2年度  |
| 当初予算額(千円)           | －                                                                                                                                                                                       | 5,000 | 10,231 |
| 決算額(千円)             | －                                                                                                                                                                                       | 600   | 8,028  |
| 交付件数(件)             | －                                                                                                                                                                                       | 1     | 10     |

#### ① 補助対象者要件について

令和2年度八戸市移住支援金交付要領(以下、「交付要領」という。)に定める次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

- i 八戸市に転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区に通勤していたこと。
- ii 八戸市に転入する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- i 平成 31 年 4 月 1 日以降に八戸市に転入したこと。
- ii 移住支援金の申請日(以下「申請日」という。)において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- iii 八戸市に、申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- i 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ii 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- iii その他青森県又は八戸市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(イ) 勤務場所が、八戸市内に所在する事業所、又は圏域町村内(三戸郡及びおいらせ町)に所在する事業所で八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置する事業所であり、申請日から 5 年以内に県外への転勤の可能性がないこと。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(ア)の求人が移住支援金の対象と

して掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### (3) 起業に関する要件

申請日において、1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

### (4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に八戸市に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

## ② 令和2年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和2年度<br>決算額 | 主な内容       |
|------------|--------------|------------|
| 役務費        | 28           |            |
| 負担金補助及び交付金 | 8,000        | 移住支援金(10件) |
| 合計         | 8,028        |            |

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 19】 東京 23 区内への通勤要件の客観的な確認について

令和2年度において、東京23区内への通勤をもって移住元要件を満たすとする申請を市は受け付けているが、交付要領に定める東京23区内の就業場所等が記載された就業証明書の提出を受けていないため、申請者が東京23区内へ通勤していたことを疎明する客観的な証拠が保存されていない状況にある。

交付要領に定める補助対象者要件のうち移住元にかかる要件では、東京23区に住んでいなくても、下記囲みのとおり東京圏から東京23区内の事業所に通勤していた場合にも移住元

要件が充足される運用としている。

(交付要領抜粋 移住元にかかる要件-東京 23 区内への通勤)

次に掲げる全てに該当すること。

- ① 八戸市に転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区に通勤していたこと。
- ② 八戸市に転入する直前に、連続して 1 年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

東京 23 区内への通勤をもって移住元要件を満たすとする補助金申請がある場合には、市には東京 23 区内への通勤の客観的事実を確認することが求められており、この点、交付要領では「移住元での就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類(退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等)」を補助金申請者から市へ提出してもらい、検証する制度設計となっている。令和 2 年度において、東京 23 区内への通勤をもって移住元要件を満たすとした申請のうち 1 件について、就業証明書は入手しているものの、その内容は証明書を発行した法人(本社は東京 23 区内)に勤務していた証明にとどまり、就業場所についての証明はなかった。インターネット調査をしたところ、証明書を発行した法人は地方展開もしており、東京 23 区外で勤務をしていた可能性も認められるところであるし、別途提出書類である雇用保険資格取得等確認通知書が大阪西公共職業安定所から発行されている状況を鑑みるに、少なくとも法人勤務開始当初は大阪に勤務していたことが示唆される。

市は、東京 23 区内への通勤要件について、退職法人が発行した、就業場所毎の就業期間が明確に記載された就業証明書を申請者から提出してもらい、要件充足状況を確認する必要がある。

## 18. ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                        |        |         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業の名称               | ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業                                                                                                                                                                                     |        |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                  |        |         |
| 事業開始年度              | 平成 28 年度                                                                                                                                                                                               |        |         |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録制度要綱<br>令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業交通費等助成金交付要綱<br>令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金交付要綱<br>令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付要綱<br>令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業学用品等購入助成金交付要綱 |        |         |
| 事業の目的               | 地方移住を希望する若年者世帯の UIJ ターン就職の促進を図るため、就職希望者に対する事前の就職活動及び住居確保にかかる交通費、引越費用、住宅費、児童・生徒の学用品の購入費を助成する事業である。                                                                                                      |        |         |
| 事業の効果測定の方法          | 当制度を利用した就職者数を事業の効果測定指標としている。詳細は「① 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助実績等について」を参照のこと                                                                                                                                    |        |         |
| 主な補助対象者             | 「① 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助実績等について」に記載のとおり                                                                                                                                                                  |        |         |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助実績等について」に記載のとおり                                                                                                                                                                  |        |         |
| 補助率                 | 「① 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助実績等について」                                                                                                                                                                         |        |         |
| 財源                  | 一般財源                                                                                                                                                                                                   |        |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                               | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 17,242                                                                                                                                                                                                 | 11,080 | 10,000  |
| 決算額(千円)             | 14,007                                                                                                                                                                                                 | 9,397  | 5,143   |
| 交付件数(件)             | 132                                                                                                                                                                                                    | 80     | 25      |



# ① 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助実績等について

## ア UIJ ターン就職希望者登録について

本事業では、交通費等助成金、移住準備助成金、住宅費助成金、学用品等購入助成金の4つのメニューがあり、いずれの制度を利用する場合も「ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録(以下、「UIJ ターン就職希望者登録」という。)」を行う必要がある。UIJ ターン就職希望者の登録要件は以下 1.～10.を満たす者である。

| No | 要件                                                                                                                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 八戸市内に所在する事業所(官公庁を除く。)又は八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置するものへの就職及び八戸市への移住を希望していること。 |
| 2  | 登録申請時に青森県、岩手県及び秋田県を除く地域に引き続き1年(学生としての居住期間を除く。)以上居住していること。                                                                  |
| 3  | 登録申請時に 45 歳未満であること。                                                                                                        |
| 4  | 本事業に基づく助成金の交付を受けて本市に居住を開始して以降、本市に 5 年以上定住する意思を有すること。                                                                       |
| 5  | 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生でないこと。                                                                                              |
| 6  | 単身赴任者(就労のため、八戸市に居住している配偶者又は扶養家族である子と別居している者をいう。)でないこと。                                                                     |
| 7  | 現に出稼労働者手帳の交付を受けていないこと。                                                                                                     |
| 8  | 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。                                                                                         |
| 9  | 本事業に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。                                                                                                  |
| 10 | 移住支援金の支給要件に該当しないこと。                                                                                                        |

(出所:ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録制度要綱)

八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録者数の推移や、市が KPI として設定している当制度を利用した就職者数は下表のとおりである。

## 【図表 ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業 UIJ ターン就職希望者登録者数等の推移】

(単位:人)

| 区分          | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|----------|-------|---------|
| 新規登録者数(通年)  | 100      | 37    | 32      |
| 有効登録者数(年度末) | 141      | 89    | 85      |
| 就職者数(通年)    | 37       | 24    | 12      |

(出所:担当課資料から監査人作成)

## イ 補助金の具体的な内容について

本事業の 4 つの補助メニュー毎の利用実績および補助条件は下表のとおりである。

### i 交通費等助成金

| 実 績       | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 交付金額(千円)  | 1,600                                                                                                                                                                                   | 256   | 105     |
| 交付件数(件)   | 57                                                                                                                                                                                      | 18    | 7       |
| 補 助 金 概 要 |                                                                                                                                                                                         |       |         |
| 交付対象者     | 以下の要件を満たす者<br>(1)UIJ ターン就職希望者登録を受けている者。<br>(2)採用面接のための移動にあっては、申請者本人が、助成金の交付に係る採用面接を受けた市内事業所等の代表者と 3 親等以内の親族関係にないこと。<br>(3)住居確保のための移動にあっては、申請者本人又はその世帯の構成員が紹介された物件の所有者と 3 親等以内の親族関係にないこと |       |         |
| 対象経費      | 市内事業所等での雇用を目的とした採用面接及び採用決定後に住居確保のため申請者の住所地から当該事業所との面接地等との往復の移動に要した交通費                                                                                                                   |       |         |
| 助成金の額     | 往復の移動1回につき、UIJ ターン就職希望登録者が支出した対象経費の合計額又は 1 万 5 千円のいずれか低い額以内の額。助成金の交付は、UIJ ターン就職希望登録者としての登録期間において 2 回まで。                                                                                 |       |         |

(出所:担当課作成資料、令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業交通費等助成金交付要綱)

### ii 移住準備助成金

| 実 績      | 平成 30 年度                                                                                                     | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 交付金額(千円) | 4,407                                                                                                        | 1,985 | 1,049   |
| 交付件数(件)  | 35                                                                                                           | 22    | 11      |
| 交付対象者    | 以下の要件を満たす者。<br>(1) UIJ ターン就職希望者登録を受けている者。<br>(2)申請者本人が採用された市内事業所等の代表者と 3 親等以内の親族関係にないこと。                     |       |         |
| 対象経費     | (1)引越し費用 申請者の移住前の住所地から市内の移住先への引越しに要した費用のうち、引越し荷物の搬送代として引越し業者等に支払ったもの<br>(2)交通費 申請者の移住前の住所地から市内の移住先への移動に要した費用 |       |         |
| 助成金の額    | UIJ ターン就職希望登録者が支出した対象経費の合計額又は 10 万円のいずれか低い額以内の額。                                                             |       |         |

(出所:担当課作成資料、令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業移住準備助成金交付要綱)

### iii 住宅費助成金

| 実 績      | 平成 30 年度                                                                                                                                                          | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 交付金額(千円) | 2,386                                                                                                                                                             | 2,445 | 852     |
| 交付件数(件)  | 13                                                                                                                                                                | 13    | 5       |
| 交付対象者    | 次の各号のいずれにも該当する者。<br>(1)市内事業所等への雇用を条件に採用された UIJ ターン就職希望登録者であること。<br>(2)高校生(これに相当する年齢にある者として市長が認める者を含む。)以下の扶養家族を有し、かつ同居している世帯であること。                                 |       |         |
| 対象経費     | 市内の民間賃貸住宅に居住する経費(賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く)                                                                              |       |         |
| 助成金の額    | 助成金の月額は、次に掲げる区分により定める額とする。<br>(1)ひとり親世帯(配偶者がなく、高校生以下の扶養家族を有し、かつ同居している世帯をいう) 家賃から住宅手当を控除した額又は 4 万円のいずれか低い額以内の額<br>(2)ひとり親世帯以外の世帯 家賃から住宅手当を控除した額又は 3 万円のいずれか低い額以内の額 |       |         |

(出所:担当課作成資料、令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付要綱)

### iv 学用品等購入助成金

| 実 績      | 平成 30 年度                                                                                         | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 交付金額(千円) | 200                                                                                              | 0     | 120     |
| 交付件数(件)  | 4                                                                                                | 0     | 2       |
| 交付対象者    | 次の各号のいずれにも該当する者。<br>(1) UIJ ターン就職希望者登録を受けている者。<br>(2) 扶養家族が、移住後に遅滞なく八戸市内の小学校、中学校、高等学校等に転校していること。 |       |         |
| 対象経費     | 児童又は生徒の当市への移住に伴う転校に係る学用品等の購入経費。                                                                  |       |         |
| 助成金の額    | 小学校、中学校、高等学校等に在籍する扶養家族一人あたり一律 4 万円。                                                              |       |         |

(出所:担当課作成資料、令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付要綱)

## ② 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                     |
|------------|----------------|--------------------------|
| 報酬         | 1,975          | 補助金交付事務を行う会計年度任用職員<br>給与 |
| 職員手当等      | 253            | 〃                        |
| 共済費        | 763            | 任用職員社会保険料等               |
| 役務費        | 25             |                          |
| 負担金補助及び交付金 | 2,127          |                          |
| 合計         | 5,143          |                          |

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見 17】住宅費助成金の対象経費の拡充について

「令和 2 年度ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業住宅費助成金交付要綱」によると住宅費助成金の対象経費は「市内の民間賃貸住宅に居住する経費」として、共益費、管理費、駐車場使用料等を除く家賃と定められているが、以下、共益費・管理費を補助対象外経費とする現状の制度運用について検討する。

一般に、共益費とは共用電気料や水道料、浄化槽の保守点検共益費(管理費)に関する経費に充当するための経費と考えられているが、社団法人日本住宅建設産業協会が平成 19 年に公表した『賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書』によると、『「共益費」というものは、その呼び方自体は一般化しているが、その具体的な内容については、様々な調査を行ってみた結果、明確にしているものはないというのが実状であるということがわかった。』としており、法令等により共益費(管理費)についての具体的な定義付けはなされていないことがわかる。また、今日の不動産実務において、共益費(管理費)を設定するか否かは貸主の任意となっており、貸主が徴収した共益費(管理費)の用途は特段問われず借主に対する説明義務も通常はないこと、共用部から発生する維持管理コストは共益費名目で借主が支払いをせずとも一般に家賃に含まれるものと解されることから、家賃と共益費(管理費)の性質に大きな違いはなく、共益費(管理費)は家賃の一部であるという解釈が成立するものと思料される。

住宅費助成金の対象者は、八戸市へ UIJ ターン就職をした高校生以下の子供を扶養する者であり、子育て世帯の UIJ ターン就職者へ手厚い支援を行うことが住宅費助成金の趣旨である。このことに鑑みれば、実態的に家賃の一部である共益費についても補助対象経費として設定することが合理的と思料する。市には今後の検討を求めたい。

## 19. 若年者・離職者対策事業（産業労政課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 若年者・離職者対策事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |         |
| 所管課                 | 産業労政課                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 22 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |       |         |
| 事業の目的               | <p>新卒で入社後 3 年以内の離職率は約 3 割ともいわれており、新入社員を含む若手社員の早期離職への対応が多く、の企業で課題となっている。</p> <p>本事業は、八戸圏域における企業体の新入社員および若手社員を対象に、仕事での電話対応術やクレーム対応術、コミュニケーション術に関するセミナーを開催し、社会人として仕事をするうえで必須である良好なコミュニケーションを構築するスキルや課題解決力を身につけることにより職場への定着を図る事業である。また、同期が少ない圏域内の中小企業若手社員にとって、他社ではあるが同じ立場の者と交流し、意見交換を行うことのできる貴重な機会とも捉えている。</p> |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 654                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,052 | 627     |
| 決算額(千円)             | 622                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 602   | 576     |

### ① 事業の内容

令和 2 年度において、委託形式により以下の 2 回の研修を実施した。

| 項目    | 第 1 回                           | 第 2 回                           |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|
| 研修名   | 基礎から学ぶ！ビジネススキル・ブラッシュアップセミナー     | 楽しく学ぶ！課題解決・スキルアップセミナー           |
| 研修形態  | 集合研修                            | 集合研修                            |
| 研修対象者 | 概ね社会人経験 3 年未満の新入社員・若手社員         | 概ね社会人経験 3 年未満の新入社員・若手社員         |
| 開催日時  | 令和 2 年 11 月 24 日<br>10:00～17:00 | 令和 2 年 12 月 10 日<br>10:00～17:00 |

| 項目   | 第 1 回                                                                                                                         | 第 2 回                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 講師   | 煤内有希子(キャリアバンク㈱登録講師)                                                                                                           | 煤内有希子(キャリアバンク㈱登録講師)                                                                           |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的なビジネスマナーの再確認</li> <li>・良好な人間関係を構築するコミュニケーション術</li> <li>・効果的な仕事の進め方をチェック</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の優先順位のつけ方理解</li> <li>・職場の課題を取り上げ、解決策を検討等</li> </ul> |
| 定員   | 20 名(先着)                                                                                                                      | 20 名(先着)                                                                                      |
| 参加者数 | 13 名                                                                                                                          | 11 名                                                                                          |
| 開催費用 | 2 回の実施で 425 千円(委託料)                                                                                                           |                                                                                               |

## ② 事業の効果測定の方法について

市はセミナー受講者の在職状況について約 1 年後に調査を行っており、当該調査に基づく在職率を効果測定指標と考えている。

【図表 セミナー受講者の在職率】

| 区分        | 平成 30 年度研修       | 令和元年度研修          |
|-----------|------------------|------------------|
| 調査に基づく在職率 | 81.6%            | 91.7%            |
| (備考)      | 受講者 49 名中 40 名在職 | 受講者 48 名中 44 名在職 |

※令和 2 年度研修の調査は監査時点で未完了であり、記載を行っていない。

(出所:「在職状況調査」の結果報告について)

## ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容             |
|-----|----------------|------------------|
| 役務費 | 151            | セミナー周知のための新聞掲載費等 |
| 委託料 | 425            | セミナー実施委託料        |
| 合計  | 576            |                  |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見 18】 広範囲にわたる周知活動について

多くの中小企業においては、人材育成の専門部署を設けて新入社員研修を行うことは困難であり、若年層の社員が基本的な社会人としての研修を受けられず業務上の困難に直面するケースが生じることが想定されるなか、市が行っている本事業における取り組みは、八戸圏域の事業者および若年層社員双方のニーズに合致しており、有効であるとの感想を持った。

市内事業者の潜在的なニーズは相当に認められると思料されることから、市は当セミナーを

実施していることを広く周知することが求められる。現状の周知方法は、市役所等の公共施設等におけるチラシの設置、前年度参加企業に対するチラシの送付、新聞への広告掲載、ホームページへの掲載等の間接的な周知方法が主であり、広範囲の事業者に対する直接的な周知は行っていない。市がこのようなセミナーを行っていることをそもそも知らない事業者も相当数存在するとも考えられ、市には、より効果的な周知活動の検討を求めたい。

なお、コストがそれほどかからず、広範囲の事業者に対する直接的な周知方法として、例えば、「八戸市無料職業紹介所」に登録している企業に対し、Eメールによるダイレクトメールを送付するといった方法が考えられる。

### 【意見 19】アーカイブ動画の制作および公開について

令和 2 年度によるセミナーの定員充足率は 1 回目 65% (=参加者 13 名/定員 20 名)、2 回目 55% (=参加者 13 名/定員 20 名)となっている。過年度は 100%近い水準であったが、令和 2 年度が低位であるのは、新型コロナウイルス感染症の蔓延により参加を見送った事業者の存在が想定される。令和 3 年 9 月の監査時点においても、新型コロナウイルス感染症の収束の目途はたっていない。新型コロナウイルス感染症の蔓延下において、より広範な者に当該セミナーを提供するためには、セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて再編集を行い、アーカイブ動画を制作し、一定期間 YouTube 等の動画配信サイトで公開することが有効である。また、そうすることで、当セミナーに潜在的なニーズがある、より多くの市内事業者へセミナーを提供することが可能となる。

コストの増加も見込まれるため、費用対効果の検証のうえ検討していただきたい。



## 20. 八戸都市圏交流プラザ事業（観光課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                        |         |         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 事業の名称               | 八戸都市圏交流プラザ事業                                                                                                                                                                                           |         |         |
| 所管課                 | 観光課                                                                                                                                                                                                    |         |         |
| 事業開始年度              | 平成 29 年度                                                                                                                                                                                               |         |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                                                                                                                                                                                     |         |         |
| 事業の目的               | 八戸圏域産品の認知度を高め、地場産品の販路拡大を図りながら、継続的に地域を応援してくれる関係人口の形成・増加を目指すとともに観光誘客、UIJ ターン等を促進するための首都圏交流拠点として開設・運営するものである。<br>アンテナショップの基本機能である飲食・物販機能に加え、交流機能を併せ持つことが特徴であり、八戸圏域のファンづくりのため、定期的にファンミーティングや移住相談窓口を開設している。 |         |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                                                              |         |         |
| 財源                  | 一部の地方創生推進交付金対象事業については国の地方創生推進交付金が 2 分の 1、市の一般財源が 2 分の 1。それ以外は全額を市の一般財源。                                                                                                                                |         |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                               | 令和元年度   | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 18,800                                                                                                                                                                                                 | 105,100 | 159,028 |
| 決算額(千円)             | 16,038                                                                                                                                                                                                 | 33,033  | 142,524 |

### ① 事業の内容

八戸都市圏交流プラザ「8base」（以下「8base」という。）を首都圏に設置し、八戸圏域の食材をふんだんに活用したメニューの提供や、圏域ならではの物産販売を展開するとともに、人と人が触れ合うイベントなどの交流機能を継続的に展開することで、八戸圏域の強みである「食」の魅力を核としつつ、「人や文化、ライフスタイル」など、多様な魅力を継続的かつ直接的に発信する。

八戸圏域で連携して実施することで、効果的なプロモーションによる地場産品の販路拡大や、八戸圏域のブランド構築につながることを期待される。

八戸圏域のファンづくりや、関係人口の形成・拡大が図られるとともに、将来的な圏域への移住・定住へとつながることが期待される。



## ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンで設定されている「8base」への来店者数で目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン 来店者数】

|                | 令和 2 年度<br>(9 月 10 日オープン) | 令和 3 年度<br>(目標値) |
|----------------|---------------------------|------------------|
| 「8base」のレジ通過者数 | 25,520 人                  | 98,000 人         |
| 「8base」への来店者数  | 198,240 人                 | —                |

(出所:八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン及び実績報告書)

※当初、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンの目標値の来店者数は「8base」のレジ通過者数を設定していたが、本事業の効果測定としては、「8base」への来店者数の方が適当と判断し、取組実績では「8base」への来店者数を設定している。

## ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節        | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                                        |
|----------|----------------|---------------------------------------------|
| 旅費       | 581            |                                             |
| 役務費      | 125            | 通信運搬費                                       |
| 委託料      | 128,089        | 八戸都市圏交流プラザ内装業務委託、八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務委託等 |
| 使用料及び賃借料 | 12,507         | 「8base」に係る賃料                                |
| 需用費      | 1,222          | 光熱水費                                        |
| 合計       | 142,524        |                                             |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 20】 変更契約に関する見積書日付について

八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務委託において、仕様書に「新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、業務内容の見直し及び変更を行うことがあり、その場合の委託料は、実績に応じて精算するものとする。」とあり、令和 2 年度では新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、業務内容の一部が中止となり、大幅な変更が生じ、契約金額の減額を変更契約書で行った。

その業務実績を証するため受託者から見積書を入手したが、その日付が「令和 3 年 3 月 11 日」とすべきところを「令和 2 年 3 月 11 日」と誤った日付で提出されていた。契約金額の減額

に関する変更契約の証憑であるため、業務実績を証する正しい日付の見積書での提出を求めるべきである。

### 【結果 21】実績報告書内の人員数について

八戸都市圏交流プラザ「8base」管理運営業務委託の実績報告書の「人員配置状況」では、正規(常勤)6名、パートアルバイト職員が12名となっていた。一方、実績報告書に添付されていた別紙5「年間収支」では、正規7名、パート11名となっており、実績報告書内で人員数について不整合が生じていた。

不整合の理由は、正規(常勤)は年度途中で店長が交代していたため、別紙5「年間収支」では7名となっていたものであるが、パートの人数は12名が正しく、実績報告書添付の別紙5「年間収支」の人員数が誤っていたものである。

人員数は8baseの管理運営を行うにあたり、重要な要素であり、今後の8base管理運営業務を把握するため、実績報告書で正しい記載で提出を求めるべきである。

### 【意見 20】契約時の値引き率について

八戸都市圏交流プラザ8base交流事業業務委託の企画提案における見積書では、積算額7,846,571円に対して、出精値引き3,046,580円を行い、見積額を4,799,991円で提出されていた。企画提案時の当初見積書では委託金額の上限金額があるため、委託業務を受注するために出精値引き金額で調整する事業者もあるが、出精値引き率が38.8%と非常に高い割合であった。

| 令和2年8月4日             |            |        |            |     |           |           |                                               |
|----------------------|------------|--------|------------|-----|-----------|-----------|-----------------------------------------------|
| 見積書                  |            |        |            |     |           |           |                                               |
| 金 4,799,991 円(消費税抜き) |            |        |            |     |           |           |                                               |
| (単位:円)               |            |        |            |     |           |           |                                               |
| 区分                   | 項目         |        | 数量         | 単位  | 単価        | 金額        | 備考                                            |
| 事業費                  | 企画運営費      |        | 1          | 式   | 1,250,000 | 1,250,000 | 人件費、旅費交通費、旅行商品の企画料等含む                         |
|                      | ゲスト関連      | 謝礼     | 16         | 名   | 30,000    | 480,000   | ゲスト分<br>(平均すると3万円、知名度が高い方へのギャラで平均値が上がることを想定)  |
|                      |            |        | 16         | 回   | 35,000    | 560,000   | 司会(兼コーディネーター)                                 |
|                      |            | 交通旅費   | 8          | 名   | 35,000    | 280,000   | 八戸圏域在住者のゲストは、16回の内の半分を想定(往復交通費、宿泊代、駐車場代等の平均値) |
|                      |            |        | 10         | 名   | 2,000     | 20,000    | 首都圏在住者のゲストは、16回の内の半分を想定、ゲスト+司会者(交通費の平均値)      |
|                      |            | 圏域産品購入 | 参加者用手土産購入費 | 285 | 名         | 1,000     | 285,000                                       |
|                      | 参加者への試飲試食品 |        | 13         | 回   | 10,000    | 130,000   | 小規模交流会                                        |
|                      |            |        | 3          | 回   | 20,000    | 60,000    | 中規模交流会                                        |

|           |                             |           |       |   |         |            |                                      |
|-----------|-----------------------------|-----------|-------|---|---------|------------|--------------------------------------|
|           |                             | 購入費       |       |   |         |            |                                      |
|           | 消耗品費                        |           | 16    | 回 | 1,000   | 16,000     | イベントでの配布物等の印刷費、筆記用具、司会者飲用水等          |
|           | Google ディスプレイ広告             | 掲載料       | 16    | 回 | 30,000  | 480,000    | 1 回あたり 30 日掲載(1 日あたり 1,000 円上限で運用)   |
|           |                             | 運営費       | 16    | 回 | 5,000   | 80,000     |                                      |
|           | 新聞広告(4 段 1/4 カラー)           | 掲載料(色料含む) | 16    | 回 | 195,000 | 3,120,000  |                                      |
|           |                             | 制作料       | 16    | 回 | 7,000   | 112,000    |                                      |
|           | 八戸の地域情報サイト(まいぷれ八戸)          | 掲載料       | 16    | 回 | 1,000   | 16,000     |                                      |
|           | 弊社公式 SNS (Twitter、Facebook) | 投稿料       | 3     | 回 | 20,000  | 60,000     | 中規模交流会 3 回                           |
|           | 弊社「デリオン倶楽部」会員へのメールマガジン      | 送付料       | 200   | 通 | 1.5     | 300        | 会員数 200 名                            |
|           | 青森県人会発行の会報誌                 | チラシ折込料    | 3     | 回 | 30,000  | 90,000     | 折込月:10 月、12 月、2 月                    |
|           |                             | 印刷料       | 1,250 | 部 | 8.8     | 11,000     |                                      |
|           | 募集告知用チラシ制作                  | デザイン料     | 17    | 種 | 30,000  | 510,000    | A4 版、各回ごとは片面、全ての回を含めたものは両面、各 1,000 部 |
|           |                             | 印刷費       | 17    | 回 | 12,563  | 213,571    |                                      |
|           | 募集告知用ポスター制作                 | デザイン料     | 1     | 種 | 50,000  | 50,000     | A2 版もしくは B2 版、カラー、片面                 |
|           |                             | 印刷費       | 100   | 部 | 227     | 22,700     |                                      |
| 出精値引き     |                             |           |       |   |         | -3,046,580 |                                      |
| 小計(消費税抜き) |                             |           |       |   |         | 4,799,991  |                                      |

(出所: 受託者からの見積書より原文どおり一部抜粋)

(委託料の変更等)

第 7 条 受託者は、一般経済情勢の変動により燃料及び労務賃金等に増減を生じた場合にあっては第 1 条の業務内容又は第 4 条の委託料を変更することはできない。ただし、予期することのできない経済情勢の激変により委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

(出所: 令和 2 年度八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務委託契約書)

## 6 その他

- ・各回のテーマ、内容、開催時期等は都度、委託者及び運営事業者と協議の上決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、業務内容の見直し及び変更を行うことがあり、その場合の委託料は、実績に応じて精算するものとする。
- ・この仕様に定めのない事項、疑義の発生した事項は両者協議の上決定する。

(出所: 令和 2 年度八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務 仕様書)

令和 2 年度八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務委託契約書の第 7 条では「予期することのできない経済情勢の激変により委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。」とあり、仕様書においても

「新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、業務内容の見直し及び変更を行うことがあり、その場合の委託料は、実績に応じて精算するものとする。」とある。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、業務内容の一部が中止となり、大幅な変更が生じ、契約金額の減額を変更契約書で行った。

変更契約締結の際、受託者が提出した実績に基づいた見積書の事業費は、実績金額を計上し、広報費は当初の見積書の単価を用いており、出精値引き率は変更金額に全く考慮されなかった。当初の見積書の積算額 7,846,571 円に対して、実績に基づいた見積書の積算額は 3,100,493 円と当初の積算額の半分にも満たなかった。内容を確認してみても「募集告知用チラシ制作」の「印刷費」では当初の見積書では「各 1,000 部」で単価 12,563 円に対して、実績に基づいた見積書では「各 250 部」に印刷部数が少ない実績にもかかわらず、単価 12,563 円を用いていた。

令和 2 年度八戸都市圏交流プラザ 8base 交流事業業務委託契約書の第 7 条にもあるとおり、委託者と受託者との協議の際、出精値引きを考慮して委託料を変更することもできた可能性があったかもしれない。また仕様書でもあったとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、業務内容の見直し及び変更を行う可能性があったため、当初契約時に業務内容の見直し及び変更の際には、出精値引き分の取扱いについても予め受託者と協議すべきであったかもしれない。

今後、同様の業務内容の見直し及び変更がある可能性が高い場合には、予め値引き率についても委託者と受託者で予め協議することを検討すべきである。

| 令和 2 年 3 月 11 日      |                   |    |    |           |           |                                           |
|----------------------|-------------------|----|----|-----------|-----------|-------------------------------------------|
| 見積書                  |                   |    |    |           |           |                                           |
| 金 3,100,493 円(消費税抜き) |                   |    |    |           |           |                                           |
| (単位:円)               |                   |    |    |           |           |                                           |
| 区分                   | 項目                | 数量 | 単位 | 単価        | 金額        | 備考                                        |
| 事業費                  | 企画運営費             | 1  | 式  | 1,000,000 | 1,000,000 | 人件費、旅費交通費、旅行商品の企画料等含む                     |
|                      | ゲスト関連             | 9  | 名  |           | 199,428   | ゲスト分                                      |
|                      |                   |    | 名  |           | 290,000   | 司会者分                                      |
|                      |                   | 7  | 名  | 2,000     | 14,000    | 首都圏在住者のゲストは、16 回の内の半分を想定、ゲスト+司会者(交通費の平均値) |
|                      |                   | 6  | 回  |           | 177,727   | 小規模交流会                                    |
|                      |                   | 1  | 回  |           | 37,600    | 中規模交流会                                    |
|                      | 購入備品              | 7  | 回  |           | 132,020   | 配信用機材、Zoom 有料ライセンス契約                      |
|                      |                   | 7  | 回  |           | 29,214    | イベントでの配布物等の印刷費、筆記用具、コロナ対策費                |
| 広報費                  | 新聞広告(4 段 1/4 カラー) | 4  | 回  | 195,000   | 780,000   |                                           |
|                      |                   | 2  | 回  | 7,000     | 14,000    |                                           |
|                      | 八戸の地域情報サイト(まいぶれ)  | 6  | 回  | 1,000     | 6,000     |                                           |

|  |                                         |       |    |   |        |           |           |
|--|-----------------------------------------|-------|----|---|--------|-----------|-----------|
|  | 八戸)                                     |       |    |   |        |           |           |
|  | 弊 社 公 式 SNS<br>( Twitter 、<br>Facebook) | 投稿料   | 1  | 回 | 20,000 | 20,000    | 中規模交流会の1回 |
|  | 募集告知用チラシ制作                              | デザイン料 | 10 | 種 | 30,000 | 300,000   | A4 版(両面)  |
|  |                                         | 印刷費   | 8  | 回 | 12,563 | 100,504   | 250 部     |
|  | 小計(消費税抜き)                               |       |    |   |        | 3,100,493 |           |

(出所:受託者からの見積書より原文どおり一部抜粋)

## 【意見 21】施設使用負担金の見直しについて

八戸都市圏交流プラザ「8base」管理運営業務委託において、施設使用負担金として、毎月、固定額 250,000 円と変動額を受託者に納付してもらっている。そのうち変動額について、店舗内の売上金額から売上原価を差し引いた売上総利益から 3,180,000 円を控除した額の 100 分の 5 の金額を負担してもらおう委託契約となっている。

8base のオープンが令和 2 年 9 月 10 日であり、2 回目以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令やまん延防止等重点措置発令があり、通常の売上金額の水準がまだ不明であるが、売上金額の水準が安定してきた際には、施設使用負担金の水準について、どの程度負担してもらうかについて、適宜、見直しを検討すべきである。

### (施設使用負担金)

第 4 条 受託者は、委託者に対し、次の各号に定める額の合計額を施設使用負担金として毎月支払う。

- (1) 固定額 250,000 円
- (2) 変動額 月間売上総利益(店舗内における飲食の提供及び物販の売上高から売上原価を差し引いたもの。ただし、税金は含めない。)から 3,180,000 円を控除した額の 100 分の 5 に相当する額。なお、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(出所:八戸都市圏交流プラザ「8base」管理運営業務委託契約書)

## 2 1. 物産販売促進事業（観光課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                 |            |         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 事業の名称               | 物産販売促進事業                                                                        |            |         |
| 所管課                 | 観光課                                                                             |            |         |
| 事業開始年度              | 平成 18 年度                                                                        |            |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領                                                  |            |         |
| 事業の目的               | 八戸市内の団体が実施する地場産品を活用した料理食文化の普及活動を支援することにより、八戸市の食や食文化を県内外に PR し、市の認知度を高め、観光振興を図る。 |            |         |
| 事業の効果測定の方法          | 補助実施金額及び実施件数（過去 3 年間の実績は下記「当初予算額、決算額、交付件数の推移」に記載のとおりである。）                       |            |         |
| 主な補助対象者             | 市のまちおこしの地域資源となる地場産品を活用した料理・郷土料理・市に根付いている食文化普及促進に取り組んでいる、又は取り組もうとする市内の団体。        |            |         |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり                                                     |            |         |
| 補助率                 | 「① 補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり                                                     |            |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                          |            |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                                                                        | 令和元年度<br>※ | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 1,000                                                                           | —          | 1,000   |
| 決算額(千円)             | 1,000                                                                           | —          | 950     |
| 交付件数                | 1                                                                               | —          | 2       |

※令和元年度は一般財団法人 VISIT はちのへへ業務移管したが、令和 2 年度に市に業務返還したものである。

### ① 補助対象経費、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動事業補助金交付要領に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

#### ア. 補助対象経費

事業実施主体が、市の地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために実施する事業のうち、次の経費とする。

- ・地場産品を活用した料理・食文化を PR するためのリーフレット等を作成する際の経費

- ・イベント等への出展及び WEB・SNS 等による地場産品を活用した料理・食文化の PR に要する経費
- ・市民によるまちおこし活動の啓発のための経費
- ・その他、地場産品を活用した料理・食文化普及等を図るために必要な経費であると市長が認めるもの

#### 補助対象外経費

- ・事務局員の人件費
- ・食糧費、視察旅費
- ・補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができないもの
- ・事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費

#### イ. 補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額又は 500,000 円のいずれか低い額以内の額。

## ② 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                       |
|------------|----------------|----------------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 950            | 地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金 |
| 合計         | 950            |                            |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見 22】 補助金に関する目標設定について

地場産品を活用した料理・食文化普及活動について、2 者共にユニークな活動を実施しているが、普及活動による効果測定が明確ではない。補助金申請者には、申請段階でこの補助事業の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動についての目標値を設定してもらい、実績報告で達成状況を記載してもらうことも検討すべきである。例えば、イベント開催であれば来場者数、WEB による地場産品を活用した料理・食文化の PR であれば HP アクセス数、SNS による地場産品を活用した料理・食文化の PR であればフォロワー数等の目標値を設定することが考えられる。

### 【意見 23】 事業実績書の内容の充実について

補助金申請者の 2 者のうち、1 者について、令和 2 年度の事業実績書が非常に簡素な内容であった。また事業計画書の収支と事業実績書の収支にも大きな乖離もあった。この補助

金により実施するイベントの具体的な内容及びその効果をより明確に記載し、事業実績書の充実を図るように指導すべきである。



## 2 2 . 畜産関連産業振興事業（農林畜産課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                              |       |         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 畜産関連産業振興事業                                                                                                                                                   |       |         |
| 所管課                 | 農林畜産課                                                                                                                                                        |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 27 年度                                                                                                                                                     |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                                                                                                                                           |       |         |
| 事業の目的               | 八戸地域畜産関連産業振興ビジョンでは「生産体制の整備・強化」、「地場産畜産物の消費拡大」、「飼料自給率の向上」、「家畜防疫体制の強化」、「家畜排せつ物の適正管理と有効利用促進」の 5 つの柱を基本に掲げ、各種施策の実施や支援を行うことにより、飼料製造業、食肉加工業等の関連産業を含めた畜産業の振興と活性化を図る。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                                                                                                                    |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                                                                                                                       |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                     | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 2,099                                                                                                                                                        | 2,077 | 2,461   |
| 決算額(千円)             | 1,841                                                                                                                                                        | 2,003 | 33      |

### ① 事業の内容

八戸地域の畜産は、夏季冷涼な気候、交通インフラ、飼料供給基地の飼料コンビナート等の立地を背景に農業の基幹部門として成長しており、市の農業産出額においても、農業全体額の約 71.7%(令和元年)を占めており、関連する飼料製造業や食肉加工業等を含めて、地域経済の活性化に大きく貢献しており、さらに発展が期待できる産業である。

また、市では平成 25 年 3 月の青森県の「青森県養豚・養鶏プラン」の策定を踏まえ、八戸圏域の区域内における養豚・養鶏を中心とした畜産業及び関連産業の振興計画として、平成 27 年度から平成 36 年度(令和 6 年度)までの 10 年間を計画期間とした、「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を平成 27 年 8 月に策定し、八戸圏域構成町村と連携し畜産振興を図っている。

主な施策として、「八戸地域畜産フードフェスタ」や、「親子ちくさん探検バスツアー」の開催、「肥料(特殊肥料)生産情報マップ」の作成、配布及び PR 等を行うとともに、自治体や畜産関連団体で構成される、「八戸地域畜産振興推進会議」を開催し、情報共有や意見交換等を行い事業の推進を図っている。

## ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、八戸地域畜産関連産業振興ビジョンで設定されている八戸圏域連携中枢都市圏の採卵鶏、ブロイラー、豚の飼養頭羽数で目標値を以下のとおり設定している。

【図表 八戸圏域連携中枢都市圏 家畜飼養頭羽数】

|           | 平成 27 年度<br>(基準値) | 令和元年度<br>(H31.2.1) | 令和 2 年度<br>(R2.2.1) | 令和 6 年度<br>(目標値) |
|-----------|-------------------|--------------------|---------------------|------------------|
| 採卵鶏(千羽)   | 3,855             | 4,086              | 4,138               | 5,307            |
| ブロイラー(千羽) | 3,876             | 4,561              | 4,761               | 4,919            |
| 豚(千頭)     | 119.6             | 109.8              | 114.7               | 143.7            |

(出所:市提出資料から監査人作成)

## ③ 令和 2 年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容    |
|-----|----------------|---------|
| 需用費 | 10             | 消耗品費    |
| 役務費 | 23             | 各事業の通信費 |
| 合計  | 33             |         |

(単位:千円)

| 節        | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容                |
|----------|--------------|---------------------|
| 需用費      | 53           | バスツアー等の消耗品費         |
| 役務費      | 222          | 各事業の通信費、バスツアー新聞広告費等 |
| 委託費      | 1,595        | フードフェスタ委託料          |
| 使用料及び賃借料 | 133          | バスツアーのバス借り上げ        |
| 合計       | 2,003        |                     |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 2 年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和元年度についても監査を行った。

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見 24】八戸地域畜産フードフェスタ後のアンケート聴取について

令和元年 10 月 13 日・14 日に八食センターで八戸地域畜産フードフェスタ 2019(以下「フ

ードフェスタ」という。)が開催された。フードフェスタの報告会は、令和元年 11 月 14 日に実施され、出店者等の関連団体は、25 団体中、17 団体が欠席していた。欠席する団体等からの事前の意見聴取も行っていたが、全ての出店者等の関連団体からの意見聴取が行われていたものではない。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響からフードフェスタを開催することができなかったが、今後の感染状況次第ではあるものの、八戸地域畜産振興のため、毎年の開催を予定している。

令和元年度は初めてフードフェスタを八食センターで実施したが、その運営方法等については、実施結果を評価し、課題があれば改善し、レベルアップしていく必要がある。フードフェスタの報告会では多くの出店者等の関連団体が欠席しており、フードフェスタの改善を図るためにも、それぞれの出店者等の関連団体に対して、アンケートを実施し、その結果を次回以降の開催に活用すべきである。

## 23. 漆産業振興事業（農林畜産課）

### （1）事業の概要

|                     |                                                          |       |         |
|---------------------|----------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 漆産業振興事業                                                  |       |         |
| 所管課                 | 農林畜産課                                                    |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 30 年度                                                 |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領                                       |       |         |
| 事業の目的               | 八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、国産漆の需要に対する必要原木数を継続的に確保し、漆の生産量の拡大を図る。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                |       |         |
| 主な補助対象者             | 「① 補助対象者、補助金の額について」に記載のとおり                               |       |         |
| 補助対象経費              | 「① 補助対象者、補助金の額について」に記載のとおり                               |       |         |
| 補助率                 | 「① 補助対象者、補助金の額について」に記載のとおり                               |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                   |       |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度<br>※                                            | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 1,599                                                    | 75    | 450     |
| 決算額(千円)             | 1,416                                                    | 215   | 292     |
| 交付件数                | 1                                                        | 2     | 3       |

※平成 30 年度には八戸圏域ウルシ造林事業補助金以外に、八戸圏域ウルシ原木調査業務委託料が含まれており、当初予算額は 1,504,000 円、決算額は 1,321,920 円である。

#### ① 補助対象者、補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められており、補助対象者、補助金の額は以下のとおりである。

##### ア. 補助対象者

次の全ての条件を満たすもの

- ・八戸圏域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）に住所をおく土地所有者、林業者及び林業者等の組織する団体。
- ・圏域内の所有地及び自己が経営する山林において、ウルシの植栽を行うまたは行う予定のある者。ただし、南部町及び田子町内は、山林及び遊休農地であること。
- ・令和 2 年 11 月 30 日までにウルシ苗木を購入し、納品を受けることができる者

#### イ. 補助金の額

・補助対象者が購入するウルシ苗木ごとに、その購入単価の 1/2 以内の額(ただし、150 円を上限とする。)を合算した額とする。

### ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンで設定されているウルシ苗木植栽本数(累計)で目標値を以下のとおりに設定している。

【図表 ウルシ苗木植栽本数(累計)】

|                   | 平成 30 年度 | 令和元年度   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度<br>(目標値) |
|-------------------|----------|---------|---------|------------------|
| ウルシ苗木植栽本数<br>(累計) | 300 本    | 1,728 本 | 3,673 本 | 8,500 本          |

※令和 3 年度実績は 3,300 本であり、令和 3 年度までの累計は 6,973 本である(全額自己負担である補助対象外 28,700 本の植栽もあり)。

(出所:八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン及び八戸圏域ウルシ造林事業植栽実績)

### ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容           |
|------------|----------------|----------------|
| 負担金補助及び交付金 | 292            | 八戸圏域ウルシ造林事業補助金 |
| 合計         | 292            |                |

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 【結果 22】 交付要領の条文誤りについて

交付要領第 9 条第 2 項、第 3 項で「第 3 条第 3 項ただし書き」との文言となっているが、交付要領において、第 3 条第 3 項ただし書きは存在せず、正しくは「第 3 条第 5 項ただし書き」であった。交付要領は補助金交付のための重要な文書であり、交付要領を適切に改訂すべきである。

(交付申請)

第 3 条 規則第 3 条の交付申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、住所地の市町村に提出する。

3 町村長は、申請内容を適当と認めたときは、八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付申請

者の推薦書(別記第3号様式)を添えて、申請書を八戸市長に送付するものとする。

- 5 補助対象者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費(補助対象者がウルシ苗木の購入に要する経費をいう。以下同じ。))に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率(補助対象経費に対する補助金の交付申請額の割合をいう。)を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、これを減額しないで申請することができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止(廃止)の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い期日までに補助事業の成果を記載した八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に八戸市長の定める書類を添えて八戸市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第3項ただし書きの規定により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を減額しないで交付の申請をした補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

- 3 第3条第3項ただし書きの規定により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を減額しないで交付の申請をした補助対象者は、補助金が交付された後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに令和2年度仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記第7号様式)を八戸市長に提出しなければならない。

(出所:八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領)

## 【意見25】 期日間近の購入及び納品の確認について

交付要領では「補助対象者を令和2年11月30日までにウルシ苗木を購入し、納品を受けることができる者」としているが、令和2年度八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書添付のウルシ苗木の請求書日付が令和2年12月3日の案件があった。令和2年度八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書の提出は令和2年12月4日であり、ウルシ苗木の植栽が完了したことをその当日に確認し、現地確認写真が添付されていた。令和2年12月4日にはウルシ苗木の植栽が完了しており、令和2年11月30日までにウルシ苗木を購入し、納品を受けていたことが推測できるが、実際に11月30日までにウルシ苗木の購入及び納品を受け

たか否かは、不明であるとのことであった。今後、期日間近の八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書が提出された場合、ウルシ苗木の購入及び納品を受けた日付について、申請者に確認をすべきである。

| 別表(第2条、第5条関係)                                                                                                                                                                    |                                                              |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------|
| 補助対象者                                                                                                                                                                            | 補助金の額                                                        | 重要な変更   |
| 次の全ての条件を満たすもの<br>(1) 圏域に住所をおく土地所有者、林業者及び林業者等の組織する団体。<br>(2) 圏域内の所有地及び自己が経営する山林において、ウルシの植栽を行うまたは行う予定のある者。ただし、南部町及び田子町内は、山林及び遊休農地であること<br>(3) 令和2年11月30日までにウルシ苗木を購入し、納品を受けることができる者 | 補助対象者が購入するウルシ苗木ごとに、その購入単価の1/2以内の額(ただし、150円を上限とする。)を合算した額とする。 | 事業内容の変更 |

(出所:八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領)

## 24. 担い手総合支援事業（農業経営振興センター）

### （1）事業の概要

|                     |                            |       |         |
|---------------------|----------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 担い手総合支援事業                  |       |         |
| 所管課                 | 農業経営振興センター                 |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 17 年度                   |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 令和 2 年度八戸市担い手総合支援事業補助金交付要領 |       |         |
| 事業の目的               | 農業の担い手の経営改善及び育成・確保         |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり  |       |         |
| 主な補助対象者             | 八戸地域担い手育成総合支援協議会           |       |         |
| 補助対象経費              | 交付要領に補助対象経費の定めはない。         |       |         |
| 補助率                 | 補助金額は定額で 255,000 円とされている。  |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                     |       |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                   | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 255                        | 255   | 255     |
| 決算額(千円)             | 255                        | 255   | 255     |
| 交付件数                | 1                          | 1     | 1       |

### ① 八戸地域担い手育成総合支援協議会について

八戸地域担い手育成総合支援協議会(以下「八戸地域協議会」という。)の概要は「八戸地域担い手育成総合支援協議会規約」(以下、「協議会規約」という。)に定められており、事務所(事務局)、目的、事業、会員等については以下のとおりである。

#### （事務所）

第 2 条 八戸地域協議会は、主たる事務所を八戸市農業経営振興センターに置く。

#### （目的）

第 3 条 八戸地域協議会は、担い手育成支援事業の積極的な活用を通じて、地域実態に即した担い手の明確化及び共有化を推進し、担い手の経営改善支援や担い手の育成・確保に向けた取組みを行い、望ましい農業構造の確立等に資すること、農地の効率的な利用に向け集積を促進すること、及び耕作放棄地の再生利用を目的とする。

#### （事業）

第 5 条 八戸地域協議会は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行



|                                    |
|------------------------------------|
| う。                                 |
| (1) 担い手育成支援に関すること。                 |
| (2) 耕作放棄地再生利用に関すること。               |
| (3) 農地利用集積円滑化事業及びその他農地流動化施策に関すること。 |
| (八戸地域協議会の会員)                       |
| 第 6 条 八戸地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。 |
| (1) 八戸農業協同組合の職員                    |
| (2) 八戸市内土地改良区連絡協議会の職員              |
| (3) 八戸市農業経営者協議会の役員                 |
| (4) 八戸市農業委員会の事務局員                  |
| (5) 八戸市の職員                         |
| (6) 三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室の職員       |
| (7) その他会長が必要と認めたとき。                |

## ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、認定農業者数及び集落営農数を評価指標として設定している。

【図表 認定農業者数及び集落営農数】

|       | H28 年<br>度末 | H29 年<br>度末 | H30 年<br>度末 | R 元年<br>度末 | R2 年<br>度末 | R6 年<br>度末<br>目標値 |
|-------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------------|
| 認定農業者 | 149         | 145         | 138         | 127        | 121        | 128               |
| 集落営農  | 7           | 7           | 7           | 7          | 7          | 8                 |

(出所: 農業経営振興センター作成資料、ただし R6 年度末の目標値は八戸地域協議会通常総会資料)

## ③ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位: 千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容      |
|------------|----------------|-----------|
| 負担金補助及び交付金 | 255            | 協議会に対する補助 |
| 合計         | 255            |           |

## （２）監査の結果及び意見

### 【結果 23】収支精算書の決算額の内訳について

令和 2 年度において、八戸地域協議会が市に提出した収支精算書の精算額(決算額)の内訳が、支出実額に基づいていなかった。なお、補助金交付先の八戸地域協議会の事務局は市(農業経営振興センター)に置かれており、現金出納簿への支出実額の記録や、収支精算書等、市に対する実績報告書及び添付資料の作成は市職員が行っている。

実績報告書添付資料である収支精算書の精算額(決算額)は、【図表 八戸地域協議会作成 収支精算書(抜粋)】のとおり、活動ごとの内訳および消耗品費、旅費等費目ごとの内訳額がすべて予算額と同額であった。

【図表 八戸地域協議会作成 収支精算書(抜粋)】

#### (2) 支出の部

| 区分               | 本年度精算額  | 本年度予算額  |
|------------------|---------|---------|
|                  | 円       | 円       |
| 1 担い手育成確保・普及支援活動 | 110,000 | 110,000 |
| 内訳               |         |         |
| a) 消耗品費          | 21,242  | 21,242  |
| b) 旅費            | 44,700  | 44,700  |
| c) 振込手数料         | 660     | 660     |
| d) 複写機使用料        | 31,460  | 31,460  |
| e) 通信運搬費         | 11,938  | 11,938  |
| 2 経営改善計画等作成指導活動  | 145,000 | 145,000 |
| 内訳               |         |         |
| a) 消耗品費          | 42,100  | 42,100  |
| b) 旅費            | 42,580  | 42,580  |
| c) 振込手数料         | 660     | 660     |
| d) 複写機使用料        | 31,460  | 31,460  |
| e) 通信運搬費         | 28,200  | 28,200  |
| 計                | 255,000 | 255,000 |

支出実額は、現金出納簿に記録されており、支出実額に基づくあるべき収支精算書は以下のとおりとなる。ただし、現金出納簿の支出は活動別に区分されておらず内訳は不明であるため、下表は 2 つの活動を合計した支出金額を示している。

【表 あるべき収支精算書(抜粋)】

(2) 支出の部

| 区分                                  | 本年度精算額  | 本年度予算額  |
|-------------------------------------|---------|---------|
|                                     | 円       | 円       |
| 担い手育成確保・普及支援活動及び<br>経営改善計画等作成指導活動 計 |         |         |
| a) 消耗品費                             | 79,580  | 63,342  |
| b) 旅費                               | —       | 87,280  |
| c) 振込手数料                            | 660     | 1,320   |
| d) 複写機使用料                           | 89,385  | 62,920  |
| e) 通信運搬費                            | 37,800  | 40,138  |
| f) 備品購入費                            | 47,575  | —       |
| 計                                   | 255,000 | 255,000 |

(出所:八戸地域協議会の現金出納簿より、監査人作成)

市は八戸地域協議会の事務局として、支出実額に基づいた適正な収支精算書を作成する必要がある。また一方で、市は補助金を交付する自治体として、八戸地域協議会から提出された実績報告書及びその添付資料を適切に検査しなければならない。

【結果 24】 監事監査と内部監査について

協議会規約第 27 条には、事業報告書と収支決算書について、監事監査を受けることが以下のとおり定められている。

(監査等)

第 27 条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書と収支決算書を作成し、通常総会の前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(出所:協議会規約)

令和 2 年度の事業報告書及び収支決算書については、令和 3 年 5 月 13 日付で、監事 2 名が記名押印する監査報告書が作成されている。なお監事 2 名のうち、1 名は市の職員である。

また、八戸地域担い手育成総合支援協議会内部監査実施規程には、年一回の定期監査について以下のとおり定められている。

(監査の種類)

第3条 内部監査は、年一回の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(出所:八戸地域担い手育成総合支援協議会内部監査実施規程)

令和2年度の事業報告書及び収支決算書については、令和3年5月10日付で、内部監査報告書が提出されており、活動ごとの会計が適正であった旨が報告されている。なお内部監査人2名のうち、1名は市の職員である。

しかし、【結果23】に記載したとおり、収支決算書の決算額のうち支出の部に記載された活動ごとの決算額については根拠を欠いており、監査の結果その内容を適正なものと認める根拠は存在していない。したがって、監事監査及び内部監査はその実態がなく、機能していないものと認めざるを得ない。

以上を踏まえると、八戸地域協議会の適切な監査実施の観点から、内部監査については、内部監査の実態がなく、機能していないのであれば、内部監査そのものは廃止すべきではないだろうか。そして、監事監査については、改めてなぜ監査が必要なのか、八戸地域協議会で認識を改める必要があるだろう。そして、作成された決算書、帳簿や領収書の閲覧、必要に応じて帳簿と領収書を突合するといった、ごく当たりまえのことであるが、まずそこから改善することが必要であろう。また一方で、市は補助金を交付する自治体として、八戸地域協議会における実効性のある監事監査の実施を指導しなければならない。

### 【意見26】事業の実施方法について

市は八戸地域協議会の事務局として、予算案の策定、総会の開催・運営、担い手育成確保・普及支援活動及び経営改善計画等作成指導活動の推進、経理及び決算書作成、補助金の交付申請及び実績報告といった八戸地域協議会に係る事務に広く関与している。また、監事や内部監査人として、市職員も関与しており、八戸地域協議会のガバナンスの重要な一端を担っている。さらに、補助金を交付する自治体として、補助金の交付決定や実績報告書の審査を通じて八戸地域協議会を指導する立場にある。そのような状況において、上記【結果23】及び【結果24】に示した問題点が発生していることについて、市の責任は重い。

一方で、見方を変えると市が事業の全般に深くかかわっており、補助金の使途は事務局として市が利用する消耗品費や複写機使用料等の事務費であることを考えると、実態としては市の直営の事業ともいえる。実態としては直営事業であるにも関わらず、八戸地域協議会という団体に対する補助事業という形式をとっているために、団体が本来有すべきガバナンスが形骸化し失われているとみることも可能である。

ところで八戸地域協議会にはこの補助金以外の財源はなく、補助金額255,000円は概算払されている。したがって補助事業完了後残額があれば、市に返還する義務があるが少なくとも直近3年間はいずれも残額がゼロであり、補助金の返還は行われていない。

令和 2 年度を例にすると、八戸地域協議会における年度の最終支出額 38,264 円であったが、その用途は OA ケーブル、SD カード、ボードマーカーやクリップ等 16 種類のべ 46 点にも及ぶ事務用消耗品であり、これらを購入することにより補助事業完了後の残額がゼロとなっている。これらの事務用消耗品はいずれも事業実施に必要ないとは言えないが、3 年連続で補助金返還額がゼロであったことを考えると、補助金を使い切ることを目的とした購入であるとの印象は否めない。また、たとえ 1 円でも残額があれば補助金の返還事務が発生するが、補助金返還事務を省略できることが、補助金使い切りの動機の一つとなっている可能性も否定できない。

以上を勘案すると、この事業を補助事業とする合理性は乏しいと考えられる。市においては、補助事業ではなく市が直接事業を実施するよう、事業実施方法の変更を検討する余地があると考ええる。

## 25. 環境保全型農業普及促進事業（農業経営振興センター）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                      |       |         |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 環境保全型農業普及促進事業                                                                                                        |       |         |
| 所管課                 | 農業経営振興センター                                                                                                           |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 18 年度                                                                                                             |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（国）<br>環境保全型農業直接支払交付金実施要領（国）<br>令和 2 年度青森県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（県）<br>令和 2 年度八戸市環境保全型農業直接支払交付金交付要領（市） |       |         |
| 事業の目的               | 環境保全型農業直接支払交付金交付事業を推進する。<br>エコファーマー認定制度や特別栽培農産物認証制度を周知する。                                                            |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 特に効果測定は実施していない。                                                                                                      |       |         |
| 主な交付対象者             | 「① 環境保全型農業直接支払交付金について」に記載のとおり                                                                                        |       |         |
| 補助対象経費              | 「① 環境保全型農業直接支払交付金について」に記載のとおり                                                                                        |       |         |
| 補助率                 | 「① 環境保全型農業直接支払交付金について」に記載のとおり                                                                                        |       |         |
| 財源                  | 交付金については国 1/2、県 1/4、市 1/4、その他の市事務費については市の一般財源                                                                        |       |         |
| 当初予算額、決算額、交付件数の推移   | 平成 30 年度                                                                                                             | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 3,164                                                                                                                | 3,104 | 5,754   |
| 決算額(千円)             | 2,869                                                                                                                | 2,765 | 3,468   |
| 交付件数                | 4                                                                                                                    | 4     | 3       |

### ① 環境保全型農業直接支払交付金について

交付対象者は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等である。交付金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市環境保全型農業直接支払交付金交付要領（以下「交付要領」という。）に定められており、対象取組及び交付金の額は以下のとおりである。

【図表 対象取組及び交付金の額】

| 農業生産活動                                                                                   |                                                       | 10 アール当たりの交付単価                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行から原則として 5 割以上低減する取組(以下「5 割低減の取組」という)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組 |                                                       | 4,400円                                               |
| 5 割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組                                                        |                                                       | 6,000 円                                              |
| 有機農業の取組                                                                                  | 5 割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組                     | 小麦、大麦、イタリアンライグラス以外 5,400円<br>小麦、大麦、イタリアンライグラス 3,200円 |
|                                                                                          | 5 割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組                        | 5,000 円                                              |
|                                                                                          | 5 割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組                               | 3,000 円                                              |
| 5 割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組                                                                  |                                                       | 800 円                                                |
| 5 割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組                                                                     |                                                       | 800 円                                                |
| 有機農業の取組                                                                                  | そば等雑穀、飼料作物以外                                          | 12,000 円                                             |
|                                                                                          | 上記作物に合わせて、炭素貯留効果の高い有機農業の取組(堆肥施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培) | 上記交付単価に加算<br>2,000 円                                 |
|                                                                                          | そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物(飼料用米、飼料用稲、WCS用稲を除く)                 | 3,000 円                                              |
| 【地域特認取組】対象作物:水稲<br>5 割低減の取組と総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の取組                           |                                                       | 4,000 円                                              |

(出所:令和2年度八戸市環境保全型農業直接支払交付金交付要領)

直近3年度の交付件数、交付金額及び交付対象となった有機農地面積は以下のとおりである。

| 年度          | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 交付金額(円)     | 2,683,500 | 2,600,400 | 3,406,500 |
| 交付件数        | 4         | 4         | 3         |
| 有機農地面積(アール) | 3,525     | 3,543     | 3,117     |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

## ② 令和２年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節          | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容           |
|------------|--------------|----------------|
| 旅費         | 7            | 普通旅費(青森市)      |
| 需用費        | 51           | 消耗品(コンベックス等)   |
| 役務費        | 3            | 郵便料            |
| 負担金補助及び交付金 | 3,407        | 環境保全型農業直接支払交付金 |
| 合計         | 3,468        |                |

## (２) 監査の結果及び意見

### 【意見 27】事業の効果測定の方法について

本事業は、地球温暖化や生物多様性保全など環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれることを目的としている。具体的には、化学農薬や化学肥料を削減する取組について交付金を交付するものである。しかし、現状においては評価指標が設けられていない。

事業の効果を測定することは、事業目的を達成するために不可欠であり、適切な効果測定指標を設けることにより、普及推進の進捗状況把握に努めることが望ましいと考える。

効果測定指標の一例としては、市の農地のうち上記取組がなされた有機農地の割合とすることが考えられる。所管課によれば、令和２年度における八戸市の全耕地面積 4,810 ヘクタールに対し有機農地面積は 31 ヘクタールであり、有機農地面積の比率は 0.6%である。



## 26. 南郷新規作物研究事業（農業経営振興センター）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                      |        |         |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業の名称               | 南郷新規作物研究事業                                                           |        |         |
| 所管課                 | 農業経営振興センター                                                           |        |         |
| 事業開始年度              | 平成 26 年度                                                             |        |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 令和 2 年度八戸市ワイン産業創出支援事業補助金交付要領<br>令和 2 年度八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金交付要領 |        |         |
| 事業の目的               | 南郷地域において、ワイン産業の創出による付加価値の高い農業を振興し、地域経済の活性化を図る。                       |        |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「⑤ 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり                                            |        |         |
| 主な補助対象者             | 農業経営者                                                                |        |         |
| 補助対象経費              | 「② 八戸市ワイン産業創出支援事業補助金について」及び「③ 八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金について」に記載のとおり  |        |         |
| 補助率                 | 「② 八戸市ワイン産業創出支援事業補助金について」及び「③ 八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金について」に記載のとおり  |        |         |
| 財源                  | 2 つの補助金の負担割合は、いずれも国 1/2、市 1/2<br>その他は市の一般財源                          |        |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                             | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 44,631                                                               | 83,777 | 18,836  |
| 決算額(千円)             | 27,478                                                               | 63,443 | 11,362  |

### ① 主な取組内容について

令和 2 年度における主な取組内容は以下のとおりである。

#### ア. ワインの需要拡大を図るためのセミナーの開催

- ・第 6 回八戸ワイン産業振興セミナー
- ・第 7 回八戸ワイン産業振興セミナー
- ・第 8 回八戸ワイン産業振興セミナー
- ・八戸ワインカレッジ(オンライン開催)

#### イ. 地域おこし協力隊員の委嘱

平成 20 年に総務省が創設した地域おこし協力隊制度を活用し、八戸市地域おこし協力隊

員を平成 27 年度から委嘱している。隊員のミッションはワイン用ぶどう生産に関する支援等。

ウ. ワイン用ぶどう生産講習会の開催(年 4 回程度)

エ. 八戸市ワイン産業創出支援事業の実施

「② 八戸市ワイン産業創出支援事業補助金について」参照

オ. 八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業の実施

「③ 八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金について」参照

## ② 八戸市ワイン産業創出支援事業補助金について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市ワイン産業創出支援事業補助金交付要領に定められており、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は以下のとおりである。

|        |                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者  | 次の全ての条件を満たすもの<br>・八戸市に住所をおく農業経営者<br>・自己の経営する南郷地区の農地において、ワイン用ぶどうの栽培を行うまたは行う予定のある農業経営者<br>・令和 3 年 3 月 23 日までにワイン用ぶどう苗を購入し、納品を受けることができる農業経営者<br>・生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者 |
| 補助対象経費 | 補助対象者が行うワイン用ぶどう苗の購入に要する経費                                                                                                                                                                 |
| 補助金の額  | 補助対象経費の 1/2 以内。ただし、ぶどう苗木 1 本当たり 810 円以内の額。                                                                                                                                                |

(出所:令和 2 年度八戸市ワイン産業創出支援事業補助金交付要領)

直近 3 年度の補助金の当初予算額、決算額、交付件数の推移は以下のとおりである。

| 当初予算額、決算額、交付件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------------|----------|-------|---------|
| 当初予算額(千円)         | 20,250   | 1,823 | 1,499   |
| 決算額(千円)           | 15,767   | 1,295 | 1,492   |
| 交付件数(苗木)          | 3        | 4     | 3       |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

## ③ 八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金について

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援

事業補助金交付要領に定められており、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は以下のとおりである。

|        |                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者  | 次の全ての条件を満たすもの<br>・八戸市に住所をおく農業経営者<br>・自己の経営する南郷地区の農地において、ワイン用ぶどうの栽培を行う農業経営者<br>・令和 3 年 3 月 10 日までにワイン用ぶどうの雨よけ等施設整備を完了することができる農業経営者 |
| 補助対象経費 | 補助対象者が行うワイン用ぶどうの雨よけ施設等整備(雨よけのためのビニール・フィルム、ほかワイン用ぶどうの栽培に係る資材)に要する経費                                                                |
| 補助金の額  | 補助対象経費の 1/2 以内。                                                                                                                   |

(出所:令和 2 年度八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金交付要領)

直近 3 年度の補助金の当初予算額、決算額、交付件数の推移は以下のとおりである。

| 当初予算額、決算額、交付件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------------|----------|-------|---------|
| 当初予算額(千円)         | 870      | 856   | 1,749   |
| 決算額(千円)           | 214      | －     | 1,748   |
| 交付件数(雨よけ)         | 3        | －     | 6       |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

#### ④ 八戸ワイナリー創出支援事業補助金について

令和元年度には、ワイナリーの整備に要する経費の 1/2 以内の額を交付する八戸ワイナリー創出支援事業補助金が交付されている。事業概要に記載した令和元年度の当初予算額及び決算額には、この補助金の当初予算額及び決算額が含まれているおり、参考情報として以下に直近 3 年度の推移を記載する。

| 当初予算額、決算額、交付件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度       | 令和 2 年度 |
|-------------------|----------|-------------|---------|
| 当初予算額(千円)         | －        | 繰越明許 50,000 | －       |
| 決算額(千円)           | －        | 50,000      | －       |
| 交付件数(ワイナリー)       | －        | 1           | －       |

## ⑤ 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、八戸ワインの製造本数及びワイン用ぶどう苗木植え付け本数を評価指標として設定している。

【図表 八戸ワインの製造本数】

(単位:本)

|            | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| 八戸ワインの製造本数 | 955    | 1,300  | 3,460 | 6,740 |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

【図表 ワイン用ぶどう苗木植え付け本数】

(単位:本)

|                 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ワイン用ぶどう苗木植え付け本数 | 1,219  | 12,940 | 21,203 | 1,737 | 2,136 |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

## ⑥ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節        | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                              |
|----------|----------------|-----------------------------------|
| 報酬       | 4,033          | 地域おこし協力隊員報酬、南郷新規作物研究会議委員報酬        |
| 職員手当等    | 525            | 地域おこし協力隊員期末手当                     |
| 共済費      | 1,420          | 地域おこし協力隊員社会保険料等                   |
| 報償費      | 304            | 八戸ワインカレッジ、八戸ワイン産業振興セミナー等の講師・出演者謝金 |
| 旅費       | 246            | セミナー講師旅費、地域おこし協力隊員視察旅費等           |
| 需用費      | 1              | 研究会議用茶代                           |
| 役務費      | 392            | 八戸ワインカレッジ、八戸ワイン産業振興セミナーの開催広告費等    |
| 使用料及び賃借料 | 1,200          | 地域おこし協力隊員住居費                      |

(単位:千円)

| 節          | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                                        |
|------------|----------------|---------------------------------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 3,241          | ワイン産業創出支援事業補助金(苗木)<br>1,492 千円、雨よけ 1,748 千円 |
| 合計         | 11,362         |                                             |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 25】会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて

本件は『「12. 無料職業紹介事業」【結果 17】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。参考までに、本事業における預り社会保険料等(年金保険料および健康保険料、雇用保険料等)は 660 千円であった。

### 【意見 28】交付要領改正に伴う手続について

八戸市ワイン産業創出支援事業補助金交付要領第 2 条には、補助対象者について以下のとおり定められており、過去 3 年度において一定の税目の滞納がある者は補助対象者から除外されている。

(補助対象者及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

ただし、過去 3 年度において納付すべき市県民税、固定資産税及び国民健康保険税(以下「市税」という。)を滞納している者は補助対象者としない。

(出所:八戸市ワイン産業創出支援事業補助金交付要領)

市は、対象税目について滞納がないことを確認するために、補助対象者より納税状況を市が確認することについて同意書を入手している。同意書は、交付申請時もしくは交付決定前着手届時に添付することになっている。

一方、市は交付要領を令和 3 年 3 月 9 日付で改正し、対象となる税目に軽自動車税を追加した。この改正は、令和 3 年 2 月 3 日付で市収納課から関係各課宛に発出された事務連絡による指摘を受けたものである。同事務連絡においては、同意書の税目に軽自動車税が抜けている場合が散見される旨が指摘されており、交付要領等の改正の際に税目を追加することが促されていた。交付申請(及び同意書の受領)、交付要領の改正、市税納付状況の確認事務等の時系列を示すと以下のとおりである。

| 日付   | 市        | 補助対象者 A                         | 補助対象者 B                         | 補助対象者 C         |
|------|----------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 4/10 |          | 交付申請及び交付<br>決定前着手届提出<br>(同意書添付) |                                 |                 |
| 6/1  |          |                                 | 交付申請及び交付<br>決定前着手届提出<br>(同意書添付) |                 |
| 3/9  | 交付要領改正   |                                 |                                 | 交付申請(同意書添<br>付) |
| 3/10 | 市税納付状況確認 |                                 |                                 |                 |
| 3/11 | 交付決定     |                                 |                                 |                 |
| 3/12 |          | 事業変更承認申請                        | 事業変更承認申請                        |                 |
| 3/15 | 変更交付決定   |                                 |                                 |                 |

(出所: 交付要領、交付申請書等の関係資料より監査人が作成)

補助対象者 A 及び B から提出された同意書では、滞納状況を確認する税目として市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の 3 税目が記載されているが、補助対象者 C から提出された同意書には、上記 3 税目に加えて軽自動車税が追加されている。

所管課は 3 月 10 日付で市収納課に対し市税納付状況の確認を実施し、いずれも滞納がないことを確認したうえで、3 月 11 日に 3 者に対して交付決定を行い、交付決定通知書を発出している。3 月 12 日には補助対象者 A 及び B より変更承認申請書が提出され、3 月 15 日に変更交付決定がなされている。

交付要領改正の影響で、改正前に同意書を提出した A 及び B の対象税目は市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の 3 税目であるのに対し、C の対象税目にはそれら 3 税目に加えて軽自動車税が追加された結果となっており、公平性が害されていた可能性がある。特に、A 及び B からは、交付要領改正後に事業変更承認申請も行われており、その際に交付要領改正後の(対象税目に軽自動車税を追加した)同意書の提出を受けることが可能であったのではないだろうか。

交付要領制定の際は、補助対象者の要件に関する規定に遺漏のないよう留意するとともに、事業を実施している年度の途中で交付要領を改正する際には、その影響範囲を慎重に検討したうえで、不公平の生じないように対処することが望ましいと考える。

## 【意見 29】 補助対象者について

八戸市ワイン産業創出支援事業補助金(以下、「苗木補助金」という。)と八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金(以下、「雨よけ補助金」という。)という 2 つの補助金交付要領における補助対象者について、以下のように違いがある。

|       | 苗木補助金                                                                                                                                                                                                                                                             | 雨よけ補助金                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者 | <p>次の全ての条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市に住所をおく農業経営者</li> <li>・自己が経営する南郷地区の農地において、ワイン用ぶどうの栽培を行うまたは行う予定のある農業経営者</li> <li>・令和 3 年 3 月 23 日までにワイン用ぶどう苗を購入し、納品を受けることができる農業経営者</li> <li>・生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者</li> </ul> | <p>次の全ての条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市に住所をおく農業経営者</li> <li>・自己が経営する南郷地区の農地において、ワイン用ぶどうの栽培を行う農業経営者</li> <li>・令和 3 年 3 月 10 日までにワイン用ぶどうの雨よけ等設置整備を完了することができる農業経営者</li> </ul> |

(出所:苗木補助金交付要領、雨よけ補助金交付要領)

上記のとおり、苗木補助金の補助金交付要領には、「生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者」という条件があるが、雨よけ補助金の方にはない。

しかし、どちらもぶどう生産者に対する補助であり、また南郷地域においてワイン産業を創出するという目的も共通しているため、補助対象者は同一の表現にした方が望ましい。具体的には、雨よけ補助金の補助対象者に、苗木補助金の「生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者」という条件を追加することが望ましい。

### 【意見 30】消費税の免税事業者の確認事務について

苗木補助金及び雨よけ補助金の交付要領では、補助対象経費に含まれる消費税相当額は、以下のとおり補助対象外とされている。

3 補助対象者は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(出所:苗木補助金交付要領第 3 条、雨よけ補助金交付要領第 3 条)

交付申請時に消費税等相当額が判明している場合はこれを減額して申請するほか、申請時に不明な場合は実績報告後、消費税相当額が確定した場合には、速やかに消費税等相当額報告書を提出するとともに、これを市に返還することが定められている。ただしこの規定は消費税の課税事業者に対するものであり、免税事業者は対象とされない。

しかし、市は補助対象者が免税事業者であるかどうかに関して積極的に確認しておらず、誤って消費税相当額を補助してしまうリスクがある。具体的には、補助対象者が課税事業者であるにもかかわらず消費税等相当額を減額申請しなかった場合や、実績報告後消費税相当額が確定したにも関わらず消費税等相当額報告書を提出しなかった場合、市は減額すべき消費税相当額が存在したことを把握することができない。

リスク低減のため、消費税の免税事業者に対しても、課税事業者であるかどうかについて、積極的な確認を行うべきであろう。具体的には、免税事業者であることの理由（法人設立や個人事業の開業から2年を経過していないことや基準期間の課税売上が1,000万円未満であること等）を交付申請書等で報告させる手法が考えられる。



## 27. 農業新ブランド育成事業（農業経営振興センター）

### （1）事業の概要

|                     |                           |       |         |
|---------------------|---------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 農業新ブランド育成事業               |       |         |
| 所管課                 | 農業経営振興センター                |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 24 年度                  |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                        |       |         |
| 事業の目的               | 八戸市の農産物の販売戦略の構築並びにブランド力創出 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載のとおり |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                    |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                  | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 3,127                     | 2,306 | 2,277   |
| 決算額(千円)             | 2,345                     | 1,614 | 1,568   |

### ① 事業内容

ア. Let's eat 八戸いちご 親子スイーツづくり体験会 夏・秋・春

|     | 秋                                              | 春                                         |
|-----|------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 日時  | 令和 2 年 9 月 26 日(土)<br>11:00～12:30              | 令和 3 年 2 月 11 日(木・祝)<br>11:00～12:30       |
| 場所  | 八戸ポータルミュージアム 5 階共同スタジオ                         | 八戸ポータルミュージアム 5 階共同スタジオ                    |
| 内容  | 八戸いちごデコレーションケーキ(クッキーバージョン)づくり体験<br>(八戸菓子商工業組合) | 八戸いちごバレンタインデコレーションケーキづくり体験<br>(八戸菓子商工業組合) |
| 参加者 | 親子 9 組                                         | 親子 18 組                                   |
| 参加費 | 1,500 円／組(材料費・保険料)                             | 1,500 円／組(材料費・保険料)                        |

※ 夏は新型コロナウイルス感染拡大のため中止

イ. いちごマルシェ

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時 | 令和2年11月14日(土)10:00～17:00<br>令和2年11月15日(日)10:00～15:30                                                                                                                                                                                                                    |
| 場所 | 八戸ポータルミュージアム<br>11月14日:はっちひろば、シアター1、ギャラリー1<br>11月15日:共同スタジオ                                                                                                                                                                                                             |
| 内容 | ア. 新作八戸いちごスイーツ発表会&八戸いちごパフェづくり体験会の開催<br>イ. 八戸いちごクイズラリーの開催<br>ウ. 八戸いちごの歴史、生産方法等に関する情報発信コーナーの設置<br>エ. 八戸いちご親子クリスマスケーキ作り体験会の開催<br>オ. 八戸いちごジュースの販売<br>カ. 八戸いちごバームクーヘン、八戸いちごポンチの販売<br>キ. 八戸いちごドーナツの実演販売<br>ク. 新作八戸いちごスイーツの展示<br>※八戸菓子商工業組合主催の「菓子まつり」と同時開催であり、カ～クは八戸菓子商工業組合主催。 |

② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、イベント参加者数を評価指標として設定している。

【図表 イベント参加者数】

| 品名                    | イベント名                        |        | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    |
|-----------------------|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 八戸特産<br>野菜(八戸<br>いちご) | Let's eat 八戸いちご 親子スイーツづくり体験会 | 参加者数 計 | 57    | 185   | 166   | 172   | 155   | 58    |
|                       |                              | 内訳     |       | 57    | 65    | 58    | 44    | 中止    |
|                       |                              |        |       | 55    | 42    | 53    | 58    | 20    |
|                       |                              |        | 57    | 73    | 59    | 61    | 53    | 38    |
|                       | 八戸いちごマルシェ                    | 来場者数 計 | 7,296 | 7,732 | 7,699 | 8,177 | 6,888 | 4,307 |
| 八戸伝統<br>野菜(糠塚)        | ※イベントは下記のとおり(年度により異なる)       | 参加者数 計 | 77    | 49    | 21    | 49    |       |       |

| 品名        | イベント名                        |    |             | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------|------------------------------|----|-------------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| きゅうり・食用菊) | H27、H28:伝統野菜トークカフェ           | 内訳 | 糠塚きゅうり      | 60  | 49  | 21  | 33  |    |    |
|           | H29:糠塚きゅうりと八戸夏野菜をつかった子ども料理教室 |    | PR イベント     |     |     |     |     |    |    |
|           | H30:八戸伝統野菜をつかった子ども料理教室       |    |             |     |     |     |     |    |    |
|           | H27:Let's eat 八戸秋野菜フォーラム     |    | 食用菊 PR イベント | 17  |     |     | 16  |    |    |
|           | H30:食用菊と秋野菜をつかった親子料理教室       |    |             |     |     |     |     |    |    |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

## ② 令和2年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節        | 令和2年度<br>決算額 | 主な内容                |
|----------|--------------|---------------------|
| 報償費      | 210          | 親子スイーツづくり体験会等 講師謝礼  |
| 需用費      | 237          | イベント用いちご代、賞状額代等     |
| 役務費      | 241          | イベント用広告掲載料 231 千円 他 |
| 委託料      | 831          | イベント会場設営、ポスター作成     |
| 使用料及び賃借料 | 49           | 複写機使用料              |
| 合計       | 1,568        |                     |

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見 31】 事業目的と取組の整合性について

親子スイーツづくり体験会やいちごマルシェは、一定の集客がなされており、イベントとして一定の成果を上げていると評価できる。

しかし、事業目的は「八戸いちごの販売戦略の構築並びにブランド力創出」とされており、その目標(ゴール)は具体的ではなく数値化もされていない。したがって、事業目的と親子スイーツづくり体験会やいちごマルシェといったイベント開催という取組の整合性は明らかであるとは言えない状況である。

まず、事業目的に直接関連する効果測定指標として、八戸いちごの販売数量・販売金額の追加を検討することが望ましいと考える。事業目的に適合した指標を測定することにより、取組と事業目的との整合性が図られる効果が期待できる。

ただし、イベントによる集客は販売拡大に直接に結びつくものではないため、取組の有効性を測定することは難しいと思われる。むしろ現在実施しているイベントの開催は、最終目標を達成するための第一段階として、市内における八戸いちごの認知度を高めるための取組として位置付けるべきであろう。

そもそもブランド力創出といった目標は長期的に取り組むべきものであり、一朝一夕に達成できるものではなく、「八戸いちご」をブランド化するためには各種の取組が必要である。したがって、長期的な目標を実現するための各種手法を検討し、取組の選択の幅を広げておくことが望ましい。

八戸市農産物ブランド戦略会議(平成 29 年 8 月 30 日開催)では、委員から様々な提言がなされている。例えば、いちごの生産現場に触れる取組(いちご狩り、いちご畑ツアー)や菓子店が連携した期間限定の八戸いちごをつかったスイーツキャンペーンのような取組、さらには観光客をターゲットとした八戸いちごのPR(「八戸いちごあります」という宣材制作)などである。

各種手法が考えられる中で、限られた予算で単年度に実施できる取組は限定されるが、目標に向けた取組のうちの一つを実施していることを示すことにより、長期的な目標と現在実施している取組との一貫性を明確にすることが可能になる。

以上のとおり、長期的な計画を立案し事業目的と取組の整合性を確保しつつ、事業目的に合致した評価指標を設定したうえで、継続的に事業を実施することが望ましいと考える。

## 28. 地域農業経営再開復興支援事業（農業経営振興センター）

### （1）事業の概要

|                     |                                                                                                                                                                                         |        |         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業の名称               | 地域農業経営再開復興支援事業                                                                                                                                                                          |        |         |
| 所管課                 | 農業経営振興センター                                                                                                                                                                              |        |         |
| 事業開始年度              | 平成 23 年度                                                                                                                                                                                |        |         |
| 根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等) | ① 経営再開マスタープラン<br>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(国)、令和 2 年度青森県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金交付要綱(県)<br><br>② 農業次世代人材投資資金<br>農業人材力強化総合支援事業実施要綱(国)、令和 2 年度青森県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱(県)、令和 2 年度八戸市農業次世代人材投資資金交付要領(市) |        |         |
| 事業の目的               | ① 担い手確保及び農地利用集積のためのプラン策定<br>② 次世代を担う農業者となることを志向するものの経営確立を支援すること                                                                                                                         |        |         |
| 事業の効果測定の方法          | ① 特になし。<br>② 交付件数                                                                                                                                                                       |        |         |
| 財源                  | ① 経営再開マスタープラン<br>委託費及び役務費は県補助金 100%<br>それ以外は市の一般財源<br>② 農業次世代人材投資資金<br>補助金の財源は国交付金 100%                                                                                                 |        |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                                                                                                                | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 27,397                                                                                                                                                                                  | 28,893 | 23,893  |
| 決算額(千円)             | 29,540                                                                                                                                                                                  | 28,111 | 21,416  |

### ① 経営再開マスタープランについて

国は、東日本大震災の津波被災 50 市町村において、農業の復興を実現し、その発展を図るための設計図として、集落・地域での話し合いと関係機関による検討を経て策定される「経営再開マスタープラン」の作成を支援している。作成された「経営再開マスタープラン」は「人・農地プラン」とみなされる。人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものであ

る。平成 24 年に開始され、現在は人・農地プランの実質化が図られている。

人・農地プランの実質化の要件は、以下のとおりとされている。

1. アンケートの実施

対象地域内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者(耕作者又は地権者)の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認する。

2. 現状把握

1.を地図化し、5 年～10 年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用する。

3. 今後地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約化に関する将来方針の策定

(出所:農林水産省経営局長「人・農地プランの具体的な進め方について」令和元年 6 月 26 日)

## ② 農業次世代人材投資資金について

次世代を担う農業者となることを志向する者の経営確立を支援するため、経営が不安定な就農直後(5 年以内)の所得を確保するための資金(農業次世代人材投資資金)を交付する。

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 主な補助対象者 | 新規就農から 5 年間までの農業者        |
| 補助対象経費  | 用途の制限はない。                |
| 補助率     | 最大年 150 万円/年(前年所得に応じて変動) |
| 財源      | 国の交付金 100%               |

補助金の交付に関する詳細は、令和 2 年度八戸市農業次世代人材投資資金交付要領に定められており、交付対象者、資金の額及び交付期間は以下のとおりである。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付対象者 | <p>交付対象者は、次の要件を満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることを志向する者であること。</li><li>2 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、2 の(1)及び(2)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(3)及び(4)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化</li></ol></li></ol> |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>法第 20 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく公告があったもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。</p> <p>(2) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有している又は借りていること。</p> <p>(3) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>(4) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>(5) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>3 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</p> <p>4 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したものが次に掲げる要件に適合していること。</p> <p>(1) 農業経営を開始して 5 年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。</p> <p>(2) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</p> <p>5 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。</p> <p>6 経営再開マスタープラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める実質化された経営再開マスタープラン等をいう。)に中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>7 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>8 原則として一農ネットに加入していること。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>9 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>10 青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>11 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</p> <p>12 平成 27 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>資金の額及び交付期間</p> | <p>1 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間 1 年につき 1 人あたり年間 150 万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間 1 年につき1人あたり 350 万円から前年の総所得(農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。)を減じた額に 3/5 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が 100 万円未満の場合は 150 万円を交付する。また、交付期間は最長 5 年間(平成 30 年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後 5 年度目分まで)とする。</p> <p>2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間 1 年につき夫婦合わせて、1 の額に 1.5 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)を交付する。</p> <p>(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。</p> <p>(3) 夫婦共に経営再開マスタープランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から夫婦それぞれが農地を借り受けていること。</p> <p>3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが経営再開マスタープランに中心となる経営体として位置づけられている又は</p> |



|  |                                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>位置づけられることが確実と見込まれている、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている場合に限る。)に交付期間 1 年につきそれぞれ 1 の額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後 5 年以上経過している農業者(当該農業者が 1 の交付を受けている場合は、その 5 年度目を超えている農業者)が法人の役員に 1 名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所:令和 2 年度八戸市農業次世代人材投資資金交付要領)

直近 3 年度の補助金の当初予算額、決算額、交付件数の推移は以下のとおりである。

【図表 直近 3 年度の補助金の当初予算額、決算額、交付件数の推移】

| 当初予算額、決算額、交付件数の推移 | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 |
|-------------------|----------|--------|---------|
| 当初予算額(千円)         | 27,000   | 28,500 | 22,125  |
| 決算額(千円)           | 29,250   | 27,000 | 20,356  |
| 交付件数              | 18       | 16     | 14      |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

### ③ 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法として、①経営再開マスタープランについて市は指標を設けていない。②農業次世代人材投資資金については交付件数を評価指標として設定している。②農業次世代人材投資資金の交付件数については、上記の【図表 直近 3 年度の補助金の当初予算額、決算額、交付件数の推移】参照。

### ④ 令和 2 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節        | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容                                  |
|----------|----------------|---------------------------------------|
| 需用費      | 68             | ファイル等事務用品費                            |
| 役務費      | 19             | 切手代(経営再開マスタープランの実質化に係る座談会の書面開催結果 郵送用) |
| 委託費      | 935            | 経営再開マスタープランデータ作成業務委託                  |
| 使用料及び賃借料 | 38             | 複写機使用料                                |

(単位:千円)

| 節          | 令和2年度<br>決算額 | 主な内容        |
|------------|--------------|-------------|
| 負担金補助及び交付金 | 20,356       | 農業次世代人材投資資金 |
| 合計         | 21,416       |             |

## (2) 監査の結果及び意見

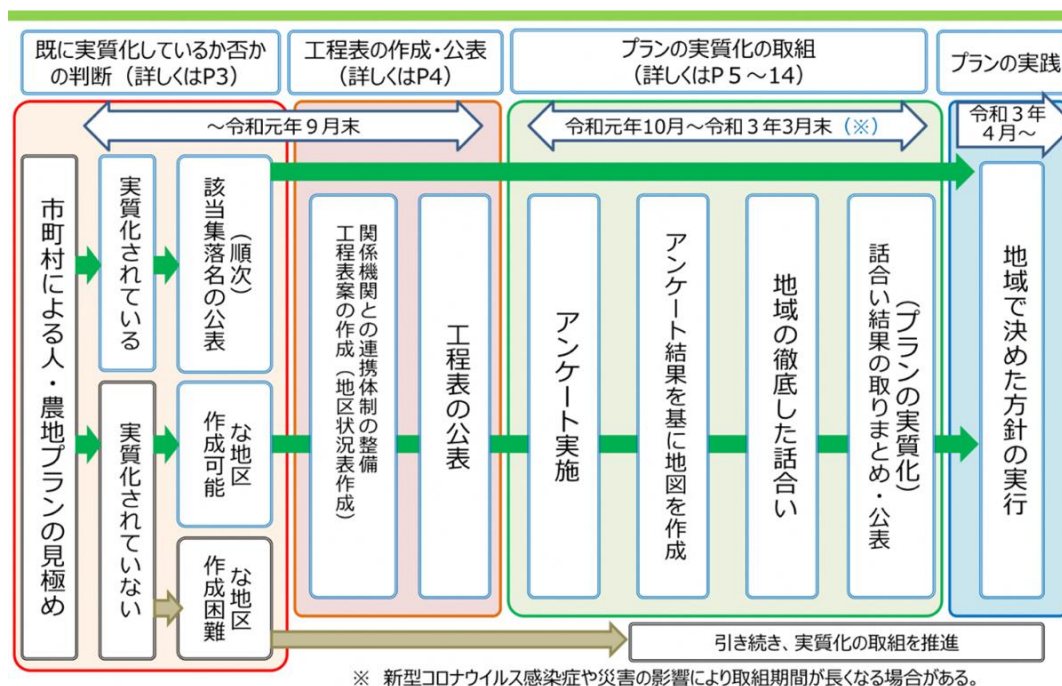
### 【意見 32】 座談会及び検討会議の書面開催について

令和2年度において、市内11地区のうち5地区について経営再開マスタープラン(人・農地プラン)の実質化が行われた。残りの地区6地区については、新型コロナウイルス感染症対策等を理由に、実質化の延期がなされている。

プランの実質化は、下記の図表のとおり以下のプロセスを踏むことが定められている。

1. 農業者へのアンケート調査
2. 地図化による現状把握
3. 地区ごとの話し合い(農家座談会)
4. プランの取りまとめ(検討会議)

【図表 人・農地プラン実質化の取組の流れ】



(出所:農林水産省 HP)

プランの実質化のプロセスのうち、「3 農家座談会」及び「4 検討会議」について、市では新型コロナウイルス感染症対策として書面による開催としている。各座談会及び検討会議の通知先数は以下のとおりである。

【図表 通知先数】

|       |        |
|-------|--------|
| 農家座談会 |        |
| 上長地区  | 18 名   |
| 豊崎地区  | 9 名    |
| 館地区   | 25 名   |
| 旧市内地区 | 5 名    |
| 中沢地区  | 25 名   |
| 合計    | 82 名   |
| 検討会議  | 委員 6 名 |

(出所:農業経営振興センター作成資料)

農家座談会と検討会議のいずれも「意見・修正等がない場合は連絡不要」と通知されているが、「3 農家座談会」は 82 名、「4 検討会議」は委員 6 名という多数の通知を行ったにもかかわらず、実質的な意見はなかった。

電話等により事前に意見の聴取・調整を図ったことが、意見がなかったことの一因とも考えられるが、対面による意見交換の機会が失われたことで、十分な議論がし尽されなかった可能性は高い。また「地域の徹底した話し合い」のもとに作成されるべきプランについて、書面による意見が全く示されることなく作成されるのは、望ましい状況ではない。さらに、プランは作成するだけでなく実行に移すことが不可欠であり、進み具合の確認や新規参入者の受け入れ状況等、プランに対する不断の検証作業は今後必要である。

したがって、令和 2 年度において書面開催によって経営再開マスタープランの実質化が行われた地区については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今後機会をあらためてプランの進捗確認や検証作業を目的として対面での座談会開催を企画することが望ましいと考える。また、新型コロナウイルス感染症の状況により対面での実施が引き続き困難である場合には、zoom や teams 等を活用し、オンラインで座談会を実施するということも検討の余地があるのではないだろうか。

## 29. 水産業復興ビジョンの推進（水産事務所）

### （１）事業の概要

|                     |                                                          |       |         |
|---------------------|----------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 水産業復興ビジョンの推進                                             |       |         |
| 所管課                 | 水産事務所                                                    |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 25 年度                                                 |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                                       |       |         |
| 事業の目的               | 水産業復興ビジョンに掲げた施策の基本方針のもと、漁港機能の再編や漁業生産基盤の充実、流通・加工戦略の強化を図る。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 該当なし                                                     |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                                   |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 112                                                      | 112   | 113     |
| 決算額(千円)             | 38                                                       | 56    | 58      |

### ① 事業の内容

はちのへ水産振興会議を必要に応じて開催し、水産業復興ビジョンに掲げた施策の基本方針のもと、漁港機能の再編や漁業生産基盤の充実、流通・加工戦略の強化を図るための施策を推進する。令和 2 年度は、はちのへ水産振興会議の開催はなく、平成 29 年 7 月に策定した「八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画（八戸地域 BCP）」（以下「八戸地域 BCP」という。）に基づいて令和 2 年 2 月 14 日に実施した机上訓練において、訓練参加者から寄せられた意見を踏まえ、八戸地域 BCP を令和 3 年 3 月 31 日に改訂している。

また、新たな養殖の可能性を調査研究するなど、市の水産業の振興を図る。

### ② 令和 2 年度の決算額の主な内訳

（単位：千円）

| 節        | 令和 2 年度<br>決算額 | 主な内容   |
|----------|----------------|--------|
| 需用費      | 12             | 消耗品費   |
| 使用料及び賃借料 | 45             | 複写機使用料 |
| 合計       | 58             |        |

## （２）監査の結果及び意見

### 【結果 26】八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画（BCP）の改訂遵守について

令和３年３月３１日に改訂した八戸地域 BCP 中の「2.基本情報」で岸壁倒壊は「H30 までに陸揚げ岸壁の耐震化が完了する予定。」とあり、「3.震災前にすべきこと」では「岸壁耐震化の実施」について、「済」となっている。実際には、第二魚市場、第三魚市場の耐震化は既に完了しているが、第一魚市場の岸壁は耐震化されてなく、八戸地域 BCP の耐震化状況に関する記載が実態と合っていない。このため、耐震化状況について、実態に合わせて八戸地域 BCP を改訂すべきである。

#### 2.基本情報

##### 5) 問題点・課題の把握

✓ 被災後における各機能の問題点を把握する。

被災後に想定される被害と代替・復旧について整理し、各漁業種類で問題点となる項目を抽出した。

表－2.7 各機能の想定される被害と代替・復旧について（漁場～漁港）

| 場  | 項目   | 代替の可能性・復旧の容易性             | まき網漁業 | いか釣り漁業 | 底曳き網漁業 | 採介・養殖 |
|----|------|---------------------------|-------|--------|--------|-------|
| 漁港 | 岸壁倒壊 | ・H30 までに陸揚げ岸壁の耐震化が完了する予定。 | ×     | ×      | ×      | ×     |

【◎】生産・流通の機能に影響する被害が大きく早急に対策が必要

【○】生産・流通の機能に影響する被害あり

【×】生産・流通の機能に影響する被害なし

【－】不要な項目

（出所：八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務計画より一部抜粋）

#### 3.震災前にすべきこと

✓ 大規模災害が発生する前に、事前対策を実施する。

事前対策にて実施すべき内容を以下に示す。これらの対策は各対策の担当団体が主体となり、各目標年度までに対策を実施することを目標として設定する。

ここで設定する目標は毎年の協議会などで進捗状況を確認することで各対策の実施を促すものであり、団体の事業計画等として実施が確定していない対策についても記載している。

| <p>なお、各対策の目標年度については、進捗状況に応じて適宜見直しを図るものである。</p> <p>＜漁場の対策＞ 完了した対策は、チェック欄にチェック↓</p> |                      |                                                                                     |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 項目                                                                                | 事前対策の内容              | 担当(◎:主体)                                                                            | 目標年度 | チェック |
|                                                                                   |                      | 理事<br>事務<br>所<br>漁<br>港<br>漁<br>場<br>整<br>三<br>八<br>地<br>方<br>漁<br>港<br>管<br>理<br>者 |      |      |
| 岸壁崩壊                                                                              | ・岸壁耐震化の実施            | ◎                                                                                   | 済    | ■    |
|                                                                                   | ・建設業者との防災協定の締結       | ◎                                                                                   | 済    | ■    |
|                                                                                   | ・現状の構造物図面データ等のバックアップ | ◎                                                                                   | 済    | ■    |

(出所:八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務計画より一部抜粋)

|                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4.震災後にすべきこと</p> <p>i.第1市場の岸壁が使用可能な場合(第2・3市場岸壁は使用不可)</p> <p>第1市場岸壁背後は、エプロン幅も広く、また、荷さばき所はあるものの開放型で、トラック直積み、仮設荷さばき所の設置による対応が可能である。</p> <p>ただし、他の地区と異なり、岸壁は耐震化されていないことから、岸壁の倒壊の可能性は高い。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所:八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務計画より一部抜粋)

### 【意見 33】八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画（BCP）の実効性について

平成29年7月に策定した八戸地域BCPに基づいて令和2年2月14日に机上訓練を実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、訓練を実施していない。

八戸地域BCPの実効性を高めるため、訓練の実施を通して、想定していなかったイレギュラーな事象への適切な判断ができるようにすることが重要である。今後も八戸地域BCPに基づいて、継続して訓練を実施し、問題点の洗い出しを行うべきであり、より実効性の高い八戸地域BCPに改訂を進めるべきである。

毎年訓練を実施することにより、八戸地域BCPについて、BCP協議会メンバーのみならず、八戸地域の水産物の生産・流通関係者も業務継続の重要性の理解が図られるものである。

|                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| 4)BCP 訓練の実施                                                                    |
| <p>✓八戸地域BCPを用いた訓練を実施し、八戸地域BCPの使い方を練習する。</p> <p>✓訓練を通じて八戸地域BCPの課題・問題点を抽出する。</p> |
| 八戸地域BCPとして取りまとめた内容の実践と、問題点の洗い出しを目的として、避難訓                                      |

練を実施する。八戸地域 BCP の実効性を高めるためには、八戸地域内外の連携が重要となる他、訓練の実施を通して、想定していなかったイレギュラーな事象への適切な判断が出来るようにすることが重要である。

#### ① BCP 訓練の実施体制

BCP 訓練の実施体制は、(実施体制)となる。

#### ② 実施方法

BCP 訓練は、以下に示す机上訓練と実働訓練を適宜組み合わせ、実効性の高い訓練を机上訓練実施する。なお、BCP 策定の初期段階においては、比較的容易に実施できる机上訓練が望ましい。

##### ②-1 机上訓練

八戸地域 BCP の手順に従って、議論形式で対策毎の体制・役割を確認し、実際に各活動ができるか否かを検討する。

##### ■机上訓練の概要

| 訓練項目               | 訓練目的                                                                                                                                             |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電話連絡網・緊急時の通報       | ・緊急事態発生後、速やかに各関係者と連絡が取れるかどうかを確認する。                                                                                                               |
| 情報の集約              | ・各協議メンバーが収集した情報を BCP 協議会として大判図面等に集約する訓練を実施する。<br>・BCP 協議会は、集約した情報から優先して復旧させる漁業種類の検討等を行う。                                                         |
| 代替機関への連絡           | ・各対策の実施において、代替機関を準備している場合は、代替機関が実際に稼働可能か否かについて実践する。<br>・代替機関に連絡が取れなかった場合の行動について確認する。<br>※代替機関には、事前に BCP 訓練に実施を周知すると共に、実際に起こった場合に対応可能か否かについて確認する。 |
| バックアップしているデータの取り出し | ・緊急時における BCP 発動を想定して、バックアップしている電子データや書類を利用できるように、バックアップ場所から取り出す訓練を実施する。<br>例) 八戸地域 BCP、災害規模などを議論する地図、漁港施設の断面図、流通先の連絡先など                          |

##### ②-2 実働訓練

模擬的に緊急時を想定した状況下において、時間経過と共に八戸地域 BCP に基づいて実際に対応できるかを確認する。漁港周辺においては、限りなく現実に近い状況を想定し、災害時に実際に活用する環境で実施する。

| ■ 実働訓練の概要                                                   |                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訓練項目                                                        | 訓練目的                                                                                                                                         |
| 点検方法の確認                                                     | ・被災岸壁の点検、瓦礫の堆積量の点検、2 次災害の発生確認、被災を受けた漁船の点検など、多くの点検・確認作業が生じる。各行動が、実際に可能か否かについて検証する。                                                            |
| 災害状況を想定した行動・利用機器などの使用                                       | ・大規模災害時では、電話による連絡手段、道路被害による通航手段の遮断の発生等、想定外のことが発生する可能性が高い。その場合、予め災害規模（訓練条件）を決め、その条件下において、各対策時における行動が可能か否かについて検証すると共に、使用する機材が利用可能か否かについても検証する。 |
| <div>③ 実施時期</div> <p>八戸市水産事務所及び八戸魚市場における避難訓練時と同日に実施（案）。</p> |                                                                                                                                              |

（出所：八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務計画）

#### 【意見 34】 養殖の調査研究について

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで 150 を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことであり、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 の目標とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成される。

水産業関連では「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。」との目標が設定され、「2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。」とのターゲットが設定されている。

本事業では「新たな養殖の可能性を調査研究するなど、市の水産業の振興を図る。」ことも含まれているが、はちのへ水産復興会議や水産業復興ビジョン部会においても、養殖の調査研究や意見交換等はほとんど行われていない。

今後の持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する目標達成のためにも、新たな水産養殖の可能性についても調査研究を進めるべきである。



### 30. 水産物流通加工振興事業（水産事務所）

#### （1）事業の概要

|                     |                                                                                            |       |         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 水産物流通加工振興事業                                                                                |       |         |
| 所管課                 | 水産事務所                                                                                      |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 22 年度                                                                                   |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | 八戸市附属機関設置条例<br>八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱<br>八戸市水産物ブランド戦略会議規則                                    |       |         |
| 事業の目的               | 水揚げ数量全体の半数を占めるイカ・サバのブランド化を推進する。                                                            |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 令和 2 年度までは該当なし。<br>今後、「八戸市水産物ブランド認証」の認証数を予定。                                               |       |         |
| 財源                  | 地方創生推進交付金対象事業の令和元年度「鯖サミット 2019 in 八戸」については国の地方創生推進交付金が2分の1、市の一般財源が2分の1。<br>それ以外は全額を市の一般財源。 |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                                                                   | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 685                                                                                        | 2,622 | 551     |
| 決算額(千円)             | 517                                                                                        | 4,523 | 235     |

#### ① 事業の内容

水揚げ数量全体の半数を占めるイカ・サバのブランド化を推進するための事業を行う。

本事業では、八戸市水産物ブランド戦略会議（以下「戦略会議」という。）を市の附属機関として設置し、水産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議し、市長に対して意見を述べるものとしている。戦略会議の庶務は、水産事務所において処理している。

令和元年度では、創作料理の開発を通じて地域資源であるイカの魅力を改めて理解していただくとともに、八戸ならではのイカ料理として PR することにより、水揚げ量日本一を誇るイカの生産振興及び消費拡大のほか、日本一のイカの産地としての知名度向上を図ることを目的として、「第 6 回 ご当地イカ料理コンテスト」を開催していた。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったものである。

また令和元年度では、「鯖サミット 2019 in 八戸」が開催された。鯖サミットは鯖の産地や鯖に力を入れている地域の取り組みを発信する場として、2014 年より年 1 回のペースで開催されている。令和 2 年の 6 回目は八戸市で東北初開催となったものである。

## ② 令和２年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節        | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容         |
|----------|--------------|--------------|
| 報酬       | 88           | 委員報酬         |
| 旅費       | 64           | 委員旅費         |
| 使用料及び賃借料 | 83           | 複写機使用料、会場借上料 |
| 合計       | 235          |              |

(単位:千円)

| 節          | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容           |
|------------|--------------|----------------|
| 報償費        | 140          | 謝礼             |
| 需用費        | 136          | 消耗品費等          |
| 役務費        | 26           | 通信運搬費          |
| 委託料        | 219          | ポスター等作成業務委託料等  |
| 負担金補助及び交付金 | 4,000        | さばサミット実行委員会負担金 |
| 合計         | 4,523        |                |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和２年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和元年度についても監査を行った。

## (２) 監査の結果及び意見

### 【結果 27】水産物ブランド戦略会議議事録について

戦略会議は八戸市附属機関設置条例第２条の規定に基づいた組織であり、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱第６条で会議録等の公開が求められている。

令和２年度に開催された２回、令和３年度に開催された２回(令和３年１１月１０日現在)の戦略会議議事録を確認したところ、誤字脱字の箇所が散見され、中には委員の意見の内容が明確に分からない箇所もあった。

戦略会議は八戸市附属機関設置条例で定められた市の執行機関の附属機関であり、議事録は公表され、市民等に情報提供する必要がある。戦略会議の発言等について、文字起こしをした文書内容の確認を行い、誤字脱字等の文言を修正し、適切な議事録を作成し、公表すべきである。

(設置)

第２条 市の執行機関に附属機関を別表のとおり設置する。

| 別表(第2条関係)      |                                        |
|----------------|----------------------------------------|
| 1 市長の附属機関      |                                        |
| 名称             | 担任する事務                                 |
| 八戸市水産物ブランド戦略会議 | 水産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議し、意見を述べること。 |

(出所:八戸市附属機関設置条例)

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (会議録等の公開)                                                                                                           |
| 第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料と共に、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。 |

(出所:八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱)

### 3 1. 漁船誘致推進事業（水産事務所）

#### （１）事業の概要

|                     |                                         |       |         |
|---------------------|-----------------------------------------|-------|---------|
| 事業の名称               | 漁船誘致推進事業                                |       |         |
| 所管課                 | 水産事務所                                   |       |         |
| 事業開始年度              | 平成 28 年度                                |       |         |
| 根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等） | なし                                      |       |         |
| 事業の目的               | 八戸漁港と荷捌き所 A 棟への誘致活動を行い、八戸漁港の水揚数量の増加を図る。 |       |         |
| 事業の効果測定の方法          | 「② 事業の効果測定の方法について」に記載したとおり              |       |         |
| 財源                  | 市の一般財源                                  |       |         |
| 当初予算額、決算額の推移        | 平成 30 年度                                | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 当初予算額(千円)           | 422                                     | 570   | 565     |
| 決算額(千円)             | 347                                     | 377   | 14      |

#### ① 事業の内容

県外のまき網漁船の船主や北部太平洋まき網漁業協同組合連合会を訪問し、八戸漁港と荷捌き所 A 棟への誘致活動を行い、八戸漁港の水揚数量の増加を図る。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、県外のまき網漁船の船主や北部太平洋まき網漁業協同組合連合会の訪問は中止し、船主に対して、書面による誘致活動を令和 2 年 8 月に行った。

#### ② 事業の効果測定の方法について

事業の効果測定の方法については、漁船利用実績及び A 棟水揚量に設定している。

【図表 漁船利用実績 A 棟水揚量】

|             | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|----------|-------|---------|
| 利用延べ隻数(隻)   | 11       | 2     | 17      |
| A 棟 水揚量(トン) | 1,540    | 383   | 1,152   |

(出所:市提出資料より監査人作成)

### ③ 令和２年度、令和元年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節   | 令和２年度<br>決算額 | 主な内容  |
|-----|--------------|-------|
| 役務費 | 14           | 通信運搬費 |
| 合計  | 14           |       |

(単位:千円)

| 節        | 令和元年度<br>決算額 | 主な内容         |
|----------|--------------|--------------|
| 需用費      | 24           | 消耗品費         |
| 旅費       | 350          | 漁船誘致のための船主訪問 |
| 使用料及び賃借料 | 3            | 機械器具等借上料     |
| 合計       | 377          |              |

※新型コロナウイルスの感染拡大により、令和２年度は決算額が大きく落ち込んだため、令和元年度についても監査を行った。

## (２) 監査の結果及び意見

### 【意見 35】 船主訪問における動画での PR について

令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、船主訪問をすることができなかった。また令和元年度の船主訪問では、訪問したものの、船主からのコメントが何もなかった訪問先もあった。市長や副市長が時間的に非常にタイトなスケジュールで船主を訪問しており、荷捌き所 A 棟の魅力を分かりやすく PR することにより、船主の要望等を収集し、今後の漁船誘致策の検討に関する情報を入手すべきである。

荷捌き所 A 棟の PR ポイントとして、フィッシュポンプの利用により、「水揚げ接岸時間の短縮」、「乗組員の作業労力の軽減」等がある。それらを船主訪問の際、荷捌き所 A 棟の魅力を宣伝するために荷捌き所 A 棟での水揚げの状況が分かる動画を提示し、A 棟での水揚げをイメージすることができるように PR することにより、漁船誘致に促すべきである。

令和３年度からマイワシの取扱いが開始され、こちらもフィッシュポンプを起因とする魚体の傷みが確認されない様子を動画でも PR することも検討すべきである。